

令和8年第2回（3月）筑紫野市議会定例会 予算審査常任委員会

○日 時

令和8年3月16日（月）午前8時58分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（22名）

委員長	上村和男	副委員長	檜木孝一
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	西村和子
委員	原口政信	委員	白石卓也
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	城健二
委員	古賀新悟	委員	坂口勝彦
委員	段下季一郎	委員	前田倫宏
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員（0名）

○一般傍聴者（0名）

○出席説明員（40名）

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	藤森慎弥
企画政策部長	宗貞繁昭	企画政策課長	中尾泰明
健康福祉部長	坂田浩章	健康推進課長	毛利早希
生活福祉課長	虫明しのぶ	地域福祉担当係長	山崎健太郎
障がい者福祉担当係長	山内徳章	保護課長	中島友子
保護1担当係長	菅本貴之	保護2担当係長	小山誠二
高齢者支援課長	谷昌義	高齢者福祉担当係長	真鍋美香子

介護保険担当係長	荒 尾 正
教 育 部 長	濱 崎 博 文
庶 務 担 当 係 長	末 次 勝 也
学校教育担当係長	中 村 淳 二
学校給食課長	八 尋 優 一
生涯学習課長	轟 治 峰
文化・スポーツ振興課長	安 樂 鉄 平
スポーツ企画担当係長	森 田 健太郎
文化財課長	小鹿野 亮
建 設 部 長	深 見 勝 彦
計画担当係長	堀 尾 圭 吾
建 築 課 長	鶴 岡 靖 生

指定指導担当係長	平 嶋 亮
教育政策課長	亀 井 美 和
学校教育課長	江 中 誠
教育指導担当係長	山 下 勝
共同調理場担当係長	田 中 宏一郎
生涯学習・青少年担当係長	野美山 毅 士
文化振興・図書館担当係長	前 田 大 輔
スポーツ施設担当係長	萩 尾 浩 三
保存活用担当係長	川 口 陽 子
都市計画課長	鶴 川 和 宜
開発担当係長	小椎尾 公 憲
空家対策・建築計画担当係長	猿 渡 康 弘

○出席事務局職員（３名）

局 長	荒 金 達
主 事	井 形 光 介

課 長	高 木 美智子
-----	---------

開会 午前8時58分

○委員長（上村和男君） おはようございます。皆さんおそろいのようにありますので、予算審査常任委員会を開会したいと思います。

およそ2時間、予定時間を過ぎておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いして、始めたいと思います。

今日は、前回の巡回福祉バス運営事業の事業内容の答弁がまだ残っているというお話がありますので、来ていただいております。その答弁から入りたいと思います。

坂田部長、何か言っていただいて、それで紹介していただいて始めたいと思います。

それでは、予算審査常任委員会を開会いたします。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） おはようございます。健康福祉部、坂田でございます。先週に引き続きまして集中審査どうぞよろしくお願いいたします。

今回、巡回福祉バス運営事業、事業内容の集中審査の途中から再開という形になっております。先週の審査の中で巡回福祉バスにつきましてははもともと、用途が公共施設への接続、それから、つくし号との連絡等について基本的に無料のバスとして運行させていただいているところでございますけれども、既に、のる一とを導入しております山口コース、それから今回導入します山家・筑紫コースにつきまして、のる一による切替えということで廃止になります。

そうした議論の中で、前田委員のほうから子ども、高齢者等について無料にならないかといった御質問があったというふうに認識をしております。所管の関係もございまして、今回、企画政策部、それから企画政策課同席の上で対応させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

職員の紹介のほうをさせていただきます。

健康推進課長の毛利です。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 企画政策部の宗貞です。企画政策課長の中尾とともに参加しております。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（中尾泰明君） 中尾です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、よろしくお願いいたします。

巡回福祉バス運営事業、事業内容の答弁からお願いいたします。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君）　それでは、巡回福祉バスに関連をいたしまして、筑紫野のるーとの乗車料金についての御説明を申し上げます。

筑紫野のるーとの乗車料金につきましては、基本的、一般的な運賃といたしましては、大人1人当たり300円という料金をいただいているところがございます。こちらにつきましては、筑紫野のるーとといういわゆるデマンド交通のサービスが、バスとタクシーの間に位置づけられるものという性質を持っておりますので、バスの料金、それからタクシーの料金の間をとって300円という料金設定をさせていただいているというところがございます。

しかしながら一方で、3月議会冒頭の公共交通協議会の中でも御説明をさせていただきましたが、この300円という料金を頂いた場合、既存のカミーリヤバスの利用者の方の負担が非常に大きいのではないか、そういう御意見を以前から議会、そして地域の皆様からもいただいておりますので、3月議会冒頭の協議会の中でも御説明をさせていただきましたが、現在この料金を半額にできるよう運輸局と協議をして、運輸局への届出等を行い、協議調整を行っているという状況でございます。

この半額という料金でございますけれども、やはりどうしても公共交通の料金を決定する際でございますが、他の公共交通との運賃の整合性というものを一定図る必要がございますので、その観点から既存のコミュニティバスの料金などを勘案してこの半額という料金を設定させていただいたというものでございます。

しかしながら、その他、高齢者、特に運転免許返納事業の際にも御意見いただきましたけれども、今後増加する運転免許返納者、高齢者の移動手段をどのように確保していくのかということについては課題であるというふうに考えておりますので、今後これ以外の手法についても他団体の例などを調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君）　前田委員。

○委員（前田倫宏君）　運輸局に半額の申入れがなされたということでありますけれども、そもそも無料にする努力をされたのか。要は高齢者、私の前の質疑のことを述べられ

ましたけど、高齢者福祉の健康増進とか、そういったのを担っていただいている施設であるということでありまして、高齢者にとっては年金が増えるわけでもなく、高負担になるのは明らかであります。

そうした中、市は半額というところで届出をなされたということでもありますけども、そもそも無料であれば市民の福祉向上に寄与するという部分では子どもにとっても、今から子どもの施設も整備していくということを考えたら、子どもと75歳以上の例えば高齢者とかは無料ということは考えられなかったのかお伺いしたいと思います。できないのか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 無料という選択肢がそもそもないということは、決してそういうことはないというふうに考えております。ただ一方で、デマンド交通、バス、タクシーの中間に位置するサービスと言いながらかなり、タクシーに近い運行形態を採用しているものというふうに考えております。

そういった観点で、いきなり75歳以上の方全てを無料としてしまいますと地場のタクシー事業者等に与える影響なども考慮する必要があるものと考えておりますので、当初の段階では半額というふうな協議をさせていただいたというものでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） そもそもタクシー業者との部分があるというところでもありますけど、カミーリヤにタクシーが出入りしているところをあまり見かけたことがなくて、カミーリヤバスとコミュニティバス等で今までカミーリヤに来られていたんじゃないかなと思うので、そこの干渉というものが、今回、私が言っているのはあくまでもカミーリヤに行くまでの手段として言っているところでもありますので、そこがどうなのかなというのがちょっと聞いていてよく分からないので、そこはちょっともう少し、カミーリヤに限っては別にタクシーとかそんなに関係ないんじゃないかというところも含めてどうですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 確かにタクシー事業者にどの程度影響があるのか、ないのかということもあろうかと思いますが、特に今回、山家であり、筑紫、筑紫南のデマンドにつきましては、4月から運行開始して、これから西鉄バスの廃止等に伴いまして利用者の皆様の利用動向などが大きく変わってくるというところがございますので、今いただきました御意見なども踏まえながら今後利用状況を見ながら、もろもろ調査研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、前田委員が言われるように、高齢者とかタクシー事業者に影響するとかいう言い方も、きれいな言葉ですが、実質的にどれぐらいの数がそれによって影響してくるというふうに想定をされるのか。

それと、高齢者とか子ども、ましてや通学にも使っていますよね。そういうのを含めてお金を取る、無償化にするとかいうのはまさしく政策なんですね。どのようにしていくのかということですね。そういうものについて、タクシー事業者に影響するか、しないかというようなことじゃない。福岡市でもずっと高齢者バスしてるでしょう。それが影響しますか。そういうことじゃないと思うけど。私は本当に、きれいごとでタクシー事業者にという、それは言い訳だと思いますよ。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） カミーリヤに限って無償とかいうことにすると、御笠自治会の経験からいくと、悪用されてるお客様が、市民の方がおられる。

例えばカミーリヤに着いて、カミーリヤからゆめタウンに行く。ゆめタウンからカミーリヤに来る。これ、無料なんです。だから、あえてその間を無料で使おうと思えば何ぼでも利用できるというような形がありますから、カミーリヤの分を無料にするというのは、引き続き検討が必要だろなというふうに思います。

それから、これから75歳以上というのは、カミーリヤに限らず筑紫野市全体のことを考えて、これから予算の関係もあるでしょうけど、これを継続的にするようにしていかなきゃいけないことじゃないかなというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私、言った分で、どの程度の影響があるという部分について答えが返ってきてませんが。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） どの程度の影響というところでございますけれども、先ほどの前田委員への御答弁にも重なる部分がございますが、デマンド交通でございます。

1月から運行を開始いたしました。この3月から山家地域、そして筑紫地域の西鉄バスの撤退等がありますので、今後利用動向が大きく変わってくるものというふうに考えております。

そのため、現時点ではっきり何台分、何人分というような数字は非常にお示ししづらいところでございます。そのため、今後利用動向を見ながらしっかりそういった点も調査研究してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） では、私のほうから一つだけ聞いておきます。

これの実施に当たっての予算が提出をされていると思いますが、この予算については、半額あるいは実情を見たら、補正の可能性もあるというふうに理解しておいたほうがいいですか。どうでしょうか。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 現在、提案させていただいております予算につきましては、基本的には既存のエリアをしっかり運行するという予算、そして先日の予算審査委員会の中でも御説明を申し上げましたが、今後、二日市地域等へデマンド交通を横展開するための予算でございます。

基本的には現行予算の範囲内でそれらの施策を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、現時点で予測不能な突発的な事態等が生じなければ補正の必要はないものというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） そしたら、高原委員がどれぐらいと予測しているかと言われてるわけだから、今でも、これぐらいで見通していますぐらいは言わないと、この範囲でやっていこうと思っておりますと言うと、それはどういう見通しですかと聞かれますから。

さっきの質疑に対して非常に不親切というか、ちゃんと答えていないという話になってしまうので、ちゃんと今の見通しのことを言っておいてください。その上で、臨機応変に対応していけるようにしたいというふうなことでしょうから。実情があるので。それはやってみないと分からない面もあって、差し当たって見通したところはこうですというぐらいは言っていたかないといけません。

中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 現時点の予算でございますけれども、二日市地域にデマンド交通を運行するための予算などを計上しているものでございます。そして二日市地域に限らずでございますけれども、車両1台当たりおよそ30人から50人程度、30人から50人の間で皆さんが御利用いただいた場合を想定しての予算を計上させていただいております。

一方で、その中で従来タクシーを利用されていた方がどれぐらいデマンドに転換をされ

たのか、そういったところにつきましては恐らく皆さんの乗車をされる時間帯であったり、乗降場所等を調査分析する中で一定見えてくる部分があるかと思いますので、そういった点をしっかり調査研究をさせていただきながら、現時点では想定し得ないようなイレギュラーな動き等が出てまいりましたら、また議会に報告をさせていただくとともに、状況によりましては必要な予算措置等についても相談させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 高原委員いいですか。そういうことだそうですから。

○委員（高原良視君） いいです。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） いろいろ説明していただきましたけど、今後の検討課題として、乗降率というか、のるーとの利用率というのが、これからデータを取られるんでしょうけど、ただやっぱり、300円というのが障害になっているんじゃないかなと思います。だから料金が発生しているから乗り控えじゃないけど、乗れないという。

毎日乗っている人も実際いらっしゃいますので、それは乗降率というよりか、やっぱり先ほど高原委員が言われましたタクシーの稼働率というか、そういうところを注視したほうがいいんじゃないかなと私は思ってるんですけどどうでしょう。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 宮崎委員がおっしゃいますとおり、様々な点からこれから調査研究をする必要があると考えております。

当然、デマンド側の動きということも非常に重要になってまいりますし、宮崎委員がおっしゃるように、タクシー事業者側の変化・動態というところもしっかり協議をさせていただきながら、市民にとってよりよい方向というものを見いだしていきたいというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、300円から150円というところで市民の御理解をいただくというところでありますけれども、今後、今から分析もされるということでありましたけど、無料にする余地はあるのか、はっきりさせてもらいたい。

この部分に関しては、歳出は正直変わらないと思っています。運行する上で単純に市民の利用料が歳入に入ってくる。この部分だけしか私は変わらないと思っているんですけど、そういった政策的なものを含めて分析されるということでありましたけども、そうい

った余地というのは政策としてあり得るのか。無料というものの自体がそもそも厳しいのか。そこを明確に教えていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 当然、自治体によりましては高齢者の皆さんのデマンド交通の乗車料金を無料としている団体もございますので、無料とする余地がないというものではないと考えております。

ただ一方で、バス料金、デマンド交通等の乗車料金につきましては、国の許認可事業でもございますので、現時点で確実にできるということは非常に申し上げにくいという点は御理解をいただければというふうに考えております。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今の料金の分は、もしも無償化する分は許認可事項ということで、国の許可を取らないかんという今の答弁ですか。政策的にそれを無償化にしようとしたときでも、それは許認可事項だからという言葉には当てはまらないんじゃないですか。料金設定の分は。私の取り方がおかしかったとかいな。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） バスの料金そのもの、乗車料金、それからどういう割引運賃を適用するかというところは運輸局等の許認可事項でございます。

○委員（高原良視君） だから、許認可事項って言っても、届けたり、市の政策的なもので、何かそれが、政策的にしようとするときに支障があるんですかということを言ってる。それが許認可事項だからという。

ほかのところもしているところがあるでしょう。要するに今言われる半額とか無償にするとか、そういう部分について、政策的なものだからそれを許認可事項ということの中で片づけるというのは。政策的なものだから、許認可事項だからという言葉では片づけられないんじゃないか。ちょっと言い方を変えられたほうがいいんじゃないですか。

○委員長（上村和男君） 中尾課長。

○企画政策課長（中尾泰明君） 確かに、バス等の乗車料金につきましては許認可事項でございますけれども、現在、先ほども申し上げましたとおり、1乗車300円という乗車料金はカミーリヤなどを頻繁に利用する方への負担としては非常に重いという事実、そういう御意見は私どもも伺っているところでございます。

そのため、地域の実情、こういう実情なんだ、この施設はこういう性質を持ったものな

んだ、そういった位置づけなどをしっかり国に対しても説明をして、許認可が得られるよう努力をしているという状況でございます。全ての判断を国に委ねるというものではなく、地域の実情などをしっかり付した上で、国の許認可の際にも実情を加味してもらえようような努力をしているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。いずれにしても大きな問題ですから、公共交通に関わるね。ぜひ市民のいろんな要望や意見を——ないがしろにしているとは言いませんが、ただ、議員から出た要望や意見はそういう市民の中にある要望や意見をかなり反映しているものだというふうに御理解いただいて検討を進めていただきたいというふうに申し上げて、この項目は質疑を打ち切りたいと思います。

次に移ります。

ちょっと休憩しますので。お疲れでした。

休憩 午前9時20分

再開 午前9時20分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は重層的支援体制事業、事業内容に移りますが、これからが坂田部長のところの本格派ですから、説明に当たる職員の紹介をしてください。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 引き続きまして健康福祉部でございます。

説明のために生活福祉課職員が参っておりますので自己紹介させていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） おはようございます。生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしくお願いいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） おはようございます。生活福祉課、地域福祉担当係長の山崎です。よろしくお願いします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） おはようございます。障害者福祉担当係長の山内です。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） そしたら審査資料104ページ、重層的支援体制事業、事業内容一覧について説明願います。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、予算審査資料104ページ、重層的支援体制事業について御説明をいたします。

まず、事業の目的ですが、重層的支援体制整備事業は、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制、並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するものとなります。

次に、表の内容について御説明をいたします。

本事業は、左から2番目のところになりますけれども、機能の項目に記載された五つの機能を一体的に実施するものであり、各分野で実施してきた、1点目、相談支援、2点目、地域づくりに向けた支援、これらにプラスして3点目の参加支援、4点目、アウトリーチ等を通じた継続的支援、5点目、多機関協働、これらを新たに実施することとしております。

一体的に実施するに当たり、重層的支援体制整備事業交付金を財源の一部とし、切れ目のない支援体制を可能とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手願います。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。重層的支援体制整備事業はすごくいい取組だと思っております。

確認なんですけど、高齢者、子ども、生活困窮など複数の相談支援事業が位置づけられておりますが、これらの相談をどのように一体的に受け止め、庁内連携や多機関協働による支援につなげていくのかをお尋ねします。

また、この事業で何が改善されるのかをお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 基本的に現在、既存の相談窓口があります。高齢者、障がい等の相談窓口がありますが、こちらでまずは受け止めて、それから詳細な内容、御本人さんのニーズ等をしっかり確認した上で多機関協働を踏まえて支援関係につなげていくといった流れになります。

ただ、様々、例えばサロン活動等の地域での活動の中でそういった困り事を抱えている

方、そういった方を見いだして窓口につなぐというケースもございますので、入り口は多様であるというふうに考えております。

そしてこの事業のメリットといったところで捉えさせていただきますが、複雑なケースを様々な分野の機関が集まって検討します。こうしたことから、支援をする側も一人で抱えることがなく、みんなで共有して様々なアイデアで支援することができますので、そういったところでまずは一定メリットがあるのかなと考えております。

また、この事業の目的といたしましては誰一人取りこぼすことがないようにという形にしております。それぞれの分野が重なり合って取りこぼすことがないようにということになりますので、多くの方の支援につながっていくということで実施をしていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） ほかありますか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 御説明の、2行目の最後のほうの地域住民等による地域福祉の推進というふうに書いてありますが、今の御説明の中にあった、サロン活動がその入り口になるということをお示しいただきましたけど、ほかにどういうことが考えられるのかお示してください。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この重層事業の特色的なものかと思いますが、地域で今やってあるサロン活動等の住民主体による活動がございますが、こういったものを支援に取り入れるというのが一つ特色かなというふうに考えております。

これについては、特に福祉としてやっているものばかりではない。要は、サロンは高齢者の方を対象としたサロンということで孤立にならないようにとか、体力づくりとか、そういった目的、ちょっと福祉的要素が強いのかなというふうに思いますけれども、それ以外のものも入ってくるのかなと思っております。福祉の分野以外の活動、例えば自治会での活動であったりとか、太極拳教室とか、一見何の関係もないようですが、そういったものも活用の中に入れられるというふうに考えております。

どのように支援するかというのは、今後、多機関協働の中で相談者の方に合った支援を検討して決めていく形になりますが、そこでのアイデア次第なのかなというふうに思っておりますので、まずは広く住民の方、地域団体等の方へこういう事業をする、そのときに御協力を願いたいということで周知啓発を図っていく予定としております。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 一番下の米印の2の各事業に対する国、県の補助が重層的支援体制事業交付金として一体で交付されるということですが、様々対象者が変わっていく中で、この交付金に色分けというのはないというふうに考えていいんですか。例えば、高齢者の分野、障がい者の分野、子どもの分野、そういう人たち、地域にいるいろんな人を対象にした隙間のないような取組をしようということが、この重層的支援体制だと思っただけで、それぞれの対象者が変わるごとにお金の出所がここだから、ここだからという色分けというのはなくて、一体で交付されるというふうに理解していいんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この事業費の積算の仕方ですけれども、基本的に補助金ですと1件当たり案分したりとか、それで、これは重層の交付金で、例えば10件あったうちの8件が重層であったら、重層の交付金が8割、そしてそれ以外の分野が2割といった形になるかと思いますが、この重層事業の場合は、様々な主体の方が使えるように、それを可能にするために、事業として丸ごと交付金のほうに分けておりますので、今後支援する対象が誰になるか、どのような属性の方になるかということで交付金の割り振りが決まるといったところではないと考えております。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員、段下委員まで指名しておきます。

○委員（宮崎吉弘君） るる説明を、また、御質問にも答えていただいてありがたいと思うんですけど、冒頭で言われました誰一人取り残さないという観点から言うと、例えば地域サロンといったときも、やっぱり参加率というか、行きたくても行けない人もいるわけなんですね。そこら辺、支援としての整合性をどのように図っていかれるんでしょうか。先ほど辻本委員も言われましたけど、色分けというかいうことも言われてましたので、どのようにそこら辺を。例えば10件あったとしたら8割しかって先ほど言われましたけど、参加できない方というところにもきちんと目を向けていかないといけないんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） サロン事業のことでお話をいただきましたけれども、この重層事業をすることによって各分野の垣根を下げた連携しやすくなるものというふうに考えております。補助金が一元化することにより、全ての事業で属性を問わず事業を実施するといったところではなく、基本的には可能にするといった形での事業実施になるの

かなというふうに考えております。本来の事業を実施するというのがメインとなって、支障を生じない範囲、余力の範囲での活用というのが今後考えられていくと考えております。

そして、サロン事業の関係で、参加しづらい方というのがいらっしゃるということです。この事業を今後進めていくに当たって、いかに多くの人に参加してもらえるかという視点でも考えていかないといけないのかなというふうに思っております。今、サロンについては、市社協のほうが中心となって側面的な支援をしているところになりますので、今後重層的な事業としても活用するという観点を持っていただいて事業の活性化を今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） この重層的支援体制整備事業は、要は地域に入っていって今の質疑の中では、個別の相談支援に重きを置かれた質疑が多かったのかなと思うんですけども、地域住民とかボランティアの活動を組織化していく、地域援助をしていくっていうような形のことをしていかないといけない中で、それで支え合いの仕組みをつくっていくんですけども、そういったコミュニティのソーシャルワークを行っていく中で、この104ページの新規事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援、制度の谷間とか狭間にいて自ら助けを求めることができないような、ひきこもりの人とか、生活困窮の人とか、そういった人たちを見つけるために、要は家庭訪問を積極的に行ってアウトリーチしていく。以前、一般質問でもそういうことを申し上げたんですけども、そういったことをしていかないといけないと。

そのような中で、そういった人が地域にいるんだということを見つけるときには、やはり地域課題を見つける機会をつくらないといけないと思うんですね。先行している自治体では、小地区の座談会を行政区単位で行って、そこで民生委員さんとか地域の自治会の方とか、地域住民の方とか、サロン活動をしている人とか、いろんな人から小地区座談会で課題を聞く。その中でそれを通して交流が生まれていって、そういったものが見つかっていくというふうになっていくかと思うんです。そういったコミュニティソーシャルワークをする中で、小地区座談会みたいなことを計画しているのでしょうか。

それと、社協の役割がかなり重要になってくると思うので、社協のソーシャルワーカーの方が地域にそうやって出向いていって、地道にそういうことをこつこつこつこつやって

いくということになると思うんですけども、そういったことはどういうふうに計画しているのか。市との役割とか含めて、お尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） ただいまアウトリーチについての御質問をいただきましたが、基本的な考え方としては御本人と関わるための信頼関係の構築、こういったものがやっぱり、長く支援をしていく形となります。なかなか短期間でぽんと解決するようなものではこの事業はありませんので、長く付き合っていくような形になりますので、信頼関係の構築というのも非常に重視して進めていくことを考えております。

また、御本人や社会とのつながりの形成に向けた支援というのが一つの考え方となりますので、まずは個人の方との付き合いをしながら支援の届いていない人、それからつながりに拒否的な人、こういった方に支援がつながるようにしていきたいというふうに考えております。

まずはやはり、地域の中での情報収集というところが必要になってくるかと思います。御提案の中にありました小地区座談会といったものを今現在、具体的に検討しているところではございませんが、この事業を進めていくに当たって、こういった手法でやるのがいかにいうのを日々整備していく、検討していくという会議体を設けてやっていきますので、そういった面も含めながら拾っていききたいなというふうに考えております。

それと社協の役割ですかね。

○委員（段下季一郎君） 社協は次で出てくるので。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） いいですか。

○委員（段下季一郎君） はい。

○委員長（上村和男君） 八尋委員、これまでにします。

○委員（八尋一男君） はい、最後の質問になりますが、宮崎委員が言われていたのは、サロンの参加率は何ぼでしょうかという形で、何のお答えもありませんが、恐らく取られていないので答えようがない。社協がやっているから答えようがないということがありますが、分かりますが、そしたら、行政区ごとのサロンの参加率を取りましょと、これから取っていただきたいなど。

何でそれを言うかということ、民生委員の人は各家庭訪問をされておるわけですけど、サロンに出てこれれば民生委員の負担は減るわけですよ。そうすることによって民生委員の負担も減るし、成り手不足も減ってくるというような形から行くと、今、重層的と言わ

れていますから社協だけにするんじゃなくて、要は高齢者が一人家から出ようにも移動手段がない。この移動手段がないのを何とかすることが、結果的にサロンの参加率を上げるということになろうかと思いますから、そこは十分社協とも検討しながらやっていくというようなことについてどう思われているのか。

2点。参加率の状況を把握するというのが一つと、それから社協と協働しながらひきこもりの人、移動手段がない人を連れ出すということについてどう思われるかを聞きたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 参加率といった、数字については今持ち合わせていないのでお答えができないところです。申し訳ございません。

ただ、参加人数等については社協のほうで把握しているところになりますので、こういったところでそれぞれのサロンが抱えている課題とか、こういったところを動かせば充実していくのか、こういったところは細かく今後見ていく必要があるなというふうに思っております。

サロンに通っていただくことで支援にもなりますし、逆にサロンに通っている方々の中で困っている課題をお持ちな場合もありますので、そういったところからも課題を抱えた人を拾える手段として非常に有効かなというふうに考えております。

サロンになかなか行きたくても行けないといった事実があるということですので、そういった点についてどのような形でやっていけばいいのかというところを、参加の方法、実施の方法等を含めて社協のほうと協議しながら今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（段下季一郎君） 関連でいいですか。八尋委員の質問に多分回答がなかった。不十分というか。

○委員長（上村和男君） 八尋委員の質問に十分に答えていないということのようですが、何かあるんですか。

○委員（八尋一男君） 今のところ参加率については、出席人数については持ち合わせていない。社協は持っているだろうということですから、それだったら後ほどその社協のデータをいただきたいなという形でお願いしたいと思います。

移動手段がない人については今後検討していくということですから、また次回のときに

御審議というか、質疑をさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員（段下季一郎君） 聞いていいですか、今のところで。

○委員長（上村和男君） 今のは今で終わっているんだけど、あなたが何か追加して聞きたいわけですか。

○委員（段下季一郎君） 今のやり取りで。

○委員長（上村和男君） よかたい、そんなら。本当はね、八尋委員で終わりですって言うてるから。

○委員（段下季一郎君） 申し訳ないです。

今、八尋委員が言われたのは、住民互助での移動支援、訪問型サービスDとかをやっている自治体がありますよね。住民互助で移動支援をサービスしていくものもサービスとしてありますよね、自治体がやっているやつで。そういったのも今のは検討しているという理解でよろしいんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 住民互助での移動支援というところですが、この重層的支援体制の整備事業、これから進める事業になりますので、具体的にこの部分について検討しているというところはございません。

○委員長（上村和男君） 終わるに当たって一言だけ申し上げておきます。

地域間の違いも、実情も、大分違うと思うんですね。従来の地域、村だったところと、それから新興住宅街としてつくられた住宅街と、そこによっても大分見える景色が違うように思います。そういう点で、幾らか先ほど議論になったような、地域で少しみんな集まって懇談したりしませんかという、そういうことを既にやっているところもあれば、それすらできないところもあれば、役員に成り手がなくなるところも含めていろいろあるのです。

そういう点で、この重層的なことを考える上で、実情を把握することをやはり前もって少し力を入れられたほうがいいのかなと思っています。参考までに申し上げます。そういう地域の違いがあっちこっちであっていますので。みんなで迎えに行っているというのは、段下委員が言っていたようなところですから、そういうところと、そうでないところといろいろありますので。

昔から村の中にある人たちは隣近所のことをよく知ってる。孤独死が多いのはやっぱり

新興住宅街です。そこで本当に孤立している人が孤独死を迎えていて、年に何人か私のところにもおられます。そういう実情をやっぱり把握して、何が足りないで、何をカバーしようとするのかという点をもう少し鮮明にしながら、市民との協働の事業になるようにしていただければありがたいなと思っていますので。

じゃあ、そういうことを申し上げて——辻本委員、最後に。

○委員（辻本美恵子君） 最後の最後で申し訳ないんですけど、重層的支援体制事業一覧で確かに新設したからこの内容なんですけど、予算書の65ページを見ていただいたら重層的支援体制整備事業の委託料が855万5,000円あるんですよ。この内容について説明していただけたらと思ってたんですけども、どうも説明がなかったので改めてお尋ねします。

予算書の64ページが重層的支援体制整備事業になっているんですよね。この中の一番最後、65ページの冒頭に、こっちに来てるからちょっと見逃しそうなんですけど、重層的支援体制整備事業の委託料とあるんですよ。今までの説明では、どうも生活保護、生活福祉課がリードしてやってるんだなと思っている中で、この委託料は何なのかなというところが説明が全くなかったのでお願いします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本件につきましては、予算審査資料、重層的支援体制整備事業、事業一覧というところで下のほうになります。新規事業ということで重層的支援体制整備事業、生活福祉課で欄がありますが、その中の一部といった形になっております。

これにつきましては、委託ということで、今後契約手続等を踏んでいくのであれなんですけれども、これは市社協に業務委託をするという想定で組んでいるものとなっております。

中身といたしましては、社協の職員人件費あたり、事業を進めるに当たって必要な経費等について計上しているものとなっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、この項目についてはとても関心が高いとは思いますが、注目しながら事業の成功をね、頑張っていただきたいと思いますので。

じゃあ次の項目に移ります。

資料105ページ、筑紫野市社会福祉協議会運営補助金、事業の内容に移ります。

説明願います。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 予算審査資料105ページ、筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業の事業内容について御説明いたします。

まず、事業予算額については、1億1,421万5,000円を計上しております。

本事業の目的と内容ですが、地域福祉活動推進の中核を担う市社会福祉協議会の人件費と運営費について補助することにより、その活動を支援するものです。

続いて変更の内容ですが、1点目は、職員の人事異動及び昇任、昇給、福利厚生費等の増となったものです。

2点目は、市から社協へ委託する全業務、表に上げている老人福祉センター管理運営業務等、全6業務の委託料10%相当分を見込み、運営費の補助とするものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 段下委員から辻本委員まで行って、その二人で終わります。まだあったら言ってください。どうぞ。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 重層的支援体制整備業務というものが一番下に上がっていると思うんですけども、さっきの質問の中で、市の職員の方との役割分担で社協の方がどういった役割をしていくのか。社協の方も重層をするとかなり人手を要するようになってくるのかなと思うんですけども、この予算で足りているのかなということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 重層事業における市社協の役割でございますが、令和8年度に業務委託予定としております。

社協の役割としては相談ケースである御本人やその家族との信頼関係を築いて事業の支援の段階ごとに必要な寄り添いや見守りを行っていただくことを考えております。その際には、社協の職員自らでなくこれまでの地域福祉活動により地域とのつながりができておりますので、そういった社協の強みを生かして地域の活動者やボランティアの方、こういった方たちを活用しながら進めてもらうことに期待を持っているところです。

本事業は、進め方など、検証、検討を行いながら進めていくこととしております。その

検討メンバーについての参加、こういったものも見込んでおりますし、相談ケースに合った支援をするため、既存の社会資源の開発に向けた企画検討、また事業者や関係機関との折衝、こういったものにも携わってもらうということにしております。

初年度になりますので、まずは非常に市と密になって情報共有し、ともに活動するようなイメージを持っているところです。

人数が足りるのかというところになりますが、今後社協の事業も充実化させていく必要性が出てくると思いますので、そこは社協のほうと協議をしながら必要に応じて補助金の額を増やすとか、そういったことも検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほど質問したことがここに出てきているのかなと思っているんですが、重層的支援体制整備業務、昨年度もこの事業があったんですね。そのときには重層的支援体制整備への移行準備事業を行うというふうに説明があったんですけども、こちらに来たら856万円になっているんですが……、85万6,000円。〔「10%たい」と呼ぶ者あり〕そうですね。これは生活福祉課からの委託料のこの部分は何をされるのかということと、上にある1の生活支援体制整備業務、高齢者支援課からの分、これは生活福祉課に聞けないのであれですが、まずは生活福祉課が委託しているこの業務の内容を説明していただけたら。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この表の件でございますかね。この表は委託業務、それぞれ老人福祉センター管理運営業務を健康推進課が社協に委託していたり、配食サービス等も行っているところですが、委託業務予算の10%相当額をここに計上しているものです。これを運営補助金としてお支払いをするといった形になっております。

ですので、重層事業については先ほどお話ししたところですが、市と密になって、重層事業全般について社協と一緒に進めていくといったところになります。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 上の財源を見たら、一般財源で全部なっているんですが、ということは重層的支援体制を整備することについてこの前に質問したとおり、色分けがないというところで一般財源のほうに全部入ったもので、また社協に出すときには一般財源として計上しているということですか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業は社協さんに対して市のほうから補助金を出しているものです。人件費であったり、それ以外にも、社協の業務として協議会や理事会等を開催します。その経費を見込むものとして計上しておりますので、重層事業を直接的に実施するといった内容にはなっていないところです。

あくまでも委託料の10%程度に相当する額を補助金として出すといった根拠的なものになりますので、重層事業は先ほど御説明した内容で社協さんのほうに委託をする予定といった形になっております。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 委員長の目が怖いですけど。今言われていた根拠というか、例えば手話奉仕員の養成講座、昨年もそういう実績、要はこの講座を通してどれぐらい養成ができて、実際活躍されているかというデータは把握されていますか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） すいません、これは申し訳ないんですけど、社協への補助金としての算定の根拠として各事業、これは社協に基本的に委託をしている事業となりますが、その10%相当額ですよというのをお示しするものでございます。

今、宮崎委員の御質問にありました手話奉仕員の養成講座については資料等を持ち合わせていないので、お話ができるところはちょっと少ないんですけども、手話奉仕員養成講座は毎年実施して手話奉仕員さんが数多く誕生してっております。来年度につきましても今募集をかけているところで、募集してから数日で講座の申込みが埋まるなど、非常に関心が高い講座となっておりますので、今後もしっかり継続的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） では、この分は以上で質疑を打ち切ります。

次に移ります。

107ページ、筑紫野市身体障害者福祉協会補助事業、事業内容、会員数の推移について説明願います。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 予算資料審査資料107ページとなります。

筑紫野市身体障害者福祉協会補助事業について御説明をいたします。

まず、事業予算額については、54万円を計上しております。

次に、事業の目的と内容についてですが、筑紫野市身体障害者福祉協会が行う各種の事業活動が充実、活性化し、障害者の相互交流や社会参加をはじめとした障害者福祉施策全般の推進が図られることを目的に補助金を交付しております。

次に、会員数ですが、令和6年度は104人となっており、過去5年間を見ますと減少傾向であることがうかがえます。

次に、身障協の主な事業活動ですが、市が委託するグラウンドゴルフ等の軽スポーツ教室ほか、各種の会員交流事業を開催されているところでございます。

次に、会員増加の取組についてですが、身障協さんが会員募集のチラシを作成されておりますので、市の施設に設置することや、身体障害者手帳を交付する際にお配りすることにより、協力をしているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。数字的には会員が減少傾向にある。これはやっぱり活動の中でも、特に身体障がい者ということですので、加齢ということもやっぱり考えられると思うんですけど、54万円という算出根拠というか、どのような形で支給をされているのか。協会としては苦慮されていると思うんですけど、そういったところの積算の推移というか、どのように今後展開されていくかをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この補助金額の根拠になりますが、これにつきましては以前から団体さんのほうと一応協議をしながら取組をさせていただいているところになりますので、今後もそういった形を取らせていただこうと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移ります。

審査資料110ページ、障害者日常生活用具支給事業、支給品目の単価一覧に移ります。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 予算審査資料110ページとなります。

障害者日常生活用具支給事業について御説明いたします。

初めに、事業予算額は2,900万円としております。

次に、事業の目的、内容についてですが、日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の購入等に要する費用の一部または全部を日常生活用具費として支給をするものでございます。

対象となる日常生活用具の品目、それぞれの基準額については表のとおりでございます。

減額の理由ですが、事業予算額は、過去の実績を勘案し、算出しており、令和7年度の上期の実績額が減になったことが影響したものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。予算は今言われたように少し減額になっているんですけども、実際に医療機器のバッテリーとか、酸素ボンベ関連とか、視覚障がい者の機器が、ちょっと物価高で上がっているというようなことも伺っております。日常生活用具の価格、本市の基準額が現在の市場価格と乖離していないのかというのが1点です。

また、もしこの日常生活用具の品目や基準額が令和8年度で見直しを行っているものがあれば。

2点お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず価格等についてでございますが、今回、令和8年度に見直しをする予定としております。その際いろいろ確認をさせていただきましたが、現在の基準額でどうなのかなというところが見られましたので、1点変えたところがございます。

まず医療機器用のバッテリー、発電機がございます。左の表の一番下のほうにあります。今現在、令和7年4月1日現在10万円としておりますが、これについては3日分の非常用電源を確保することを考慮して10万円から13万円ということで、基準額の見直しをさせていただきます。

それから品目等についてでございますが、視覚障がい者の方用となります品目をこの表から少しプラスしております。暗所視支援眼鏡と言って暗いところで視認性、それから視野拡張等の向上につながる特殊なメガネがございます。これについて県下でも導入が増え

てきておりますので導入をするところでございます。

それともう1点が音声ICタグレコーダーというもので、これも視覚障がい者の方がお使いになれるものになりますが、あらかじめ、よく使う日用品などにその特徴を録音したタグをつけておく。そしてそれに専用の読み取り機を近づけると読み上げるので物が分かるといったものになります。例えば缶詰とかCDとかは触っただけでは同じものにしか判りませんので、その特徴を録音しておく。品目であったり賞味期限とかそういったものを音声で教えてくれるので便利であるといった形となっております。

また、対象者の見直しといたしましてこの表の右の欄になります。下のほうに排泄管理支援用具業務といたしまして紙おむつ等がございます。紙おむつの対象要件をこれまで重度身体障がい者のみとしておりましたが、これを見直し、療育手帳Aを所持している方も追加させていただいたところで、支援を充実させたものとなっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。ここまでにします。

○委員（西村和子君） 見直しがされてよかったなというふうに思うんですけど、近年、新しく高度な用具が開発されていて、それに伴って高額化しているので利用される方は非常に、いいんだけど困っているというか、もっと補助がないのかなという御相談が時々あるんですけど、どういう視点で補助金の見直しとか新しい分野に広げるとかいうことを、今説明があったのと重なるかもしれませんが、その考え方についてお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 基本的には御要望をいただいたものといったところからスタートして検討をしております。

また、他市の導入状況であったり、まずやっぱり入手しやすさとか、より多くの人に御利用いただけるのではないかと、そういった観点で判断をしているところとなっております。

以前も、情報機器等でちょっと上位機種を購入したいという御相談があったところなんですが、基準的な機種がこの基準額の中でお買い求めいただけるようなところがございますので、そこは基準の機種でと。ちょっと上位のものについては少し手出しをしていたくような形で支給をしていくということで考えているところです。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、次の項目に移って休みに入りますからね。

112ページ、福祉タクシー料金助成事業、事業内容、利用者アンケートの状況について報告願います。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 予算審査資料112ページとなります。

福祉タクシー料金助成事業について御説明をいたします。

まず、事業予算額については、1,212万円を計上しております。

次に、事業の目的と内容についてですが、在宅の重度の心身障害者の方に対してタクシー料金支払い時に使用できる助成券を配付する内容となっております。

タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便向上と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的としております。

助成券については、500円券を66枚、1乗車につき2枚まで使用可能ということで交付をいたします。お1人当たり年間の助成総額は3万3,000円となります。

なお、事業予算額のうち、助成券分の予算計上額は1,192万6,000円となります。残りの額は、助成券の印刷費というふうになっております。

減額の理由でございますが、コロナ期を含む過去10年の実績を基に積算しており、その期間における平均交付人数が減少したこととなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。券は1乗車につき2枚まで使われるということですけど、重度の心身障がい者に限るということで、種別がありますよね、身体障がい者の。心身もそうですけど。重度となっているので、その辺のこと分かりますか。例えば1級とか、いろいろ種別があると思うんですけど。

○委員長（上村和男君） ちゃんと手帳に書いてあります。

○委員（宮崎吉弘君） 書いてあります。それともう1点、すごい500円という金額が。チケット代が安いから、焼け石に水じゃないけど、タクシーを使われる方って、結構、介護タクシーにしてもすごい料金が高いわけですよね。なので使用者が少ないというふうに捉えられているんじゃないかと私は思っているんですけど。そこら辺の見解をお願いしま

す。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、本事業における区分について御説明をいたします。

まず視覚障がい者の方は1、2級、肢体不自由の方は下肢等3級以下、プラス多重複で総合1、2級、また上肢を除く1、2級という方が対象になります。

また内部機能障害として心臓、腎臓、呼吸器等1級をお持ちの方、また肝臓や免疫で1、2級を持たれている方、それと療育手帳のAをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方等が対象となっているところでございます。

それと、タクシー料金が高いからというところでございます。物価高騰、それから燃料費の高騰もありまして、タクシー料金も一昨年から値上がっております。それからまた、値上がりをするといった業界での動きも見られているところとなっております。

最近ではタクシーの台数全体も運転手さんが少なくなっているというところで、いわゆる流しが少なくなっていて、迎車料金300円がかかるといった状況も出てきております。

今年度、来週から令和8年度分の新しいタクシー券を窓口で交付する時期となります。その際にまた利用者の方からアンケートをいただくというふうに思っております。ちょっとお手間を取らせて申し訳ないんですが、窓口に来られた方にアンケートをおとりしまして、こういった形で利用されているのかというところで、今後のタクシー券支給事業の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

ですので、利用者の方の御意見、それから料金が高くなっているといった状況を踏まえて見直し等に入らせていただこうと考えております。

先日の決算審査のときにお話をさせていただきましたが、令和6年から500円券2枚と方針を変えております。3年間は様子を見て、それから検討に入らせていただくというお話をさせていただいておりましたので、令和8年度はその年に当たるかなというふうに考えておりますので、様々な情報を収集して検討して障がい者の方の生活利便の向上の目的に沿った形で持続的にこの事業が実施できるように検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 5点、質疑をさせていただきます。

今、タクシー利用券を2枚、3年間を見通しながらと。世の中は刻々と変わっているのに3年間も見るとかいう悠長なことじゃなくて、今現在500円というのは初乗り運賃にも満たない状況なんですね。そしたら2枚を3枚にしようとかいうのは臨機応変に翌年から変えますとかいうことがあつてしかるべきじゃないかというのが1点目。

2点目、1,210万円の予算を組まれていますけど、利用率の目標は何ぼに設定されているのか。

それから、資料要求の中に利用者アンケートの状況ということで書いてありますが、アンケートを昨年取られたのであれば何がそのアンケートから得られたのか。

4点目、なぜチケットを利用されないのか。必要な方に配っておるわけですから、それが利用されないということ自体が何かおかしいのじゃないかと。何でチケットを利用されないのか。

最後5点目、足りない人には手を差し伸べて、再申請にされればもっと出してあげる、不要な方には枚数を減らすというような対応ができないものか。

以上5点について回答をお願いします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず、使用枚数のお話ですけれども、先ほど申し上げましたが、ちょっと対応が遅いのではないかというお叱りのお声もいただいているところですが、なかなか1年ごとに変えるというのも混乱をして難しいところがありますので、8年度には必ず見直しをして利用しやすいものに変えていきたいというふうに考えておりますので、3枚使えるようにするとか、それから足りない人にはまたプラスしたほうがいいのではないかとか、こういったところについては検討のテーブルに乗せて考えていきたいというふうに思っております。

それから、アンケートで得られた内容、それからなぜ使われないかというところですが、昨年度につきましても同じ時期に窓口のほうでお尋ねをしております。その中で、どのようなときに御利用されているのかということでお聞きしておりますが、通院が一番やっぱり多かったんですけれども、そのほか買い物や公共施設の利用などに御利用されています。

なかなか多く使われないというところですが、大切に使ってある方が結構多いんだということが分かりました。基本的には家族が車で乗せてくれるけれども、それができなくなったときに利用するつもりで大切に取っておいてますといった御意見もございま

した。

自分が車を運転できないとき、それから公共交通機関を利用することは困難なとき、こういったときに補完的に利用される方というのがございました。

また、逆に通院で全部利用されるという方もいらっしゃいましたので、様々な使い方があるということが分かりました。

それから利用率の設定についてですが、利用率につきましては多くの方に使っていただきたいので利用率を上げるといった目標はありますが、数値をここまでにする。そしてこれにするにはどういったことがというところの、ちょっとそこまでの結びつけが難しいのかなというふうに思っておりますので、今現在の目標といたしましては、利用率を上げるといったことで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 利用率を上げる、いいんですけど、この1,212万円というのは利用率100%で1,212万円ですか。それとも利用率を上げて1,212万円の予算ですか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） これまでの実績を踏まえたところでのものとなっております。交付枚数分の予算を準備しているというものではございません。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですね。

○委員（八尋一男君） 委員長がいいですねというから。はい。

○委員長（上村和男君） じゃあ春口委員、前田委員で終わりにします。

○委員（春口 茜君） 1利用者につき2枚までということなんですけど、使いやすさを考えると、交通系ICカードじゃ駄目なのかなと思ひまして、その点が使えるのかどうか、それを考えたことがあるかどうか、お伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本事業はタクシーの利用について助成するものとなっておりますので、例えば交通系ICに入れるということになると用途が広がっていいこともあるのかもしれませんが、今のシステムでいくと利用券という紙をお渡しして、それをあらかじめ登録されたタクシー事業者さんにお渡しをします。タクシー事業者さんが利用実績ということで市のほうに請求を上げてお金をお支払いするというスキームにな

っておりますので、ＩＣカードというのは現時点では難しいのかなというふうに思っております。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 500円券というのがずっとこの助成事業で来ていたんですけど、最初の課長の説明の中で、そもそも初乗りの料金も物価高騰、燃料費高騰で上がっている。500円でずっと決まっているというのは、当時はどういった経緯で500円だったのか、どうしても気になったので確認のため。初乗り料金が上がっているんだったら、ここも臨機応変に3年ごとに見直すとかじゃなくてここは上げられるんじゃないかと思ったんですけども。500円の根拠を教えてくださいなと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 500円券を一度に2枚利用できるようにしたのは令和6年度からです。それ以前は670円券を1枚といった形でしておりました。ですので、それぞれの方の乗り方によるかと思うんですが、手出しが増えた方もいらっしゃいますし、2枚使えるようになって手出しが減ったという方も様々いらっしゃるかと思っております。

基本的に初乗り運賃分をというような形では現在の設計上考えていないところです。あくまでもタクシーに乗られるときの補助といったことで捉えておりますので、今こういった形でさせていただいております。

○委員長（上村和男君） じゃあ、引き続き令和8年度に見直していくというお話がっておりますので、期待しておきますのでばりばり頑張ってください。八尋委員のかなり強烈な御意見もありますので、それを参考にして頑張ってくださいというふうにして、この項目を終わります。

健康福祉部に移りますので、これで休憩を35分までやります。じゃあ35分まで休憩します。お疲れでございました。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は健康福祉部保護課に移りますので、引き続き坂田部長の下で、保護課がおいでのよ

うであります、説明に当たる職員の紹介をしていただいて審査に入ります。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 引き続きまして、健康福祉部でございます。説明のために保護課職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○保護課長（中島友子君） 保護課で課長をしております中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護 1 担当係長（菅本貴之君） 保護 1 担当係長、菅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護 2 担当係長（小山誠二君） 保護 2 担当係長の小山です。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） じゃあ、よろしくお願いいたします。

審査資料113ページ、生活困窮者自立支援事業委託内容について、説明をお願いします。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） では、審査資料の113ページ、生活困窮者自立支援事業委託内容でございます。

まず、1 番の既存委託事業、二つの事業を行っておりまして、こちらにつきましては令和 7 年度同様の内容で事業を行います。予算額、内容は記載しているとおりでございます。

次に 2 番目、新規委託事業でございます。こちら四つの事業を計画しております。

まず一つ目は、居住相談支援事業で、予算額は368万6,000円計上しております。こちらは必須事業でございます。暮らしの困り事相談窓口に週 2 日、住まい相談支援員を配置することにより、住まいに関する課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、住まいの安定確保のための支援を行います。

また、住宅関係者や福祉関係機関からの相談対応や入居物件の開拓等を併せて行い、生活困窮者の住まいの安定確保を図るものです。

二つ目が、ひきこもり支援推進事業として、予算額は委託料として164万1,000円計上しております。こちらは暮らしの困り事相談窓口に週 2 日、ひきこもり相談支援員を配置することにより、ひきこもり状態にある方やその家族の方が容易に相談でき、迅速かつ的確な助言、その他各種福祉サービスの利用に係る支援や補助を行うものです。

三つ目が生活困窮者支援等のための地域づくり事業として、予算額は委託料として87万6,000円計上しております。こちらは必須事業です。

高齢者や障害者、子育て中の親子等が気軽に集い、多世代がユニバーサル的な形で交流できる居場所づくりの拠点として、また気軽に福祉相談ができる機能を備えたカフェとしてコミュニティカフェを月1回いたします。

最後になりますが、子どもの学習支援事業で、予算額は委託料として173万5,000円計上しております。貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、初年度は主に生活保護世帯の中学生を対象として、令和8年7月末頃から開始を目標として毎週木曜日定員10名として2時間程度の学習支援を筑紫コミュニティセンターで行いたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 御説明ありがとうございます。子どもの学習支援事業について伺います。この事業の対象者にどのように周知されるのかお伺いします。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） こちらは初めてする事業でございます。生活保護世帯の方を対象にこの事業を進めたいと思っております。今把握している新中学生になられる方が23名、生活保護世帯でいらっしゃいますので、ケースワーカーが中心になってその世帯に呼びかけをさせていただいて、対象者のみに周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 10名を超える場合はどのようにされる予定でしょうか。対象者が23名いらっしゃるということで、23名もし応募があった場合、どうされる予定でしょうか。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 10人程度というふうに考えさせていただいておりますが、試験的に、今、生活保護を受けている方が23名で、この事業をする目的はやはり学校の授業についていけないとか、やはり不登校気味の方を対象に行いたいと思っておりますので、大体10名前後になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 同じところであるんですけども、まず場所ですね。筑紫コミュニティセンターということでありますけど、23名のうち一番遠いところでどこから来られるのかなと思ってですね。場所の選定を含め、まずお伺いしたいとおもいます。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 場所は二日市エリアに住んである方から筑紫駅前、針摺、一番遠いところだと考えると西小田という地域があります。

筑紫にさせていただいたのは、母子寡婦福祉会が生涯学習センターのほうで子どもの学習支援をされていますので、場所的に別のところがいいのではないかとということで筑紫コミュニティセンターを考えたところです。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員、山本委員、手を挙げていますので続けていきます。

西村委員。

○委員（西村和子君） まずちょっと関連するかどうかなんですけど、ボランティア講師は教職経験者等、どんな方を対象としているのでしょうか。それと、ほかは、ボランティアは割と多数が無償だけれど、ここは費用弁償を行うということですから、その趣旨がどういうことかということが1点目です。

それとカフェの件ですけど、これはどの自治会なのか、コミュニティなのか、どういう単位で考えられているのでしょうか。それと、今既に行っているところも結構あると思うんですけど、そことの関係、その位置づけをどんなふうに整合性を取っていくのかというところをお答えください。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） まずボランティアで募集のことを言われておりましたので、そちら筑紫野市は筑紫女学園と協定を結んでおりまして、ボランティアについては筑紫女学園の学生の方にお願ひできればなというふうに思っているところです。

お金の件につきましては基本的にボランティアですので報酬等は発生せずに費用弁償、交通費だけは支給させていただきたいと思って計上させていただいております。

次にコミュニティカフェにつきましては月1回、大体第2、第3月曜日、基本的に偶数月につきましては二日市コミュニティセンターで、奇数月につきましては筑紫コミセンでこの事業を進めていきたいなというふうに考えております。

この事業のすみ分けといいますか、地域づくり事業として暮らしの困りごと相談窓口が

保護課にありますよということを皆様に周知ができる場所にしたいことと、今年度からひきこもり支援を充実させるために予算も計上させていただいているところです。ひきこもりの方はなかなか家から出られる場所がないとか、そういう方がいらっしゃるのが現状でございますので、月1回でもいいのでもしよかったですら来ていただけないとか、そういうところもこの事業をする中で行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） あとはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは新しい事業ですからやりながら、走りながら見直したりいろいろ出てくると思いますので柔軟に、頑張ってくださいと思います。

次に移ります。

審査資料114ページ、生活保護事業、事業内容、相談件数に移ります。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） 審査資料の114ページです。

生活保護事業、事業内容、相談件数でございます。

事業の内容は、困窮する全ての国民に対し、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活保障と自立助長を図るものです。

事業内容については、記載のとおり8つの扶助を行います。

次に、相談件数でございます。令和5年度は450件、令和6年度は538件、令和7年度1月末で417件となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、質疑がないということは頑張れということで取りますが、これで保護課が終わりましたので説明職員入替えのためしばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明をしてくれる課が替わりましたので、紹介をしていただいて審査に移ります。

坂田部長。

○健康福祉部長（坂田浩章君） 健康福祉部最後となります。説明のために高齢者支援課職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） おはようございます。高齢者支援課長の谷と申します。どうぞよろしくお願いします。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） おはようございます。同じく高齢者支援課、高齢者福祉担当係長の真鍋といいます。よろしくお願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしくお願いします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋です。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） お願いします。

審査資料115ページ、シニアクラブ活動推進助成事業、事業内容、クラブ数、会員数の推移について説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） シニアクラブ活動推進助成事業について説明させていただきます。

事業予算額につきましては、373万1,000円、在宅老人福祉費補助金として191万1,000円が県から入っております。

事業の目的としましては、シニアクラブの活動を支援することで、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりにつなげるとともに、活力ある高齢者の地域活動の促進を図るとしてます。

事業内容につきましては、老人福祉法の13条、福岡県高齢者社会活動推進事業補助金交付要綱及び筑紫野市老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金交付規程に基づき、筑紫野市シニアクラブ連合会及び連合会に加盟する単位シニアクラブの運営活動に対して助成金を交付しております。

シニアクラブの活動費助成としましては、筑紫野市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの運営活動に対して助成金を交付します。

シニアクラブの事務補助としまして、シニアクラブ役員の高齢化などに伴い、事務サポ

ーターを派遣し、事務手続などの支援を行う補助金資料の作成が困難などの理由で単位シニアクラブを解散する事態を予防することを目的とします。

助成金の種類と内訳につきましては、シニアクラブ連合会に対しては、シニア連合会運営費助成として63万2,000円、体育振興費、研修、生きがいつくり、仲間づくりに関する助成金として66万6,000円、単位シニアクラブに対しましては、単位老人クラブ運営助成金として233万3,000円、シニアクラブ事務所補助としまして10万円としております。

クラブ数、会員数の推移につきましては、令和3年度から令和7年度のクラブ数と会員数を示させていただいておりますが、いずれにしてもクラブ数、会員数につきましては減少傾向でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、なかなか大変でしょうけど、頑張ってください。

次へ移ります。

地域密着型施設等整備補助事業、事業内容に移ります。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 地域密着型施設等整備補助事業、事業内容について説明をさせていただきます。

事業予算につきましては、4億2,716万9,000円として、県から100%の補助金となっております。

事業の目的としましては、第9期介護保険事業計画、令和8年度に整備を行う地域密着型サービスについて、開設する事業者の支援を実施するものでございます。令和7年度までに応募がなかった介護サービスにおいて、令和8年度当初に公募を行い、採択された事業者に補助を行います。

ちなみに、これまで2か所の事業所のほうから公募があっており、令和8年度についてはその残りを募集公募する予定となっております。

事業内容につきましては、地域密着型サービス等整備補助金として3億2,894万9,000円とします。

開設工事費の費用について補助するものとして、ここに書いてありますとおり、小規模

多機能型居宅介護事業所をはじめとする事業所に補助をするものでございます。

施設開設準備金経費補助金につきましては、9,822万円となっております。開設前に必要な設備整備、備品購入などの経費について補助するものとして、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所をはじめとする事業所を対象としております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、この事業内容の中の地域密着型サービス等整備補助金は、これは全て応募が今あっているものに対しての事業ということでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 令和8年度の公募予定につきましては、4月から5月にかけて公募する予定でございます。ただ、問合せ等があつてゐるかということにつきましては、全ての事業所において問合せがあつてゐるわけではございません。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なかなか応募してこないという実情もあるものですから、本当に奮闘してやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

その上で次に移ります。

シルバー人材センター運営補助事業、事業内容に移ります。谷課長から説明願います。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） シルバー人材センター運営補助事業について説明をさせていただきます。

事業予算額につきましては、2,021万5,000円となっております。

事業の目的としましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条及び筑紫野市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付規則により、シルバー人材センターに対し補助を行うことにより、高齢者の経験や能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進することを目的としております。

事業の内容としましては、シルバー人材センターが行う就業支援事業や地域貢献活動の

実施に必要な運営費を補助します。

補助の積算としましては、国のほうと市のほうとございますが、国のほうが1,465万1,000円となっております。市のほうが2,000万5,000円となっております。

シルバー人材センターの賛助会員として別途21万円を支出する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

春口委員。

○委員（春口 茜君） これまで女性の会員数が少ないというふうにお伺いしてたんですけども、活動状況と女性ができるような仕事があるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 女性の会員数拡大と職域の拡大につきましては、委員さんおっしゃるとおり、課題として認識しておりまして、例えば託児だったりとか、家庭の清掃支援、そういったものの事業が今されていることが多いと聞いております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 会員数の割合的には今どれぐらいなんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 2月末現在であります、男性419名に対し女性が146名、合計で565名となっております。

○委員長（上村和男君） どこかでも議論になったと思いますが、女性の高齢者の就労がなかなか難しいとか、会員が入ってきにくいと言われていいますので、シルバー人材センターと協議をしていただいて、うまく回るように市としての支援を財政面だけではなく、いろいろな情報面も含めて図っていただくように申し上げておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

119ページ、生活支援体制整備事業、事業内容に移ります。谷課長から説明願います。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 生活支援体制整備事業について説明をさせていただきます。

事業予算としましては、2,329万3,000円に対して、国896万7,000円、県448万4,000円、その他としまして535万6,000円、一般財源としまして448万6,000円となっております。

重層的支援整備体制事業交付金のほかに介護保険事業特別会計からの繰入金がございます。

事業目的につきましては、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を続けられるよう、7コミュニティ運営協議会や自治会が生活支援や介護予防の取組を提供できる体制を整え、地域全体で支え合う仕組みを整えるために生活支援体制整備事業を行います。

事業の内容としましては、1、生活支援コーディネーター活動としまして1,557万4,000円、地域の支え合いや生活上の困り事を把握し、地域住民や関係団体をつなぎながら日常生活を支える仕組みを構築するため、生活支援体制の整備及び地域づくりを行います。

内訳としましては、生活支援コーディネーターとしまして、高齢者支援課に会計年度任用職員1名、社会福祉協議会に業務委託として2名を配置しております。

もう一つ、筑紫野市生活支援体制整備事業協議体としまして、生活支援コーディネーターと生活支援を提供する多様な主体による情報共有、協議の場及び啓発活動の経費として54万4,000円を支出する予定でございます。これは地域包括ケア推進会議として実施するものでございます。

次に、社会資源情報のデータ化として266万2,000円、昨年12月に稼働開始しました生活支援コーディネーターが把握した地域資源情報に介護保健、医療、福祉に関する情報をデータとして集約し、随時更新しながら関係者、市民に公開するため、筑紫野市福祉情報ナビ、ちくしナビの維持管理を委託します。これにつきましては、つくったデータベースをできるだけリアルタイムで更新していくため、事業所だとかに空き情報だとか求人情報、もしくは情報の更新があるかどうかを定期的に確認するものでございます。

3番、担い手育成事業として505万7,000円、地域住民及び生活支援コーディネーターの市の職員の養成を目的として、住民主体の生活支援活動をつなぐ方法についてノウハウを持つ専門機関等に講座等を委託して、住民主体による介護予防、生活支援事業の立ち上げを伴走支援するものでございます。令和6年度から住民主体による介護予防生活支援事業の立ち上げを行い、各自治会コミュニティ運営協議会に働きかけていくところですが、そこで反応のある地域に対して集中的に支援または伴走支援を行うために委託するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

坂口委員が一番早かった。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。今回、生活支援コーディネーターもいろいろ人員も増やしております。この配置により地域の支えあい体制づくりを進めているとのことですが、現在どのような活動を行っており、また、具体的にどのような成果につながっていくのかを説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 生活支援コーディネーターの活動につきましては、一つは地域包括ケアシステムの会議における進行だったり、関係団体の意見を吸い上げたりすることによって社会的なニーズを把握し、今後の方針につなげていくということを職員と一緒に議論しております。

もう一つにつきましては、今年度から始めました介護予防生活支援事業サービス事業の事業実施に向けて、各協議会、各自治会のほうに実際に赴き、事業の説明もしくは事業の立ち上げについてのヒント、こういったものを一緒に考えながら伴走支援を行っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今度9コミュニティになりますけれども、現在配置している生活支援コーディネーター3名なんですが、この3名で市全域をカバーできるのかというのが1点です。

それと、生活支援体制整備事業とコミュニティ運営協議会の兼ね合い、関係はどのように整理しているのでしょうか。

二つお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今現在、市の職員1名と会計年度任用職員1名、社会福祉協議会から2名で体制を組んでおりますが、実際には全域をカバーするためには社会福祉協議会のほかの職員にも地域担当を決めさせていただいて会議等の出席を精力的に行っていただいております。

地域の説明におきましては、市の職員、担当だけでなく係長、課長補佐、場合によっては私のほうも地域に出向いて説明を行いながら、できるだけ1件でも多くの地域が取組ができるようにということで考えております。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） もう1点、コミ協との関係ですが、この事業を進めていくに当たっては、まずコミュニティ運営協議会の会長で組織されるコミュニティ推進協議会のほうに事業の内容と方向性をお諮りし、そこで調整を行った上で各自治会だったり、コミュニティのほうに入っていくようにしております。

常に情報交換をさせていただきながら、コミュニティ運営協議会のほうでもできる支援については協力していただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） まず生活支援コーディネーターですけど、生活支援体制の整備事業が発表されたときに第1層と第2層でコーディネーターを配置していくというふうなことが書かれていたので、こういうものに、国が示した実施要綱みたいなのにのっとって整備されていくかと思ったんですが、なかなか生活支援コーディネーターそのものが増えていかないと。

さっきも質問ありましたが、コミュニティが九つになったら、どのように包括とコミュニティと、実際のところ、コーディネーターが活動していくのかというのはなかなか見えない中で、今、現実、配置されて何年かたつただけど、本当に何をしてるのか全然コミュニティには伝わってこない。コーディネーターがこの1年間、具体的に本当に何をしてもらえるのか、各コミュニティに対してですね。

それと、生活支援体制整備事業の協議体があるんですが、コーディネーターと多様な主体をつなぐというところでケア会議と言われたけど、これは前からある組織だと思うんですね、ケア会議そのものは。実際コーディネーターと多様な主体がどこかで出会うというか、絡む場面というのが今のところないんだけど、多様な主体はコミュニティにほぼあるわけですね。コミュニティにコーディネーターがどんなふうに関わっていくか。上のコーディネーターがどう動くかというのとはほとんど一緒なんですけど、その二つ、まずコーディネーターがこの予算の中でどういうふうな活動をしていくのかということがちょっとまだ分かりにくい。

各コミュニティについてどんなふうになっていくのか、あるいは各包括ごとの取組みたいなところを説明していただいてもいいかなと思います。

それと担い手の育成事業ですが、これも去年からやってるけれども、全然成果が、これ

は決算のときにも言わないといけないんですけど、成果が見えない中で今年度もまた同じようなことをやると。住民主体の生活支援活動をどうつくっていくのかっていうのが、去年のことを言ったら、要するにそれを受けての予算だというふうに考えたら、去年の事業の反映が今度の予算にどんなふうになっているのかということを説明していただけたらいいのかな。

もう一つ、社協に委託している部分が非常に多いんですけども、社協に委託するときには社協の中に暮らしのサポートセンターというのがある。実際、暮らしのサポートセンターで日常生活支援事業をやっている中で、それがこれからつくろうとしている全体的な生活支援体制にどうつながっていくのか。まず、社協にある暮らしのサポートセンターが発展的なものになるのかどうか、この３点、説明いただきたいです。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） コーディネーターがどういう作業をしているのか全く見えないということでございます。

実際には、第１層コーディネーターを市の職員と市が雇用する会計年度任用職員、第２層を社会福祉協議会という形にしていますが、経験、ノウハウの面もありますし、実際的には情報交換をしていく中でフレキシブルに対応しております。その中で、地域コミュニティ運営協議会の福祉部会の会議に入ったり、サロンの活動に入ったりだとか、そういった形で足しげく通っているところで今情報収集しながらその地域に合った体制をしているものでありますので、一概に目に見えない活動というのも大いにあるのかなというふうに感じております。

その辺のアピールが足りないのかなというのが御指摘じゃないかなと思っております。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 続きまして多様な主体との連携と生活支援コーディネーターとの関わりはどのようなになっているのかというふうな御質問だったと思います。

そちらのほうにつきましては、地域包括ケア推進会議等で今見守りの在り方をいろんな主体と協議をさせていただいて、リーフレットをつくったり、見守りを行っていますというシールをつくって、各企業の車などにシールを貼って啓発をする取組は行っているところでございます。

続きまして、担い手の育成について成果が見えないということでございます。

今年度につきましては、介護予防生活支援サービスの事業を進めていくための重点地区として山口地区をコミ協の協力をいただいて今動いております。こちらのほうに担い手の育成で、地域で支え合いが大事だという講話を何度かさせていただいております。

山口のほうでは、具体的に二つの自治会で実態調査から取り組んでみようと協議しています。生活支援コーディネーターと市の職員含めてどういう形の調査をするか検討を行っております。そこで方向性が決まってきましたら担い手の専門機関と一緒に伴走支援をしていく形になるかと思えます。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 3点目、社協をはじめとする様々な活動についてどう関連していくのかということでございます。

最終的には、それぞれの事業が相乗効果を得ながら、地域の中でそういった助け合いの活動、例えば見守りの活動、こういったものが広がっていくために何をしたいかというのをそれぞれで取り組んでいきたいというふうに考えております。

皆さん御存じのとおり、高齢化社会になりまして、先ほども孤独死だとか、行方不明だとか、ひきこもりだとか、いろんな問題が交錯しております。最終的にはそこにつながっていくために個々の事業を発展させていくことによって、相乗効果として地域社会が営まれるという体制を目指していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、多様な主体っていうのは。地域包括ケア会議の中でやってる、多様な主体といろんなことをしてますよというこの多様な主体というのは、どういうところなのか。これは簡単なことだと思うんですが。

今、何を言わんとしてるかという、生活支援について、実際に動いてところが一番困ってるのは、利用者と活動をしている人のコーディネート、事業のマッチングが一番難しいんですよね。もともとと言われている生活支援体制整備事業の中のコーディネーターの役割の中で言われている第2層の人のニーズとサービスのマッチングというところで、きちんと挙げられてるわけですよ。

これができてないのに、実際に困ってる地域があって、ここを解決しないとよそができないというのは間違いなんですよ。まずは生活支援のニーズとサービスのマッチングを誰がやるかということを行政が主導して、きちんとした体制をつくると、よその地域で

も。

まだ一步踏み出せないっていうところが何をためらっているかというところ、このニーズとサービスのマッチングが一番難しいからなかなかできないっていうところが引っかかっているのに、ここを抜きにしてほかのところで検討していただきます。サービスが必要だからという説明をしています、講話をしていますということではなかなか進まない事業なんじゃないかなと思ってるんですよ。

だから、ここできちんと、国が言っている生活支援コーディネーターの役割のニーズとサービスのマッチングを誰がするのかというところを市がきちんと決めた上で進めないといけない事業じゃないかなと私は思ってるんですけど、それはどういうふうに考えておられるか。

何にしても、第1層のコーディネーターを市の職員、正規じゃなくて会計年度ということとは、1年ごとになる可能性もある。よくて3年、5年ぐらいやったとしても、それぐらい経験積まないと生活支援コーディネーター、地域での展開っていうのは難しいと思うのに、なぜ会計年度の人がやるのかというところがちょっと理解できないので、その考え方、なぜ第1層の人が会計年度の職員でいいと思っているのかということの説明をいただきたい。

○委員長（上村和男君） 真鍋課長補佐。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 多様な主体のメンバーについてですが、多様な主体のメンバーは、シニアクラブ、シルバー人材センター、民生委員、児童委員、協議会連合会、それと介護を考える家族の会、その他庁内の様々な機関、生活福祉課、健康推進課、生涯学習課、そういった団体と協議をしております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 先ほど辻本委員御指摘のとおり、この事業を進めるに当たってはマッチングが非常に重要だということは御指摘のとおりでございます。

この事業を始めたときに、やはりコミュニティ運営協議会の会長さんたちとか、その他自治会長さんたちに話をしてもらったときには非常に賛同の声が多かったことを記憶にとどめております。ただし、どういうふうにやろうかということに対してはなかなか次のステップに動こうという動きがなかなかできなかったところもございます。

そこで、コミュニティ運営協議会の皆さんと自治会の鍵となる人物と市の職員、生活支

援コーディネーター、一緒になってどうやったらいけるだろうとか、そういうふうな形で一緒に地域と市の職員、社会福祉協議会がやっているというのが今現状でございます。

それと、なぜ生活支援コーディネーターを会計年度任用職員にしたのかということですが、1層協議体としては正規の職員が1名一緒に行っております。会計年度任用職員1人に任せているわけじゃなくて、高齢者福祉担当の職員が常に一緒にしながら役割分担をしつつやっている現状でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 令和6年の8月5日付で令和6年度地域支援事業実施要項の改正点についてということの事務連絡が来ていると思うんですけども、その手引の中で8ページのところに生活支援体制整備事業の生活支援体制整備の配置、協議体の設置の標準額というのが、第1層が要は市町村の区域全域で800万円掛ける市町村数、1市町村800万円。第2層の中学校区域、日常生活圏域では要は400万円掛ける日常生活圏域の数ということでこうなると恐らく市町村では1層の市全体では正規職員1人と会計年度1人、第2層のところでは中学校区単位だったら5人ぐらい配置、お金が出るんじゃないかなと思うんですけども、今回の体制がこういうふうになっているということで今、辻本委員が言われていたんですけども、そのお金を活用してもう少し配置ができなかったのちょっと思ってたんですがその点いかがですか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今、御指摘にあった第1層コーディネーター2名、第2層コーディネーターを、校区までありますので5名までなぜしなかったのかということですが、筑紫野市の場合については、まず第1層コーディネーターを配置した後に2層コーディネーターを2名に増員しているところでございます。その中で、筑紫野市には地域コミュニティの取組というのが長年続けられておりますので、そこをパートナーとしてやっていくことが最適だろうというふうに考えております。

ですから、各コミュニティにおいて一人一人の生活支援コーディネーターということもあるかもしれませんが、まずはコミュニティの自主性、そういったものに寄り添えるような形での体制でまずは4名でやっているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。最後にします。

○委員（西村和子君） 1点目は先ほどの説明の中で多様な関連団体のところで最初にシニアクラブがあったと思うんですけど、その相手としてはどのようなことを期待しているのが1点です。

それと、資料の最後の担い手育成事業のところですけど、500万円余りの多額の経費をかけて、今年度というか、先日も、2月末に2日連続で講座がありましたけれど、それが一番先に頭に浮かぶんですが、コーディネーターや市職員の養成も目的としているということで、そして「講座等を委託し」と書いてあるんですけど、具体的にこの金額でどのような事業を予定しているのかをお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 最初の多様な主体、シニアクラブ等についてはどのような期待をしているのかという御質問に対してですが、シニアクラブにつきましては会員相互の助け合いとして、会がある際にはお互いに送り迎えをしたり、ちょっとした庭の剪定とかもしていると聞いておりますので、身近な地域の支え合い、見守り活動はできる団体と思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 担い手事業の予算状況の想定ですが、セミナーを来年度につきましても2回、それと伴走支援をできれば2地域程度で考えております。

ただし、契約の内容と地元の動き等もございますので、できるだけ柔軟な対応ができるような形ということで想定をしているところでございます。

つまり、今想定してる地域以外にもそういったところが出てきそうなところであれば、機を逃さず対応していきたいということまで一応想定をしているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 1点目のシニアクラブについてですが、私の住んでいる地域を見ましても、シニアクラブの送迎というのは近しい人、広くじゃなくて、自分が本当に親しくしている人の範囲で送迎をしている。高齢化しているので、できる人はほとんどいないように見えます。

それと、そういう状況で、シニアクラブそのものが活動を維持していくのが精いっぱいという団体が多く、さっきも報告があったようにシニアクラブが減少してるわけですよ

ね。なので、なかなかここは難しいんじゃないかなというふうに思います。

それと、担い手育成事業は、御説明で分かったような気がするんですけど、コーディネーターや市職員の養成を目的としているということで、講座等委託を検討しているということだったら、すいませんけど、この内容を文書で示していただくわけにいかないでしょうか。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 先ほどのシニアクラブの取組についてですが、高齢者ネットワーク推進事業費補助という形で、実績を見てますと年間やはり1,000件ぐらい支え合い活動をしているという実績が上がってきておりますので、それは貴重な会員間の支え合いと受け止めております。

以上です。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ちょこっと休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○委員長（上村和男君） 会議を再開いたします。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） セミナーの内容につきましては、市の職員、地域の方々それぞれの内容を示してほしいということですが、今年の例で言いましたら、実際には講座を開く中で様々なジャンルの方々に公募をかけて幅広く来ていただくというような形で行っております。

積算根拠につきましては、約79万9,000円、セミナーで2回分、計上しておりまして、現地の伴走支援を1地域72万8,000円で積算しております。

以上です。

○委員長（上村和男君） これで最後にします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 財源のところの確認ですけど、その他のところ、これは介護保険事業特会からの繰入れだと思うんですけども、その確認と、国、県からの補助金の中にさっき段下さんが言われた国が示しているコーディネーター、生活支援体制整備事業の

補助金というか、交付金があるんだけど、それがこの国と県の中にどのように含まれているのかという、財源の確認だけお願いいたします。

○委員長（上村和男君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時29分

再開　午前11時30分

○委員長（上村和男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君）　地域支援事業の財源についてでございます。

生活支援体制整備事業の財源については、先ほど第1層が800万円、第2層が400万円に対して、あと日常生活圏域という形になりますので、筑紫野市の場合は、今、日常生活圏域は4圏域になっておりますので、4圏域分が最高の上限の金額になるかと思います。

今現在、筑紫野市のほうでは第2層については2名になっていきますので、まだ上限ではないということは間違いないです。

以上です。

○委員長（上村和男君）　じゃあ質疑を終了します。課題ですからね。今の大きな地域で担っていこうという、そういう方向にとっては重要な課題のところですよ。あるいはいろいろな役割を担うところです。その中でも生活支援コーディネーターが果たす役割が問われているというのが去年ぐらいから少しみんな注目して、期待もしているところです。

なかなか難しいところがあるのかもしれませんが、本当にやっぱり実情に即していくという、そういう仕事になるように、所管課としては支援をしていただければいいなと思っていますので。

いまだに、やり始めて寄り添ってというのは聞こえはいいんですが、寄り添ってということは追随するという言い方にもなります。何かそこから学んで、こういう事例を広げていく、あるいはこういうことでネットワーク化していくみたいな仕事がコーディネーターに求められていますということになると、やりやすくなるかもしれませんね。

ですから、そういう意味での所管課の支援をきちんとしていかないと、今年もまた決算のときに言われちゃうと、面白くないでしょうから。だから頑張ってくださいね。

じゃあ、これは終わります。

次に移ります。

120ページ、地域介護予防活動支援事業、事業内容に移ります。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 地域介護予防活動支援事業について説明させていただきます。

事業予算額につきましては、547万3,000円、国が115万5,000円、県が68万5,000円、その他273万7,000円、一般財源89万7,000円ということで、重層的支援体制整備事業交付金、その他介護保険事業特別会計繰入金となっております。

事業の目的につきましては、住民主体による健康づくりや介護予防活動を継続できるよう、これらの活動を行う団体を支援することで、地域の介護予防、生活支援活動の活性化を図ります。

事業内容としましては、健康づくり運動サポーターの派遣88万8,000円、地域で介護予防を行う団体に対して健康づくり運動サポーターを派遣いたします。

介護予防音楽療法の講師派遣309万5,000円、地域で介護予防を行う団体に対して音楽療法の講師を派遣いたします。

住民主体による介護予防生活支援サービス事業補助金の交付68万円、住民主体の団体が介護予防活動に生活支援を一体的に実施する場合には、その団体の自治会を通じて補助金を交付いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

辻本委員から春口委員、二人だけ指名しておきます。

○委員（辻本美恵子君） まず財源のところ、その他のところは、これは介護保険の特会だと思んですが、どの事業に充当しているのかということが一つ。

それから、音楽療法の講師派遣、これは年間何回分を予定しているのかということと、3番目の住民主体による介護予防生活支援サービス事業補助金の交付、これの積算の明細を教えてくださいと思います。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） まず音楽療法の積算の根拠ですが、1回当たり90分のコースで110回分、計上しております。

それと住民主体の介護予防生活支援サービス補助金の積算は、この事業については1団体という積算で考えております。

その他の割合については、この全事業に対してこれだけの割合で繰入れするという形になります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今日の審査の最初のところで、重層に関わる費用は色分けをしないというふうな説明があったんですけども、これは一旦介護予防活動というと、ここに入ったお金ですね。どの事業にいくのかというところは色分けしないというところだったんですけど、それは介護保険のほうから入ってくるのも重層事業に使われるというふうな、割合的にはあったとしても、使われてる内容としては全て事業総額の中から配分されていると理解していいのかどうか。

あくまでもこれは、例えば住民主体の生活支援には介護保険のほうからしかいかないんだと、一般会計からほかのところからの金も入らないんだという計算になっているのか。割合で決めているのであれば、じゃあ住民主体の生活支援のところにはどういってお金が入るというふうに分け別についていっているのか。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 重層的支援体制整備事業は、国が地域共生社会の実現に向けて創設した制度でございます。今回、この事業については全て介護保険制度に基づく事業として予算を移行して、まずは介護保険事業をそのまま引き継いで実施するものと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ちゃんとしておいたほうがいいですよ。

○委員（辻本美恵子君） じゃあ一番端っこにある一般財源の89万7,000円というのは、何ですか。全て今、介護保険を充当するものであるというふうに言われて、あとは国、県だと

言われたら、端っこの89万7,000円というのは何なのか。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 事業予算額のその他と一般財源を改めて御説明させていただきますが、その他につきましては介護保険事業の……。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 財源のその他と一般会計について再度御説明させていただきます。

その他につきましては、介護保険事業の特別会計の繰入金になりまして、第1号、第2号被保険者の保険料分が100分の50という形で計算をしております。

一般財源については、そもそも市が介護保険の中で負担すべき金額で積算をしておりますので、あくまで介護保険制度の中での負担割合になっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員と春口委員が手を挙げてるので、もう二人まで。

○委員（辻本美恵子君） 住民主体の生活支援の68万円、僅か2桁の予算なんですけど、これを介護保険から出さないといけないという理由があるのかどうか。ほかの一般会計から出せないのかということを確認したいと思うんです。

というのは、介護保険が財源であるがためにどんなふうに地域で重層的な支援をしようと思っても、65歳以上の介護保険の対象者でないと駄目という規定があって、65歳以下の方、例えば若いお母さんが骨折したから家事ができない支援に行っても、こういう事業の対象にはならない。あるいは子どもさんの送り迎えをしても対象にならない。普通の地域の中で考えられる重層的な支援という言葉で考えられるサービスのほとんどが介護保険の65歳以下の人の話になってしまうわけです。

65歳以上の人は、本来であれば介護保険のほうできちんとしてもらいたい人の本当にちょっと困ったことをお手伝いするということにしか使えないような補助金がこの68万円な

んですよ。これであれば、もっと地域でこの活動を広めたいというか、広める必要はないんですよ。もっと困ってる人がいたら手を差し伸べたいような人がいっぱいいるのに、このお金が介護保険から出ているばかりにすごい制約がかかる。

介護保険を使ってこの68万円を出さないといけない根拠は何なのか。ほかのところからの財源で出せないのか。これを重層的な支援と考えるのであれば、もうちょっと考え方があるんじゃないかなと思うんですが、財源の考え方としてどうなのかということをお尋ねしたい。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） もう一つ、住民主体による介護予防生活支援サービス事業費補助金についてなんですけれども、今回、重層的支援体制整備事業で68万円を一般会計のほうに出しております。

それ以外に特別会計のほうにも同じ補助金を介護予防生活支援サービス費という介護保険の総合事業の中で補助金を580万円計上しているところでございます。

今回、一般会計にこの68万円を出した理由は、特別会計の中は総合事業の中の位置づけで運営をする関係で、事業対象者以上の方が対象になるところになります。

今回、一般会計に出したのは、事業対象者でない一般の高齢者の方が主体で運営する場合にも補助の対象にできるように今回重層的支援事業のほうに移行させております。

予算上、補助金については二つに分かれているということで御説明させていただきます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 最後ね。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、住民主体の生活支援の68万円は対象者も限定されずに、重層として受けて受け止めてよいということですね。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 重層に振り分けられた68万円につきましても対象者としては高齢者に限定するものでございます。

○委員長（上村和男君） 65歳以上の高齢者に限定すると。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） はい。

○委員長（上村和男君） いいですか。そういうことだそうですから。

西村委員、まだありますか。どうぞ。

○委員（西村和子君） 私の認識の違いでなければ、事業の内容のところの健康づくりサポーターと音楽療法の講師派遣のところですけど、音楽療法士のほうは派遣を受けるほうは費用負担がないんですよね。運動サポーターのほうは、たしか支払いをしなきゃいけないと思うんですけど、同じ派遣ですけど位置づけが違うのかなと思うんですけど、この二つにはどんな違いがあるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 関連ですからまず質疑を受けてから二つ合わせて。

春口委員、これで終わりです。

○委員（春口 茜君） 西村委員の質問とちょっと関連しているんですけども、1番と2番の講師の額がやっぱり違うなと思っていて。

まず、1番の健康づくりサポーターの人数をまずお伺いしたいです。それと、活動状況、あと活動に対しての参加人数を。

それから音楽療法に関しては1回当たり3万5,000円ということだと思うので、詳細を詳しくお伺いしたいなと思います。

3番については、交付要件の詳細をお聞かせください。

最後に、今後医療費が増大していく中で健康づくりって非常に重要だと思っているんですけども、例えば健康ポイントとかとひもづけたりするなど、今後の拡大とか推進について考えていることがあればお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 二つ一遍をお願いします。

係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 健康づくり運動サポーターと音楽療法事業の説明でございますが、健康づくり運動サポーターにつきましては、健康推進課で健康づくり運動サポーターの養成を行って、ボランティアの一環で運動指導していらっしゃる団体になります。この団体から派遣するに当たりまして、現地までの実費負担として対応しているので、回数的には多いんですが、費用が比較的安価になっている状況でございます。

6年度で、開催回数が54会場で、409回開催しております。

音楽療法につきましては、音楽療法士という専門職の方がいる企業に委託して年間を通じて講師派遣を依頼している状況になりますので、講師の費用が高くなっております。この音楽療法は非常に好評で、サロン等については自分たちでは指導ができないというお話を伺っておりますので、毎年、講師として音楽療法士を派遣しているような状況でございます。

ます。

回数については、令和8年度は110回を予定している状況です。開催箇所は80か所程度になるかと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 先ほどの医療費の健康事業に対する影響についてですが、ここに書いてある健康運動づくりサポーターの派遣だったり、介護予防の講師派遣、それ以外にも様々な健康づくり活動、介護予防活動、地域活動への支援、これが相乗的に健康寿命の増加につながっていくと考えております。

やはり人と人とが話して、食事をしてというコミュニケーションを取る、これが認知症予防にも介護予防にもつながるということは言われておりますので、これらをそれぞれ組み合わせていきながらやっていきたいというふうに考えております。

それと、サポーターの人数につきましては、ここで資料を持ち合わせてませんので、申し訳ございません。

以上です。

○委員長（上村和男君） 春口委員が言うて西村委員で、もう終わるからね。

○委員（春口 茜君） サポーターの人数がもし分かった際には教えてください。

それと、専門職だから音楽療法士は高額で、健康づくりは完全ボランティアということで、健康づくりのほうも専門職とか理学療法士さんだったりを呼んだりしたらいいんじゃないかなと思ったりもしたんですけど、サポーターの人数が分からないことには今後どうやって健康増進していくかも測れないと思うので、健康づくりサポーターの推移とかもやっぱり必要になってくると思うんですね。なので、やっぱり今後ほかの事業と組み合わせてやるとおっしゃいましたけど、この事業でどうやっていくのかを考えていかないといけないと思うので、もう一度お願いいたします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） サポーターの人数につきましては、後で確認して提示させていただきたいと思います。

健康づくり運動サポーターの派遣につきましては、健康推進課と協働で行っている事業でございますので、ここは健康推進課とも協働しながら進めていきたい。これにつきましては地元の市民ボランティアとして健康づくり運動サポーターの方々が頑張ってくれてい

ますので、引き続きコミュニティ活動、地域活動の一環として、それを支援していきたいというふうに考えております。

介護予防音楽療法につきましては、実際に歌を歌ったりとか、そういったもののプロの専門の方にやっていただきながらしており、15人前後の参加者が出ておりますので、これも引き続きやっていきたいと思っております。

それ以外に健康推進課のほうでも健康づくり事業というのは、様々やっている形になると思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。終わりです。どうぞ。

○委員（西村和子君） 説明いただいたんですけど、まず健康づくりサポーターは来てもらうほうの費用負担があるんじゃないかと思うんですけど、それは私の間違いですか。間違いでなければ、音楽講師のほうは要らないので、どうして違うのでしょうかと。

それと、音楽療法の講師の謝金ですけど、筑紫野市のほかの事業では、医師とか大学の教授でも、変わってなければ1時間当たり1万円だと思うんですけど、90分で3万5,000円というのは交通費を含んでもかなり高額だと思うんです。どうしてこの金額に決まったのか。前はもう少し安かったような気がするんですけど、それがどういう基準、根拠によるものなのかと。

それと、110回、今年度派遣してるというふうにおっしゃったと思うんですけど、自治会ごとのサロンであつたら全部の会がたしか1年間に1回しか呼べないと思うんですけど、110回ということは自治会ではないところでも呼んでるということなのかなと思うんですけど、その割合が分かったら教えてください。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

積み残していた部分がありますので、その説明をお願いいたします。

係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 午前中の質問に対して答えられなかった内容に

についてお答えしたいと思います。

まず、健康づくり運動サポーターの人数ですが、現時点で112名になっております。

それと、健康づくり運動サポーターの会が地域から依頼を受けて地域との協議で謝金等を決めて活動している状況がございまして、令和6年度の実績で言いますと全部で32回、合計245名の運動サポーターが派遣されております。

依頼は、コミュニティ運営協議会、自治会等から、市の事業と別枠でこの事業に協力をしてほしいということで地域で立てた予算の中で依頼を受けて動いているという状況がございまして。西村委員からの質問はその分での依頼の内容ではないかと思われまして。

続きまして、音楽療法の講師の派遣料についてですが、音楽療法につきましては、まず2名で必ず対応しておりますので、2名分で、しかも音楽療法士の資格というのを厳密に細かく設定をしております。まず、音楽指導ができる、演奏がきちんとできる、それと1人は必ず日本レクリエーション協会の会員であること、音楽療法士の資格を有する者という規定の中で、派遣をお願いしております。2名分の謝金と交通費ということで受け止めていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。西村委員。

○委員（西村和子君） 音楽療法士は2名で行ったということを確認されているでしょうか。今年ではないんですけど、過去には1人で来られたことが何回かあったので、ほかの地域でもそういうことがあるというふうに聞いてますので、きちんと厳密な確認をされるようお願いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） いいですね。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 理解の悪い辻本ですけど、住民主体の生活支援の68万円も含めて、地域介護予防活動支援事業の財源の内訳をもう1回説明してもらっていいですか。

先ほど係長の説明では、介護保険外の人もいいんだねと思ったら、その後、課長が、いや、そうじゃないですと言われて、私はどういう理解をしたのかなというので、もう一度説明していただけたら。お二人の説明をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 財源の説明を再度させていただきます。

地域介護予防活動支援事業の財源547万3,000円につきまして、国は21.1%に当たる115

万5,000円、県は12.5%に当たる68万4,000円、その他については介護保険事業の特別会計繰入金として、第1号と第2号の被保険者の保険料として273万7,000円が計上されております。

最後の一般財源につきましては、これらの比率については重層的支援体制整備事業交付金とはありますが、今までの介護保険の特別会計の中での割合と全く同じで、事業を重層的支援事業のほうに出している状態になりますので、この一般財源はあくまで介護保険上の市の持ち出し分という形で89万7,000円計上しております。

したがって、対象者は65歳以上の一般の高齢者を対象にする事業と捉えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） どうぞ。

○委員（西村和子君） 長くなってすみません。回答もらってないところがあって。

音楽療法の講師は110回と言われましたけれど、各自治会が仮に全部呼んだとしても80回程度ではないかと思うんですが、残り30ぐらいはどういう事業だったのかというふうにお尋ねしたと思うんですけど、その御説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 係長。

○高齢者福祉担当係長（真鍋美香子君） 音楽療法につきましては、令和7年度から筑紫野市講師派遣事業ということで、健康推進課と合同で、講師派遣をしておりますということで申込みを受ける形式に変えております。

この中で音楽療法も位置づけておりますので、今までサロンのみで対応しておりましたが、希望する一定人数の団体には講師派遣の申込みを受けて広く講師派遣ができるように変えておりますので、今までのサロンの講師派遣、プラス新たに手が挙がる団体さんということで考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、あとは決算のときよろしく願いいたします。

次の項目に移ります。

121ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、事業内容に移ります。

説明をお願いします。谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の説明をさせていただきます。

事業予算額としましては1億3,813万円、そのうち国が3,996万8,000円、県が1,998万4,000円、その他としましては2,387万7,000円、一般財源として1,998万4,000円となります。特定財源としましては、重層的支援体制整備事業交付金とその他介護保険事業特別会計の繰入金となっております。

事業の目的としましては、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を継続できるよう、包括的、継続的なケアマネジメント支援を実施するため、地域包括支援センターを設置し、その運営を行うことを目的としております。

事業の内容としましては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、心身の状況や生活課題に応じて介護、医療、福祉の関係機関と連携し、適切な支援につなぐとともに、継続的な支援体制を整備するために地域包括支援センターを設置し、運営を行います。

地域包括支援センター業務委託料として1億92万4,000円としておりますが、その内訳としまして、別に特別会計に介護予防普及啓発事業として430万7,000円、地域支援事業任意事業として430万7,000円、認知症地域支援ケア向上事業として1,076万6,000円、合計1億2,030万4,000円が合計として積算されております。1包括当たりになると3,007万6,000円となります。

それ以外に、地域包括支援センターシステム保守業務委託料87万2,000円、介護保険事務に係る情報システムの標準化に伴うシステム改修業務委託料165万円、その他研修電話料として36万7,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明は終わりました。質疑のある方は挙手願います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

地域包括支援センターの委託費は、この1億92万4,000円はどのような基準で算定しているのかが1点と、1包括当たりの委託費は、一概に人数とかがあるから比べられないかもしれませんが、同じような状況の他市とかがありましたら、比較してどのような水準、今、人件費とかも上がってるので、確認も込めてお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 包括支援センターの業務委託料の積算根拠としましては、主には人件費、プラス事務費となっております。

近隣市との比較につきましては、今年度、8年度の積算をするに当たりまして、筑紫地区の状況を調べまして、よそと比べて少し低かった現状がございます。それで、筑紫地区の自治体に遜色ないような形で、今回上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） そしたら、低かったから今回上げたということなんですけど、人件費と事務費なんですけど、人件費というと何人分ぐらいの、どういう役職の方とかまで念のためお尋ねしていいですか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 人件費としましては、5名分の人件費を積算させていただいております。

内訳としましては、主任介護支援専門員と保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員という形で、その中で管理者を1人決めますので、合計4職種5人分を積算して上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほか、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ移ります。

122ページ、介護人材確保推進事業、事業内容について説明願います。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 介護人材確保推進事業について説明させていただきます。

事業予算額は300万円、その他300万円として、介護保険事業特別会計からの繰入れによるものです。

事業の目的、内容につきましては、介護人材の確保を図るため、市内介護事業所等に勤務する者に対し、資格取得に係る費用、補助対象経費の全額を補助するものとします。

補助対象としましては、介護支援専門員実務研修をはじめとするそれぞれの研修、もしくは更新の受講料、教材費になります。補助金額については以下のとおりとなります。

対象事業所等につきましては、介護予防支援・居宅介護支援事業所数24、介護支援専門員がいらっしゃいます。こういった形で、ほぼ筑紫野市内に存在する介護事業所全てを網羅する想定でございます。

対象者としましては、市内の介護事業所等に勤務していること、対象の研修を修了及び対象の資格を取得していること、交付要件を満たした日から1年以内に申請していることとして、事業所が研修の費用を支払っている場合は事業所に、個人で支払っている場合で市内の事業所に勤務されている場合は個人に支払う予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。今いろんな事業があって、よい取組なんですけど、人材不足の今の現状はどういうふうな感じでしょうか。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 筑紫野市内の人員不足の現状について正確な数字は把握しておりませんが、今回、事業所の対象にアンケート調査をしたところ、人員不足感がある事業所が結構あるということは把握しております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 介護人材確保の取組については、高齢者支援課のほうが介護人材就職フェアであるとか、セミナーであるとか、インスタグラムの情報発信とか、本当に頑張っているというふうに思っています。

今回新しい取組をされるということでお尋ねしたいところは、まず周知の方法が一つ。あと、例えばこの制度を利用して資格を習得して、例えば何年市内で働いてくださいとか、逆にすぐに市外に行ってしまったときは返還をしてくださいとか、そういったことがあるのかどうか。それと、この制度を活用する中で、介護人材に対する今後の展望のようなものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 周知方法につきましては、12月から開始しましたインスタグラムだけではなくて、広報だとか直接事業所への通達、また、新しく開設したちくしナビの中でも直接事業所に通達する方法がございますので、そういったものを駆使しな

がら、また、市民の方にも周知したいというふうに考えております。

条件につきましては、基本的に資格を取得または登録して1年以内に申請していただければということにしております。また、継続勤務年数の件も考慮しましたが、まずはその条件を設けずにさせていただきたいというふうに考えております。今後そういった形で問題が起されば、それはそれでまた対応策を考えていきたいというふうに考えております。

今後の展望につきましては、これだけで介護人材が確保できるとは考えておりませんので、国がやっていく施策、それ以外にも市が独自でできる施策については積極的に考えて、できるものについては今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 大変期待しているところです。

一方で、ちょっと私が知り得た情報で、高等技術専門学校等で、例えば介護実務者研修のコースがあったりとか、そういったものが開催されているんですが、次年度のコースとかでも募集人数に達さなくてそのコース自体が取りやめになった情報も聞こえてきている状況があります。

ですので、こういった介護人材確保の事業を通して1年間やっていただいて、1年間というか、続けていただいて、課題であったりとか、こういった事業の中から見えてくる人材不足であったり、いろんな課題があると思いますので、そういったものをしっかり分析していただいて今後につなげていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、午前中から午後までにわたってお疲れでございました。

入替えのため、しばらく休憩します。

—————・—————・—————

休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分

—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 再開いたします。

入れ替わりましたので、濱崎部長おいでですから一言御挨拶をいただいた上で説明に当たる職員の紹介をしてください。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） こんにちは。教育部長の濱崎でございます。

本日、教育部、23項目について御審議いただくものとしております。どうぞよろしくお願いします。

まず、教育政策課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○教育政策課長（亀井美和君） こんにちは。教育政策課長の亀井でございます。よろしく願いいたします。

○庶務担当係長（末次勝也君） こんにちは。教育政策課、庶務担当係長の末次と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしく願いします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料123ページ、児童生徒数の今後の見通し、各学校の教室数、職員用機の配置状況について説明をお願いします。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 児童生徒数の今後の見通し、教室数、職員用機の配置状況について御説明を申し上げます。

表でお示しをしております。まず、表の縦列、左端が縦に学校名でございます。その右2列にて、今年度の教室数の状況をお示ししております。児童生徒数については、まず、令和7年度の実数をお示ししております。この人数に対しての左の教室数であるというふうにお読み取りいただければと思います。また、令和8年度以降の児童生徒数については、推計をお示ししているところでございます。

それから、お尋ねいただきました職員の机についてでございますが、職員室に1人1台での配置をしております。ただ、筑紫野中学校につきましては、職員室のスペースの問題から机を入れることができず、長机で一部対応しております。

筑紫野中学校の職員室の問題につきましては、令和8、9年度に設計工事ということで、拡張を行うことで解消を図ってまいりたい所存でございます。

以上、説明を終わります。御審議お願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 学校規模の適正化という観点から代表質問をさせていただきましたが、今後の推移を様々な角度から検討されるというふうな答弁がございました。この表を見てもやっぱり増加傾向で推移してあって、私の懸念してるのは、特に特別支援学級の教室数というものが、学校に行くと特別教室自体を改装されて、苦慮されているという現場の声を聞き及んでいるんですけども、本市として、今後の児童生徒の推移及び特別支援学級の増加というか、ここの見通しは難しいと思いますけど、現状どのように認識しているかをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） おっしゃるとおり、本当に見通しが難しいところであります。推計についてはお示ししているとおりで、まだ増加の傾向にある。ただ、増加の傾向も、昨年度も同じような御答弁を申し上げたのと比較しますと、伸び率、伸びの具合が鈍化してるようには感じております。

ただ、おっしゃるように、特別支援学級の対応というのは必要になってくると思いますので、今ある教室、今ある資源であります学校について活用しながら適切に対応してまいりたい、良好な教育環境をつくっていくというところは配慮してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 今おっしゃられたように鈍化傾向にあると言われていて、昨年度の資料と見比べると200名ぐらい違いますかね。その要因とか分析をされているかどうかお伺いします。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 200名の違いというのが、年度の5月1日時点の令和7年度の数かなというふうに思うんですけども、それにつきましては、私どもも分析がおっしゃるように必要かなと思っております。

一つ考えておりますのが、開発とか、新たなマンションとかの建設で、転入ということで市外からの転入の数で見込んでおりますけれども、これは分析が必要かなと思いますが、例えば校区内での転居とか、そういったふうに同じ学校に通い続けたい、同じ市内で暮らし続けたいというふうに選ばれてるというのものもあるのかなというふうに思っております。

す。

推計につきましては、毎年度丁寧に行って、過大、過剰とならないように努めておりますが、研究していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） これも代表質問で入れたんですけども、二日市東小学校及び筑紫小学校の人数が多くて、大規模校と言われるところだと思うんですけども、一方で少なくなっている小学校もございます。

そうした中で、私も福岡県の資料から見ていくと、春日市とかは筑紫野市より小学校が1校多いような状況であって、市としてのバランスを見ても大きいところと小さいところがあって、そういった中でも通学区域等の見直しというものをもう検討していく時期じゃないかなと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 区域について直接的な所管ではないんですけども、今までも長く議論があっていたかなというふうに思います。また、区域については、単純に児童数だけではなくて、地域の方の思い等もありますので、なかなか今まで進展していないというのがあるのかなというふうに思っております。

ただ、学校の選択制なども取り入れているところもありますので、そういった手段をもって、なるだけ適正な規模というところに持っていけたらなというふうには考えているところです。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） 今いろいろ開発とか何とかで見通しされてると、例えば山口小学校なんていうのは、もう今、開発されてるじゃない。そしたら子どもが、令和9年ぐらいから戸数がどんと増えますよね。でも、ここ辺りはもうどんと減ってきてるもんね。

○委員長（上村和男君） 70人ぐらいは増える。

○委員（高原良視君） そういう部分がもうはっきりしている。

それから、実際的にしてないんだよ、いろんな地域には。確かに校区内の移動が主。大体、学校の校区内というのが。でも、いろんな開発とか、都市計画とよく打合せされてい

と思うけど、実際はそれが数字に反映していないみたいです。山口小学校は、部長は毎日見ておられるだろうけど。すぐ学校に入ってくるよ。

それともう一つ、特別支援学級の分が昔から言ったら物すごく増えてきてるじゃない。いろいろ今の状況の中で工夫とか、いろいろなものの中で考えられないんだろうか。私はその部分はよく分からないところがありますが。

だから、子どもの数がそれだけ増えれば特別支援学級の数も増えるという考え方でしょう。違うんですか。分かりませんが、そのところはあなたたちの考えだから。

○委員長（上村和男君） 係長。

○庶務担当係長（末次勝也君） まず、山口小学校をはじめとした推計の考え方でございます。

現在、推計を出すに当たって、就学前のゼロ歳から5歳の学校の校区内にお住まいの方の人数をまず洗いまして、それから小学校に入学する際の入学率等も勘案しております。

実際、山口小学校についても、現在、ゼロ歳から5歳で住まれている方の人数を拾って、そういった掛け率を掛ける。また、開発についても、むさしヶ丘の新しい団地が出来上がりますので、それも一応開発の戸数を把握しておりますので、それに関する掛け率を掛けて算出しているところでございます。それを算出しても、現状として、山口小学校については減少、推計どおりの数値となっておるといような状況でございます。

あと特別支援学級につきましては、学校教育課のほうでもよりしっかりとした対応をしていくというところで、通級学級の増設を県に要望したりだとか、そういったきめ細やかなサービスをすることによって、実際、特別支援学級に在籍のお子さんも、通級のポイントを受けることによって特別支援学級じゃなくて通常学級に在籍しながら教育を進めていくということも考えておるようですので、現状の推計としては特別支援学級の増加も踏まえたところで考えているところでございますけども、二日市小、二日市東小学校以外の学校については、現状、学校施設内を転用することで対応できるのではないかとということで、増築等は今考えていないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ移りますので。

ただ、申し上げておきますけど、むさしヶ丘の4丁目が出来上がったときに約70人ぐら

い山口小学校は増えましたもんね。5丁目が増えると何人増えるというふうに見越しているのか、聞いてみたいなという誘惑に駆られました。減ると言っているから、大丈夫ですかという気持ちなんですけど、どれぐらいを見越しているんですかね。143戸、新しい住宅ができますもんね。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） すいません、今、手元に、推計はあるんですけども、内訳、どの部分でどれだけというのを持ち合わせておりません。

○委員（高原良視君） 間違ってるって言ってるのよ。委員長もそんなふうに出てある。十何人減るということが、実際はまだ増えるだろうと、余計にということを出してある。

○委員長（上村和男君） そうです。地元がそう言っているから、ほぼ間違いなかろうと思っているけど。経験からもそうなるんですよ。あなたたちはそういうのを推計したとき、見通すときに、それは大体何人ぐらいになりそうだなというぐらいは、前例からいくとこれぐらい増えるという。何年か前の話ですからね。

係長。

○庶務担当係長（末次勝也君） 一応、推計としまして、開発があった場合に1校当たり1学年について0.4人増えるというところで、それに開発の戸数を掛けて人数を出していくというところで算出しておるんですけども、現在のゼロ歳から5歳の山口小校区にお住まいの方というのが、現状、今の小学生よりも少ない数になっておると思います。それに対して今後開発があって、そこに新たにお住まいになられるというところで、それを比較したときの推計で、現在まだそれよりも数が少ない状況になっておるという状況であると理解しております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ここを出している数はおおよそ間違っていないと考えているんですね。

○庶務担当係長（末次勝也君） 一応、現状としてはそれで推計を出させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（高原良視君） 町中は校区内で移動するけど、こういう田舎のところは校区内移動は少ないとよ。分かつもん、常識で。

○委員長（上村和男君） 大丈夫だろうか。むさしヶ丘5丁目はすぐそこが山口小学校ですから。みんな山口小学校に行くんですよ。

何年か先ですから、2年ぐらい先には家が建ち始めますからね。よかです、そしたら。ただ、こういう議論をしたということだけは記憶にとどめておいてください。いたずらに言っているわけではないですよ。そういうことを見越してちゃんとしておかなきゃ。そうすると、ほかも大丈夫ですかということが含まれているんです。よくよくしておかないと、開けてみたらいっぱいでしたとか、足りませんでしたとかいうことのないようにしておかないといけないので申し上げておきます。

じゃあ、次に移ります。

児童クラブ室増築事業、事業内容についてに移ります。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 資料124ページ、児童クラブ室増築事業の事業内容について御説明いたします。

まず、事業予算額でございますけれども、1億7,512万6,000円でございます。

右端の主な特定財源のところを先に御説明申し上げますが、ここでは国、県それぞれの最大の補助率を記載しているところでございます。通常は、放課後児童クラブにつきましては、国補助率3分の1、県補助率3分の1となりますが、待機児童解消のための補助率かさ上げが適用される場合は、国の補助率3分の2、県補助率6分の1の組合せとなります。本事業ではかさ上げが適用される見込みで、積算はこの割合を採用しております。

内訳でございますが、国が4,722万8,000円、県1,180万7,000円、その他1億1,183万9,000円、一般財源425万2,000円ということで内訳を掲載しております。

事業の目的、内容でございますが、筑紫小学校、筑紫東小学校につきましては学童の利用児童が多く、また、今後も利用児童数の増加が見込まれることから増築を行うものでございます。

整備内容につきましては、それぞれ増築を行うことで、筑紫小学校で定員が54名、筑紫東小学校では55名の受入れ定員の増が可能となります。

事業費としましては、お示ししておりますとおり、設計費や、それから必要な備品購入も含めまして総額が1億7,512万6,000円でございます。

増築棟の建築予定箇所は赤色でお示しをしている場所となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 御説明ありがとうございます。

余裕教室がなくて、占用区画の1人当たりの面積基準があると思うんですけども、かなり厳しい状況ということでこういう決定をされたと思うんですけど、この事業そのものというよりも、これはこれで整備が必要だと思うんですけど、最近、コミュニティセンターとか公共施設とか公民館の空きスペースを活用してこういった放課後児童クラブをやっているところもありますよね。筑紫小学校とか相当かなりきつくなってきたんじゃないかと思ってるんですけど、そういうことの分も将来的に何か必要になってくるのかなと、これを見てると思ったんですけど、つくっている場所を見たらですね。その点どうなのかなと思ってお尋ねです。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 確かに建築の場所については、苦慮してる部分もあるんですけども、学童の運営といいますのが事業所さんに委託をして行っている。指導員の方を配置して、一体的な運営というのが必要なものもありますので、離れたところというのがなかなか難しい。今現状、学校の敷地内で、そしてなるべく学校の運営を妨げない範囲で近いところでというところを工夫して行っているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今後も利用者の増加が見込まれるということで、先ほどの筑紫小の推計も増加で推移していて、そもそも今、学童自体が、今の施設も利用されてあって、恐らく学校のほうの教室とかも利用されていると思います。このキャパ的にも、私のイメージよりそこまで多くないというか、要は整備量をもう少し大きくできなかったのかなと思うんですけど。

今、足りないので学校を利用されてありますよね。そもそものハード面、これで本当に足りる見通しなのかなというのがちょっと気になったんですけど、どういう根拠でこの部分、面積でこれしか確保できなかったのか、それとも……。算定根拠をお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 利用児童につきましては、学校の児童数に対しての利用率の平均で割り出していくところなんですけれども、筑紫小、筑紫東小についても、もちろんおっしゃるとおり広さの兼ね合いもあるんですけれども、しばらく増加の傾向にはあるんですが、この面積の整備で充足するというふうな見込み、それから、季節利用とかになってくると難しいところあるんですけども、その分については学校の施設の利用が見込めるというところで、今回の整備についてはこれで十分という計画を立てております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） このスケジュール、いつ完成予定で想定されているのかというのが分かれば。というのが、今現在、もう可能人数を上回っている現状ですよね。それまでの安全対策とかも考えるのかなとかいろいろ心配するので。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） まだ詳細なスケジュールについてはこれからになりますので、予算成立後になりますので、年度内というところしか見込めていないんですけれども、工事に当たっては安全に最大限の配慮をしていきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） これプールのところかなと思ったんですけど、例えばさっき前田委員も言われましたけど、筑紫小学校はかなり本当に大変な状況ですよね。4月からプールとかは使わなくなるわけじゃないですか。例えばそういうプールの場所をどうにか先々に検討するとか、そういうことはされなかったのか。プールをつぶして広くするとかいうことができるのであればとかちょっと思ったんですけど、そういう検討をされたのかだけ。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） おっしゃるとおり、プールの土地、跡地というところはまだ早過ぎるんですけれども、小学校については民間での事業ということになってくるので、その活用については当然これから検討していかないとけないというふうに思っております。

ただ、解体するに当たっても相当な金額が必要となってきます。また、一遍にするのではなくて、学校も優先順位をつけて解体していったって転用していくというのは当然考えていくべきだし、こういった狭隘のスペースの学校については優先的に考えていくべきかとは

思っておりますが、来年度の学童というところでは、まだそこまでは生かし切れていないところが現状です。今後の課題としていきます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認のためもう1回伺いますけれども、今現状、施設を利用して、来年度に向けて今、学校のほうに教室を使わせていただけないかというような動きもあっているというふうに聞いております。

そうした中、整備量について私はやっぱり疑問があって、もう少し大きくそもそもできないのかなというのがあってですね。要は支援員さんも含めて、やっぱり一つの拠点でお子さんを見るほうが効率がいいと思ってるんですよね。

今、協議されているのは、学校の教室を利用して、授業が終わって利用できる。それをまた戻してというか、戻ってきてという、非効率な気もしていてですね。特に筑紫小でよくそういった声を聞き及んでる中で、整備量を見るとそこまで大きくないというのが、私、疑問に残っているんですよね。そういった分析をされた上でのこれなのかというのを改めてもう1回確認のためさせていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 係長。

○庶務担当係長（末次勝也君） 前田委員おっしゃられるように、やはり支援員さんの視点からすると、まとまったところの施設で管理していくというのが安全面も含めて一番効率的かなというふうには思います。

しかしながら、現状として、施設を新しく建てるとなってくるとかなりの費用もかかってまいります。特に筑紫小学校につきましては、敷地も非常に狭い、狭隘であるというところで、そこに学童施設でまた大きく場所を取るとなるとまた教育環境にも影響が出てくるということもございますので、現在、図でお示ししている箇所が、数年前に駐車場として舗装したところのちょうど空きスペースのような箇所になっております。その限られた空間の中で建てられるだけの大きさの建物を建てるという計画で現状しているところでございますし、一応、国のほうも、学校の特別教室を活用して放課後児童クラブの運営というところの方針も出ておりますので、それにも基づきながら、今後、限られた施設を有効に使っていきながら必要な整備をしていくというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） プールの件だけど、防火用水槽としての機能とかいうのは検討されているんですか。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時45分

再開 午後 1 時46分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移ります。

126ページ、中学校施設維持管理事業、工事内容について説明をお願いします。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 中学校施設維持管理事業、工事内容についての御説明を申し上げます。

事業予算額としましては、全体で 1 億9,650万9,000円、うち工事請負費としましては 3,905万7,000円でございます。

工事の内容につきましては表でお示ししているとおりでございますが、まず、体育館の屋根塗装、これは二日市中学校でございます。それから、グラウンドにありますバックネットの更新、筑山中学校、それから、インターホンの更新工事として、筑山中学校と筑紫野南中学校、それから、自転車置場の改修工事、筑紫野中学校、それから、プール壁面塗装工事が天拝中学校でございます。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） この予算とは直接関係ありませんが……。

○委員長（上村和男君） 関係ないことは聞いたら……。

○委員（八尋一男君） 事前に部長経由で質問しますよということで通告をしておりましたので、あえてここでさせていただきます。

御説明のとおり、校舎関連は適切に予算化されていると思うんですが、特に阿志岐小学

校については、学校周辺の住民の皆さんと、それから、グラウンドを使用している方から非常に強いクレームが出ておりますので、数点、質疑を申し上げます。

まず、校庭周囲の植木が長期間剪定をされておらず、伸び放題の状態になっている。自分の家で植木が伸び放題になったら、この家は何かおかしいんじゃないかというように思われるぐらい非常に悪い状態になっている。例えば、周辺の金網というんですかね、そこにツタが巻きついて非常に荒れた状態になっている。また、周囲にたくさん木が植えてありますけど、それが先ほど言いましたように伸び放題の状態になっている。

2番目、グラウンドは大小合わせて30か所ぐらいの凸凹ができております。これについて、雨天後には水たまりが多数発生しております。児童が転倒したり、足をくじいたりしないのかという、事故の発生についても心配がされております。

そういう面で、安全確保の対策はどのようにされているのかという形でそれを踏まえていくと、執行部は現状を把握されてるのかというのが1点。

2点目は、剪定作業やグラウンド整備は、この予算の中で予定があるのかということについてお答えをお願いします。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 厳しい御意見をいただいたと思っております。

現状の把握につきましては、まず、学校のほうに要望等、こういったところでの対応をしてほしいといった、おっしゃっていただきました樹木の剪定もそうなんですけれども、不具合箇所等については調査をかけて、実際に私たちも建築課と一緒に見に行って、把握をした上で予算化していくという流れになっております。

グラウンドでありますとか、工事というところに出てこない分につきましても、修繕料の中で大きな額を組んでおります。そういったところに対応していくというところもございますし、この剪定につきましても、別のところがございますが、委託料の中で樹木剪定費ということで、要望が上がってきたものについては計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 博多弁で言うと、ふうたんぬるかですよ。本当に。課長には僕はメールもなんか言ったと思うけど、半年ぐらい前から言ってますよ。そして、それを今さら検討します、冗談じゃないよ。予算がなかった補正予算でもやりますよというぐらいの答弁があってもしかるべきと思うんですけど。今から検討しますってどういうことですか。

か。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 今一般的な流れで申し上げましたが、阿志岐小学校のグラウンドについては、来年度の予算として計上させていただいております。また、樹木の剪定についても、長い間、今年度については難しいということで大分保留にさせていただいておりましたが、今年に入って1月以降、対応させていただいたところでございます。

もちろん予算に上がっている部分、予定に組んでする部分もございますし、緊急である必要があると判断したものについては、優先すべきものがほかにもある場合もございますが、なるべく子どもたちの安全のためということで対応するようにしてまいります。

以上です。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） いつされる予定なんですか。子どもたちが足をくじいて、けがをしたときに当然訴えられますよ。それで議員は何も言ってなかったのかとなるわけですよ。子どもの安全を優先するんだったら、即やらないといけないぐらいのことですよ。

あした卒業式、4月になれば入学式、保護者の方は当然そこを見られます。そうしたときに大きな問題になってくるんじゃないかなということも懸念されますけど、いつされるんですか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 阿志岐小学校の運動場につきましては、今回この予算を認めていただきましたら、新年度になって直ちに取りかかりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） お怒りはごもっともでございます。

どうぞ。

○委員（八尋一男君） いつという返事はありませんが、とにかく可及的速やかに実行をお願いします。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですね。ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移ります。

127ページから128ページ、中学校楽器等整備事業、事業内容について説明をお願いします。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 中学校楽器等整備事業、事業内容について御説明をいたします。

予算額につきましては193万2,000円でございます。主に中学校の部活動、吹奏楽部で使用する楽器の購入を行うためのものでございます。

127ページの表でございますが、令和4年度時点の各学校の楽器の保有状況を示しております。表中で色をつけてお示ししている部分につきましては、充足度の度合いの参考としまして、吹奏楽団の規模別楽器編成例というものをヤマハのカタログのほうから引いたものでございます。

令和4年度の保有状況ということで、情報が古い表をつけておりますのは、楽器については令和4年度の状況を基に各校に調査をかけまして、それから令和5年から9年までの5か年の購入計画を立てております。

次のページを見ていただきますと、5か年の計画に基づく購入の実績を記載しております。一番下の部分、令和8年度につきましては、二日市中学校のトロンボーン2本、それから、筑紫野南中のドラムセット1台を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 各学校で楽器の貸し借り、要は不足しているからそういったことが起きているんだろうと思うんですけども、現在、不足しているのは何かあるんですか。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 実際に学校間の貸し借りはあっております。不足と言われると確かに不足なのかもしれないんですけども、その学校、その年度の部員の数であるとか、パート分け、楽器の編成人数の関係、そういうのもあって学校間で融通をしていたという状況でございます。

確かに潤沢に余剰があるとは言えないんですけども、楽器はどうしても高額なものでありますので、今までも慣例的に、足りないというよりも、融通し合うことで足りているという状況をつくり上げているというふうな状況ですので、合理的なシステムなのかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 練習はどうかさってるんですか。余談ですけども、吹奏楽部の中学生の方が様々な地域の行事に行かれますよね。結構、高齢者の方とか地域の方は喜ばれてあるんです。応援する意味も、市民の理解も得ているので、なるべく支障が出ないように、練習もできて、そういった貸し借り、確かに合理的かもしれないですけど、やっぱりあったほうが私はいいと思うんですよね。

その点、何が足りていないかも分からないので、そういった要望は出しているというふうには聞いてはいるんですけども、そういった意味ではどうですかね。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 吹奏楽部への応援、すごくうれしく思います。

貸し借りは都度都度ではなくて、年度初めに年度を通じての貸し借りという感じになっております。パート分けとか、部員数が固まって、この学校は今年はこの楽器が1個足りないからということで、融通し合う。なので、頻繁な貸し借り、練習のときに足りないから困るとかいう感じではないという、そういうふうな状況がつくられています。

確かに地域の行事とかにもたくさん出てくれているので、もちろん潤沢にあったほうがいいのだと思うんですけども、今、5か年の計画で購入をさせていただいてますが、要望が上がった分については全てお応えできているような形になっております。要望自体がこの数であるということも御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 多分、見た方も多いんじゃないかなと思うんですけど、春日市のやつが報道されていて、結局、楽器数で所有数が1とか10とかいろいろ数字が書いてありますけど、結局30年前のを使っているとか二十何年前のを使っているとか、そういうのも結構出ていて、穴が空いているとか音がまともに出ないとか、それが経年劣化とか故障により不足しているということなんじゃないかなと思うんですけど。

春日市の場合はたしか寄附も募って、ガバメントクラウドファンディングじゃないですけど、そういう試みもしていたということで、数字上は所有しているとなっても十分にきれいな音が出ないのも結構あるんじゃないかなと。故障まではしていないけれどもあまりきれいな音が出ないみたいなものもあるんじゃないかなと思ったんですけど、その点、5年でどれぐらい入れ替わっていくのかということですね。そういった新たな財源という

か、そういったことも含めて何か考えていることがあるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） 本当楽器自体、長く大事に使っていただいているかなというふうに思います。楽器は消耗品の部分がありますので、そういったものを取り替えながら適宜大事に使っていただいているのかなというふうに思っております。

御指摘いただきました春日市の例、返礼品なしのふるさと納税の分かなというふうに思いますけれども、今後の検討課題としていきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 私もちよっと聞いたんですが、中学校の吹奏楽部、指導者がいないからいづれなくなるよという話で、天拝中学校が1番になくなるというような話を聞いたんです。指導者がいないから、どうせそうなるでしょう、どこでも。

○委員長（上村和男君） そういう問題が起こってるが、どう思ってるかと。

亀井課長。

○教育政策課長（亀井美和君） すみません、直接の所管ではないんですけれども、部活動の地域展開の関係でいろんな部活動の指導者の募集というか、募っていくってところを……。

○委員長（上村和男君） あなたが答えられんなら、隣に部長がおるから、部長に答えさせなさい。

○教育政策課長（亀井美和君） 失礼しました。

○教育部長（濱崎博文君） 今、課長が申しましたように、部活動の地域展開を令和8年度から天拝中学校で試行としてさせていただきます。

そういった中で文化部の指導者というのを募ったところ、現状、天拝中に関しては希望される一般の方がいらっしゃる状況でありますので、そういった意味からは、天拝中の来年度の吹奏楽部を維持することは可能ではないかというふうに今、推察しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） どちらにしても、部活動の民間移行は別のところでまた話しましょう。亀井さんが私の所管じゃありませんと言われるのは、そのとおりですから。また部長に言ったってしょうがない。

次へ行きますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 入替えですね。じゃあ、お疲れでございました。替わります。
しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時01分

再開 午後 2 時13分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育部所管課が替わりましたので、濱崎部長から紹介をしていただき、審査に入ってまいりたいと思います。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 引き続き説明職員替わりまして、学校教育課より職員が参っております。自己紹介させていただきます。

○学校教育課長（江中 誠君） 皆さん、こんにちは。学校教育課長の江中でございます。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） こんにちは。学校教育課、教育指導担当係長の山下と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（中村淳二君） 学校教育課、学校教育担当係長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料129ページ、各小中学校教員配当定数及び教員等配置状況について説明願います。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） では、各小中学校教員配当定数及び教員等配置状況について説明いたします。

そちらに載っている表が令和 8 年 2 月 1 日時点の表でございます。学校名と、その横に教員の配当定数、その横に実際の配置数、内数として教員数内講師数、その横に欠員数、一番右に特別支援教育支援員数を記載しております。

合計欄を見てもらったら分かるんですが、定数575のうち、現在、573名配置しております

して、欠員は2名となっております。欠員2名のうち、筑紫小の1名が育児休暇でお休みされていらっしゃいましたが、2月10日までが休みということで、2月11日からは復帰をされておられます。

あと、特別支援教育支援員数につきましては、定数79に対して今72名の配置があつているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 筑紫小のところは説明があつたとおりだと思うんですけども、筑紫野中学校の欠員数1、今からの時期でまた出てくるんじゃないかと懸念してるんですけども、欠員数が出た場合の対策についてどのように考えてあるのかということが1点。

あと、先ほど説明でも、特別支援教育の支援員数が定員79名のうち72名、7人不足していると思いますけども、この補充についてどのように今考えてあるのかを教えてください。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず、欠員数、欠員が出た場合の対策というところで、また今、新年度に対して教職員の異動とかあっておりますので、欠員数がどれくらい出るかというのは分かりませんが、欠員数が出た場合ということですが、引き続き欠員がすぐ補充されるように県のほうに要望はさせていただいて、あと、うちのほうにも人材フォームということで登録してる資料がございますので、その資料の中で電話などをして、うちのほうに教員としてなれないかというところで呼びかけも行いながら欠員数を埋めたいと思っているところでございます。

あと、補充についてどう考えているかということですが、今現在につきましても、学校を通じて、t e t o r uを通じて保護者や関係者とかにも呼びかけを行っておりますし、あとはSNSを通して、ほかの市内の方にも募集しながら来年度に向けて補充を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 特別支援教育の支援員数については今の答弁のとおりかなと思っていて、現在7名不足されていて、そもそも学級数も今増加しているので、ここの分母の

定員数も増加することで結局また不足が生じるんじゃないかなというふうに懸念してるんですけども、市としてどのようにそこら辺を認識してあるのかを再度お伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） もちろん定数全員が埋まることが一番の目標ではございますので、欠員が生じるということであれば学校のほうにも不便をおかけすることになりますので、今申したように、いろんな募集の仕方を通じて欠員が出ないように対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 今の特別支援教育の支援員数が7名減というところで、全体的話なのか、どこの学校が何人足りないとか、そういったところまで数字が出てるんだったら教えてほしいです。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今現在は吉木小が1名、山家小1名、山口小1名、筑紫東小1名、二日市中学校2名、筑紫野中1名でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 教員数内講師数、これが教員数に対して割合が各学校ばらばらだなと思ってまして、欠員数だったり、今おっしゃった特別支援教育支援員の不足数以外に、こういったところのばらつき、要は数字に現れない教職員の負担が学校ごとに違ったり、例えば残業時間だったりとか、講師数の数字とかを見てるとそういうところにばらつきがあるんじゃないかなと思ったんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 講師につきましては、役職としては講師ということでの任用になりますが、基本的には実際の教員と同じような形で働いていただいているというところでございますので、そこまで講師が多いからそこは残業が増えるとか、明確なところは出ていないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 様々な説明ありがとうございます。

一つ私が気になってるのが、先ほど課長のお話でもありましたけど、産休明けということで、私の娘もそうなんですけど、産み育てやすい環境をつくるというのもすごく大事なことで、人口減少、少子化に対しての対策の一つだろうと思うんですけども、例えば妊娠して、その代替教員の方の手配とかも大変だと思うんですけど、そういったこともきちんと流れ的に把握をされてるかどうか、それを1点伺いたいと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 学校のほうから代替職員が必要な場合はうちを通じて県のほうに任用願いとかを出しますので、うちのほうで把握をきちんとして代替の職員を要望しているというところになります。

以上になります。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

私から聞きます。報道であってしまして、文科省が発表したところによりますと、中学校の先生でこれ以上超勤をすると命が危ないという人たちが半数以上いるかに聞いておるんですけど、筑紫野市はそういう実態はありませんか。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 令和6年度になりますが、小学校の月平均残業時間は月35.1時間、中学校の月平均時間は46.2時間となっておる状況ではございますが、今、上村委員長が言われたような状況になっていらっしゃる方はおられないと把握しております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

働き方改革が言われて久しいですので。本当に真剣に取り組まないと、学校に迷惑がかかるというのが誰を指しているのかよく分からなかったんですが、子どもたちの状況が本当に厳しくなります。とりわけ特別支援学級の子どもたちは厳しい状況におかれていきますので、慣れた教員が一番安心しておられる子どもたちの状況ですから、そのことはよく考えて教育委員会としては当たっていただきたいと申し上げておきます。

ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ移ります。

児童クラブ運営事業、事業内容、児童数の推移に移ります。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） では、130ページ、児童クラブ運営事業の事業内容、児童数の推移でございます。

まず、事業の目的としましては、放課後に家庭において保護を受けることができない児童に対し、放課後児童対策事業を行い、児童の健全育成を図るものでございます。

事業の内容でございますが、市内11小学校にある放課後児童クラブの運営をNPO法人ちくしっ子ネットワークに委託をしております。

児童クラブの受入れ基準ですが、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいないことでございます。

あと、利用児童数ですが、そちらの表に記載をさせていただいております。学校ごとの令和3年度から令和7年度までの受入れ数を記載させていただいております。これは通年と季節それぞれと、一番最後に合計数を記載しております。見てもらったら分かるんですが、令和5年度から100名以上増が続いておる状況で、令和8年度につきましても100名近く増える予定になっております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 説明ありがとうございます。

まず、本当に最後まで同じ数字がずっと並んでるんですね。いわゆる抑制的なお願いというか、例えば何年生以上になったらちょっと遠慮してくださいみたいなものが実際にプリントで配られているのを僕見たことがあるんですよ。そういうものがないのかどうか。実際に入りたい人が入っていないみたいなことが起こっていないのかということと、もう1点、同じ団体が長年この事業をやられてるんですが、他市は民間事業者がやられたりしています。

今年はもうこういう予算を組んであるから、ちくしっ子ネットワークさんをお願いをするようになるんだろうと思うんですけども、契約の中身というか、いつも単価が低いからということが一番最初的前提でそうなるということではないとは思いますが、そういうことが優先順位としてプライオリティーが先に来てしまって、どうしても質的な部分が維持されないと。

今いろんな報道を見ると、他の自治体というか、全国で見ると、いろんな事故が起こったりもしている報道を見ます。そういうことは大丈夫なのかどうなのか、2点お尋ねした

いと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず1点目になりますが、確かに今こういうふう増加傾向にありますので、NPO法人としてお願いベースで文書を出しているというところは把握させていただいております。ただ、うちのほうはNPO法人のほうに、入りたいという方に入らせないということは絶対しないようにということで言うておりますので、入りたいと言っているのに入れないという方はおられないと認識しておるところでございます。

あと、NPO法人に長年委託していることについてですが、現在、委託しているNPO法人ちくしっ子ネットワークは、本市の放課後児童クラブを長く担っていただいているところでございます。季節利用の要件が今まであって、民間並みのサービスを行っていないとか、いろいろ声があったのも事実でございます。ただ、こちらについては季節利用の要件を外すように等いろいろお願いをしまして、季節利用の要件も来年度から全て外れている形になっております。また、ランチの提供などを自主的にいただいているところもあります。

また先月、2月に保護者からのアンケート調査をさせていただきました。放課後児童クラブの運営に満足しているかという問いに対しまして、満足している、大体満足していると回答した方が95%おられたというところ。あとは、放課後児童クラブでお子様は安全・安心に過ごしていると感じるかという問いに関して、感じる、やや感じると回答した方が96%というところで高い数字がございますので、基本的には今後もNPO法人ちくしっ子ネットワークに委託するというところを基本としつつ、今後も保護者アンケートなどの状況を見ながら、アンケートの中でも改善をしてほしい点とかいろいろ出ておりますので、そこら辺をちくしっ子ネットワークのほうにもお伝えして、改善しながらですね。

民間を全く考えていないということではございませんので、そこら辺は状況を見ながら考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2点お伺いいたします。

まず1点目が支援員さんについてでありますけれども、資料の説明の中でも令和3年度から令和7年度にかけて結構大幅に増加しているような状況であるかと思いますが、支援

員数の人員確保に対して今どのような状況なのかをまずお伺いしたいというのが1点。

もう1点が、先ほどの白石委員の質問にも重なるんですけども、代表質問の中でも、今、アンケート調査の説明ありましたけども、必要に応じて民間施設等の委託も検討すると。この「必要に応じて」というものがどういったときなのかというのを具体的にお聞きしたいなというふうに思ってます。

というのが、アンケートでは満足している方が多数いらっしゃったという話でありますけども、一方で、役員さん、つまり保護者の負担も重なっていると思います。これは大きく他市の学童とちょっと違う形態なのかなと思ってまして、そういったところも聞いておりますので、そこも含めてお伺いしたいなというふうに思ってます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず1点目、支援員の人員確保につきましては、NPO法人のほうで確保する必要がございますので、現在の人数に対して、基準がございますので、基準をきっちと確保するようにお伝えしておりますし、その確保ができていると今のところ聞いておるところでございます。

2点目、「必要に応じて」がどういうことなのかというところで、今、前田委員も言われたように、保護者の負担というところはアンケート調査の中でも結構出てきております。これまでも、昔に比べて保護者負担が少しでも減らせるようにということで、NPO法人のほうも具体的にいろいろな案で減らしてきている状況でございますが、アンケート結果を見せますので、保護者負担というところがまだ保護者の方はかなり感じているところをお伝えして、少しでも減らせるように改善を図っていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移ります。

審査資料132ページ、特別支援教育推進事業、事業内容、児童生徒数・学級数の推移及び4月1日時点の見込み、説明願います。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 132ページ、特別支援教育推進事業、事業内容、児童生

徒数・学級数の推移及び4月1日時点の見込みというところです。

まず、事業の目的、内容は、特別支援学級等に在籍する児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送り、きめ細かな個別の指導ができるよう環境整備を行い、特別支援教育の充実を図るものでございます。

特別支援学級在籍児童生徒数の推移というところで表へ記載しております。学級の種別、令和5年から令和7年までの人数と学級数、あと令和8年度の推計になりますが、推計の人数とか学級数を記載させていただいております。一番下が合計欄になります。見ていただければ分かるとおり、毎年、増加しているところではございますが、来年度につきましても増加の傾向がやや緩やかな増加となる見込みでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 自閉症、情緒が相変わらず物すごく多くなってきてますけど、この対策はなかなか難しい。文科省の基準に沿って指導要領の中で下りてきているということ。

筑紫野市でこれの判断、情緒とかいわゆる自閉症とか、教育委員会に申請を出してもらってとかいう一連の流れがあるでしょう。このシステムを説明してもらえませんか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 入学当時でまず説明しますと、まず就学相談というのをしてもらって、保護者の願いとか困り事、あと本人の特性を丁寧に聞き取りさせていただきます。その上で特別支援制度の説明、あとは、それぞれ普通学級とか通級、特別支援学級とか特別支援学校とか、いろんな学びの場があることを説明して、あと学校見学をしていただきます。

その後、保護者の意向確認を行いまして、教育支援委員会において専門的観点から適切な学びの場を審議いたしますが、その答申結果を踏まえまして、最終的には保護者の意向に最大限寄り添って就学先を決定するという流れになります。

以上でございます。

○委員（原口政信君） それは文科省のシステムでしょう。下りてきてる。それは全国共通である感じですか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そのとおりでございます。

○委員（原口政信君） このままずっと推移していくという流れが、もう四百数十人。そして不自由児のお子さんとかがおられるところは1クラスに1人先生がついて、1クラス与えないといけないわけでしょう。あとは8人が1クラスでというような流れで来ているから、どうしても四百数十人になったらかなりのクラス数ということになるんですけど、これはそれ以外の解決方法というのはないんですかね、文科省の考え方を変えたりしない限りは。例えば自治体でどういう対策ができるかということは難しいですかね。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） やっぱり国の基準に基づいてうちのほうも運用させていただいておりますので、劇的に変えるとかいうところは難しいのかなと思っております。

今、説明しましたが、来年度、特別支援学級の在籍者数、あと学級数も今年度に比べて微増というところになりますので、今後の動きも見ながら、そこら辺についてはまた対策というのも考えていかないといけないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（原口政信君） 分かりました。

○委員長（上村和男君） 吉村委員から前田委員ですね。どうぞ。

○委員（吉村陽一君） 私が直接相談いただいた内容なんですけれども、特別支援学級に行っている子どもが学校に行けなくなった。その原因が先生との折り合いが悪くなったと。

ちょっと詳しく聞いてみると、特別支援学級に配置されている先生が、例えばいわゆる病休明けだったりとか、経験が少ない先生だったりとか、現学級だったりでなかなか仕事をすることが難しいというか、そういった先生が配置されていることが多くて、特に情緒の子どもたちとの人間関係をつくっていくのが難しいと。

私が相談受けたところのお子さんは、もう学校に行けなくなった。そういった状態が続いていると。学校のほうでも、その原因は特別支援学級の先生が見つからなくて、いなかったの、県からも下りてこないし、学校が独自で何とか探してきたような状態だったというふうにはお聞きしてるんですね。

それは一例かもしれないですけども、ただ、保護者のネットワークだったりとか、そういったところでそういった声が、実態がある。学校としてやっぱりそういったところは改善してほしいという御意見をいただいております。

それに対して、そういった配置というのはそこそこの学校が行うものなのか、もしそう

であるとしたら教育委員会としてどういった指導をしているのか。また、そういった現状があるというのを教育委員会として把握しているかどうかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず、吉村委員が言われた学校の現状というのは、うちのほうには届いていないところでございます。

あと、特別支援学級の教員というのは、学校のほうで配置というのは決めておりますので、ベテランの先生もおられれば初めて担任をされる先生ももちろんおられます。ただ、初めて担任される先生が特段多いわけではないんですが、特別支援学級については、初めて担任される先生につきましては、県のほうも市のほうも研修の機会というのを多く設けてきちんと研修をさせていただいておりますので、今言われたことがあるということであれば、うちのほうもきちんと学校のほうに指導していかなければならないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 私のほうがそういった現状があるという認識ですので、そこは教育委員会として学校のほうに確認をしていただきたいと思います。

新規採用の先生がどうこうというものもあるでしょうけども、なかなか関係性をつくるのが難しい先生を配置せざるを得ない状況があるのであれば、そういったところもしっかりカバーできるような体制というのを取るべきだと思うんですね。それは学校単体でなかなか解決できないこともあるかもしれないので、教育委員会としてしっかり状況を把握していただいて適切な指導をしてください。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 吉村委員が言われたように教育委員会としてきちんと対応しなければいけないと思いますので、そういう事情があれば教育委員会としてきちんと指導させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認になるんですけども、先ほど原口委員の説明の中でも、特別支援教育の推進に関しては文科省がいろいろ定めていて、それに基づいて市で実施され

ているというところでありますけれども、財源で、単費で1億6,600万円出て、国、県支出金がないのが、私、さっきの話を聞いていたら不思議だなと思うんですけど、国のほうでそういった動きとかはないんですか。独自で市で今後もやっていかないといけないと考えられているのか、その点だけ、すいません、確認のためにお願いいたします。

○委員長（上村和男君）　しばらく休憩します。

休憩　午後2時44分

再開　午後2時45分

○委員長（上村和男君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

江中課長。

○学校教育課長（江中　誠君）　この予算のほぼ9割以上が特別支援教育の支援員さんの人件費になります。その部分につきましては、補助金とかはないですけど、交付税措置の根拠の一つにはなっているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君）　いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君）　じゃあ、次へ行きますが……、いいや、次へ行こう。

134ページ、読書活動推進事業、図書司書の活動、学校別配置について説明をお願いします。

江中課長。

○学校教育課長（江中　誠君）　134ページ、読書活動推進事業、図書司書の活動、学校別配置ですが、こちらにつきましては6ページを御覧ください。

令和6年度決算報告における令和8年度予算に反映すべき事項ということで、3、児童生徒の健全育成についての中で、読書活動推進事業というところで資料要求がされているものになります。

134ページにお戻りください。

まず、事業の目的、内容ですが、学校生活において子どもたちの読書活動が活発になるよう環境整備を行い、読書習慣の定着を図るものです。

（1）として図書司書の配置ですが、小中学校1校につき1名を配置しております。こ

れまでは全学校週4日勤務でしたが、来年度から二日市小、二日市東小、筑紫小、原田小の4校は週5日勤務にすることとしております。

図書司書の主な業務内容、そちらへ書いております蔵書管理から学習活動での図書利用支援まで行っていたいております。

学校別の配分額ということで、令和7年度と令和8年度の配分額の見込みを学校ごとに記載させていただいております。令和7年度の配分額ですが、合計欄で1,047万8,000円ですが、来年度につきましては1,672万円ということで、約630万円の増を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 説明ありがとうございます。本当にこの金額を見てすごくうれしいなと思って、ついにここにこしてしまうんですけど、数年前は850万円だったから、それを思うと倍増してるということなんですよ。

学校図書整備については、今、文科省が出している第6次の整備計画の中で、令和4年から令和8年度期限ということで進められている中での取組だと思うんですけども、これでざっと計算したら、令和6年度末、去年の令和7年のときの資料で言えば、年度末が15万5,000冊ぐらいだったんですね。一気に8,322冊が廃棄されて一遍に減ってしまったんですけども、そのときの予算措置が1,000万円ぐらいあったので、おおよそ5,000冊ぐらいが買えたのかなと思って。16万冊ぐらい。

今年度、この金額でいけば恐らく8,000冊ぐらい増えるんだけど、それで言えば16万8,000冊ぐらいになるのかなと思っているんですが、この目標、図書標準から言えば19万7,200冊なので85%、全国的な整備の数字から言えば進んでいるのかな、若干多いかなと思ってるんですが、国が言う整備をきちんとしなさいという令和8年度末の目標では、来年以降もまだ続けられないといけないかなと思うんですけども、取りあえずこの数字を見て、学校の中での利用のされ方、整備していただいた本をどのように活用するのかというところで非常に図書司書さんの活動が重視されるんですが、先ほど去年まで週4日だったのが週5日になったという、まず、その4校の背景、なぜ5日になったのかという背景を説明していただきたい。

もう一つは、学校内の先生方との授業との連携が取り組めるようになったのかという2

点で。これだけ整備していただいた図書がどんなふうに活用されるかという視点で、学校内での授業との連携、あるいは市民図書館との連携について、教育委員会としてはどんなふうな活用の仕方を進めていくのかというところで説明いただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 1点目と2点目、関連があるので一緒によろしいでしょうか。

まず、学校には、図書司書以外に司書教諭ということで学校の先生で司書の担当をされている教諭の方が1人おられます。その方とうちの学校司書が、当然、連携を図りながら学習活動で効果的に図書を活用する取組を行っているというところがまずございます。

今言った大規模校においては、中小規模項に比べまして来館児童の対応とか授業支援などの管理的な業務がどうしても多くなって、読書活動推進とか、司書教諭とか管理職との連携というところが、うまくその時間があまり取れていないという状況がございましたので、その解消を図るために週4日を1日増やしまして、そうすることで企画的なこともできるようになるのではないかとということで、今回4校について週5日配置させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員が早かったですね。

○委員（宮崎吉弘君） るる説明ありがとうございます。

今、辻本委員が言われた図書をどうやって反映するかということになるんですけど、今回、図書の冊数のことですが、私が聞きたいのは図書司書の時間的なもの、今、週4日から5日になったと言われましたけど、どうしてもやっぱりそこら辺に懸念があるのかなと。

例えば、実際、大野城市とかは6時間勤務をされているんですよね。なので、多分、筑紫野市は4時間勤務じゃなかったですかね、だと認識しているんですけど。司書さんが会計年度任用職員という待遇であれば、なおのこと時間とかいうのが大きく報酬に関わってきていると思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

それと学校で格差があるんじゃないかと思って、それも併せてお聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今、宮崎委員が言われたように、ずっと皆さん週4日勤

務だったので大規模校と中小規模校で格差があったというところで、大規模校については5日に増やして企画的なところをもう少しやっていただいて格差をなくしていこうという取組でございます。

うちは4時間勤務というところで、ほかのところはもう少し多いところもあるというところですので、状況を見ながら、そこら辺の時間を増やすのか、日にちを増やすのかというところを今後また検討させていただければと思います。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 教員不足もそうですし、司書不足というのも真剣に考えないといけない時代だと思うんですよね。そう考えると、先ほどから大野城市の話をしてますが、倍ぐらい報酬が違うわけなんですね。そうなってくると、司書さんの思いもいろいろ、働きたいという条件もあるでしょうけども、先では取り合いになっていくんじゃないかというふうに思っています。

それともう一つは、ほかの京築とかあちらのほうの話を聞くと、学校教員が司書を兼ねて教員司書というのを兼任しているというのを聞いていますので、先のことを見据えた動きというのが非常に大事になってくるんじゃないかなと思いますけど、そういったことを報酬も含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 仰せのとおり、専門的な職員については取り合いになっているというところもあるかと思うので、うちの活用状況とか他市の状況を確認しながら、時間の増加とかそこら辺は今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 冊数が増えたことはとても素晴らしいなと思うのですが、やっぱり活用していかないと意味がないと思うので。近頃は子どもたちの長文読解力が弱くなっていて、読書活動というのが子どもたちにどのような効果をもたらすのかというのをすごく考えていかないといけないなと思っているんですけれども、例えば天拝小とかだったらボランティアが読み聞かせとかを行っているんですね。

なので、各小中学校でどんな取組をしているのかというのを実際に把握した上で、今後どういう取組をやっていくかというのを考えていかないといけないなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） うちのほうも各学校でどういうことを行っているかというの把握した上で、今後どういうふうな活動をしていくかとか、そういうところを検討しております。

先ほど言われた読み聞かせは、小学校では、二日市東小以外全てされているというところは、うちのほうも把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 図書の冊数の基準についてお伺いしたいと思います。

学級数に応じて、米印にも書いていますけれども、そういったのを勘案して算出していると、配分額もそれで算出していますというところでありまして、今、小学校が令和8年度で完全35人学級だったのですかね。要はクラス数が増えていっているという現状があるかと思います。要は38人とかにはできないので、その分でまた新しくクラスをつくらないといけないような状況だったり、あと、特別支援学級も、先ほどから説明がありましたけど増えていっているということを考えたときに、私は児童1人に対しての冊数というものが本来あるべき姿なんじゃないかなというふうに思っています。

計算はまだしていませんけど、図書標準を学級数で割っていくと、差が多分出てくるんじゃないかなと思っていて、そうならば児童1人当たりで算出していくほうがきれいな気もして、その点はどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 前田委員が言われるように、児童1人に対しての冊数とかで国のほうが示していただけるといいのかなと思うんですけど、今のところ国のほうが学校図書標準で学級数で冊数を決めるというところを変えていないので、うちのほうもそれを基準として毎年こうやって資料を作成して説明させていただいておるんですけど、今言われたように、来年度からは中学校も35人学級になりますので、中学校の学級数が増えていきます。特別支援学級も増えているという状況で、図書標準冊数を満たすというところが難しい状況にありますので、児童生徒1人に対しての冊数というところに転換していただくように、うちとしましても国のほうに呼びかけていかなければならないのかなと思っています。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 毎年、決算審査特別委員会で図書冊数に関しては非常にいろいろ物議をかまして、しっかりと予算を取りなさいよという指摘もしていて、今回これだけ予算を取ってくれたら、ちゃんと決算審査特別委員会の指摘事項が少しは効いているんだなと思って安心しました。

○委員長（上村和男君） 何か言うことはありますか。ないでしょう、褒めてもらったんだからな。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移ります。

136ページ、コミュニティ・スクール推進事業、事業内容に移ります。説明願います。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 136ページ、コミュニティ・スクール推進事業、事業内容です。

事業の目的は、学校、家庭、地域の3者が、それぞれの役割を担いながら互いの教育力を高めていく教育という理念の下、子どもたちを育成していく文化を地域に醸成していくことを目的としております。

事業の内容としましては、各校におけるコミュニティ・スクールでの取組等については、教育委員会が委嘱した非常勤特別職の委員で構成し、各校に設置される学校運営協議会において協議、決定されます。本事業では学校運営協議会に係る事務費等を負担し、各校の取組の推進を図ります。

地域学校協働活動の例ということで、土曜授業とか登下校時の見守りとか、そちらに記載させていただいております。

あと、各校の運営体制ですが、委員につきましては、学識経験者や区域内の住民の代表とか、そちらに書かれている方になります。一番最後に記載しております地域学校協働活動推進員さん、こちらは必ず委員の中に1人入っていただくようお願いしておるところでございます。

各校の委員数は、そちらに記載されているとおりでございます。一応定数は17名としております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） コミュニティ・スクールというのは近年始まって、一般質問をさせていただいたんですけど、例えば見守りだったりとか、学校と地域に関わるいろんなことが多分ここに集約されて連携されていくんだろうと思っているんですけど、例えば今回の予算で言うと188万円。去年が194万円で、去年から今年に関して言うと印刷製本費がちょっと減ったぐらいで、ほかの項目は全部同額という状況で、どれぐらい機能しているんだろうなというのが不思議なところがあつて。

というのも、地域学校協働活動推進委員をされている方に聞いても、なかなか連携が難しくて実際に機能しているかどうかあまり分からないという声も地域から聞く中で、予算立てがこのような形で本当に推進していけるのかなと不安があつて。

現状、現場から出ている課題というか問題というか、その辺りがあれば率直に教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず、この予算ですが、こちらは学校運営協議会の報酬と費用弁償が主になります。ですので、活動内容自体という区分では今のところ予算組みをしていないところでございます。

特段、学校のほうから、学校運営協議会を行う中で予算が足りないから活動できないという声は今のところ出ておりませんので、もしもそういう声が出てくれば予算組みというところも検討していかなければいけないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） ありがとうございます。

予算的には問題ないということで、今回は予算審査だったのでそういった視点で聞かせていただいたんですけど、先ほどお話ししたように、実際に運用としてうまくいっていないところがあるんじゃないかなと現場の声を聞いていても思うので、ぜひそういったところを深くヒアリングをしていただければと思います。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そもそも論で申し訳ないんですけど、事業の内容のところ「各学校におけるコミュニティ・スクールでの取組等については」と書いてあるんですけど、

具体的な取組というのが見えないんです。卒業式とか入学式のときに初めの言葉で、コミュニティ・スクール何々学校というふうに言うときしか感じられないんですよ。具体的に取組というのは何をなさっているのか。地域から見えないというところが課題なんじゃないかなと思いますので、御説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） コミュニティ・スクールの取組ということですが、コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会を設置している学校ということになります。

学校運営協議会につきましては、会議内容としましては、学校経営に関する基本的な方針の承認、あと、学校運営に対する学校関係者評価の実施、あとは学校の様々な課題に対する地域住民の理解とか協力とか参画の促進をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） P T Aとのすみ分けはどのようにされているんですか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） P T Aは、あくまでP T A活動というP T Aの基準等があって、その中での活動になっていると思います。

学校運営協議会という組織の中にP T Aの方も入っておられますので、P T A活動も含めて様々な活動の話し合いを学校運営協議会の中でさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） うまいことやってくださいね。分かりますか、何が言いたいのか。汲み取ってください。

次へ行きます。

137ページ、水泳授業民間委託事業、事業内容に移ります。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） では、137ページです。水泳授業民間委託事業の事業内

容です。

事業の目的としましては、小学校の体育科における水泳授業を実施するに当たり、屋内プール施設使用による天候に左右されない授業の実施、泳力向上のノウハウを持つ専門の指導員による指導、監視及び移動等も併せて民間事業に委託することで、効果的で安全な水泳指導を計画的に行うものでございます。

事業の内容としましては、全11小学校の水泳授業をプール施設までの移動時間や受入れ可能児童数を踏まえて3社の民間専門クラブに委託をします。水泳指導の内容は学習指導要領に基づくものとし、指導の回数は1単位時間当たり45分としまして、各学年8単位時間、2単位時間を1科目として4回実施する予定にしておりますが、入水時間を60分程度確保し、質の高い授業を実施するものでございます。

委託概要一覧表ということで表を記載しております。各学校における委託予定事業者、あと、移動までにかかる片道の時間、今のところ実施予定をしている時期、実施回数等を記載させていただいております。

なお、夏休みに小学校のプール開放をしておりましたが、こちらにつきましては、近年の猛暑により、利用する児童の健康面や安全面を考えると運営が難しくなっている状況から廃止することとしているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。

新しい取組なのでしっかり注視していきたいと思うんですけど、民間委託をすることによって学校プールの維持管理等と比較してどのような費用対効果があると考えているのかお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今までうちのほうでかかっていたプールに係る維持管理費とか、あとは改修をした場合に幾らぐらいかかるかという年間の平均費、あと労務費とかを考えますと、おおよそ5,500万円程度かかっているところでございますので、今回、予算としては6,800万円を計上させていただいておりますので若干それを上回るころではございますが、子どもたちが今まで猛暑でプール授業が計画的にできなかったというところが、これによって必ず4回実施できるというところ、あとは先生たちにとっても、施設管理とかそういうのがなくなって負担が軽減されるというところを考えますと効果はあ

るものだと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 夏休みのプール開放をやめられるということですがけれども、三つ質問があります。

まず、夏休み、子どもだけでなく地域の方々も利用されていると思うんですが、地域の方々を利用できなくなるということの代替案はどうされるのかということと、これも同じなんですけど、夏休みの子どもの居場所が減るということで、これもこういった対応をなされるんでしょうか。

それと最後に、暑いとやはり水遊びをしたくなるというのが子どものならいだと思うんですが、こういった水難のリスクが増すと私は想定しているんですが、これに対する対応はどうお考えでしょうか。

以上です。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今言われたように、地域の方も利用していたということもございまして、居場所が減るところは間違いないと思うんですが、近年の猛暑でどうしても危険性が増しているところもありますので、中止をせざるを得ないところは御理解いただきたいと思っております。

あと、代替案につきましては、筑紫野市内にはプールがございませんので、プールの誘致を図って、そこが市民プールとしての役割も果たしていただけるというところが一番よろしいのかなと考えているところでございます。

水難のリスクというところは、そこら辺は分かりかねるんですが、近くのプールとかそこら辺を利用させていただくことになるかと思いますが、御理解をいただければと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 今の御回答ですが、リスクというのは、今まで小学校のプールというのは子どもたちだけで通っていたわけですね。そこが行けなくなりましたということで、子どもたちが集まって遊びに行くときに、校区内の川だとか池だとかで遊んでしまうというリスクは増すのではないかとというのが一つと、今の猛暑の危険性と言われましたけれども、それは夏休みのプール開放だけでなく、今、小学校のプールの授業も

同じですね。水温が何度、気温が何度になったら授業として中止しますと。その基準で夏休みのプールも開放されていると思うんですけども、それは危険性を考えてというのは少しニュアンスが違うのかなと私は個人的には思います。

それと最後に、筑紫野市内に誘致を図ると。それはいつまで待てばいいのかなという疑問が特に残ります。

以上です。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） リスクが増すというところで具体的に例を挙げていただいておりますので、そういうことがないように今後学校で指導をしていかなければいけないのかなと感じたところでございます。

○委員長（上村和男君） 部長。

○教育部長（濱崎博文君） プールの誘致の件について私のほうから御答弁させていただきます。

今までも何度か御質疑いただいて、御答弁の機会を設けていただいておりますが、私を含めて所管課のほうと、民間の力、資金力とか経営ノウハウを活用して何らかの形で誘致できないかと今検討している段階でございますので、皆さんのほうに御相談できる段階になりましたらしっかり御報告させていただきたいと思います。ただ今、鋭意検討中でございますので、御理解いただければと思います。

○委員長（上村和男君） 今で確認しておきますからね、当委員会で。教育委員会が誘致を進めるというふうにして、筑紫野市としてはそういう事業を進めていっていますというふうに認識しておいていいんですか。

○教育部長（濱崎博文君） 今現在しっかり議論を所管課と私も含めてやっておりますので、しっかり取り組んでいる途中ですということで御理解いただければと思います。

○委員長（上村和男君） できなかったらどうしますか。私は、市民が利用していたものが駄目になって、その代わりに誘致しますと言って、教育委員会が代わってやりますと言っているから、本当に大丈夫ですかと。教育委員会がやるような仕事でもないようにも思っているものですから。やってもらっていいんですけど。

市を挙げてやるのなら本当にやらないと、あの話はどうなったとなりますよ。だから、あえて確認したくて申し上げております。

西村委員。

○委員（西村和子君） 関連なんですけれど、今、イトマンとか太宰府スイミングスクールに委託で受け入れていただけるという状況なわけですよね。そうするとニーズは一旦充足されると思うんですね。

この間、市が温水プールをといたときに、夏と冬の利用者の格差があるから経営的に無理だというふうに回答をされていますよね。そしたら、それをあえて今、筑紫野市に進出してこようというのは相当なリスクを覚悟するように素人ながら思うんですけど、そういう企業が現在候補としてあるんですか。

○委員長（上村和男君） どうぞ。部長。

○教育部長（濱崎博文君） そういった事業所がないのかも含めて、しっかり今活動を行っているところでございます。今回の水泳授業の委託をもってしても、今までの民間のスイミングクラブというのは、単なるスイミングスクールではなくて、一定のこういった事業の受託があるというような商機を見いだしている側面もあるかと思しますので、何らかの形で民間の活力をうちのほうで生かせないかというふうにしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今プールの話が出ましたが、今現在のプールをどのように利用というか、活用というか、そこら辺りをお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 将来的には解体することとなると思いますが、防火水槽としての役割がある可能性もあります。

あと、解体費用も結構な金額がかかりますので、他自治体では取り壊して教職員の駐車場にしたとか、そういうところもありますので、そこら辺の先進事例等も研究しながら、今後それぞれの学校での最適な跡地利用の方法を検討させていただければと思っていますところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 教えていただきたいんですけど、実施予定時期というところを見ると、例えば3番の吉木小学校は、5月中旬から5月下旬という形で半月ほどで全カリキュラムを終える。一方で、6番、筑紫小学校だと4月中旬から始まって2月まではほぼ1年

間ずっとやると。

その中で各学年8単位時間、2単位時間1コマにして4回ということは、例えばクラスによっては、ある児童は5月にやったら次8月で、次12月で、次2月みたいな、夏から冬にかけて3か月おきぐらいに水泳をやる。1回習って、次にやるのがまた3か月後みたいになると本当にちゃんと覚えられるのかどうかとか、その辺りがこの時期を見ているとちょっと不安なんですけど、その辺りを教えていただければ。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 各委託予定事業者によって、ほかの市が委託しているところもございますので、割り振りをしながらということで予定実施時期に幅があります。ただ、学年は集中して実施しますので、今言われたように3か月に1回ずつしかしないとかそういうわけではなくて、1か月ぐらいで集中的にやるという形で実施します。

吉木小につきましては、たまたま秋に運動会があつて、春に運動会があるところがこの時期は実施できないということで、吉木小はこの時期に集中して入れているという状況ではございますが、ほかのところも、1回、1回、何か月も空くというわけではなくて、各学年、集中的に水泳をするという形でやりますので、そういうところは大丈夫でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。最後にしましょうかね。

○委員（吉村陽一君） 今まで、例えば午前中のプールの時間だったら、遅刻した子どもとかも何とか水泳の授業に入れているんだと思うんですけども、例えばバスなり何なりで、午前中に外部のスイミングスクールでの授業があつて出てしまうじゃないですか。遅刻してきた子どもであるとか、なかなか一緒に行動することができなかった子どもとか、そういった子どもが必ず出てくると思うんですね。現に今でもあっていることだと思うんですけども。そういったところをどういうふうに考えておられるのか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 基本的にはバスが迎えに来ますので、それに間に合わない場合は物理的に連れていくことができないというところではございますが、今、事業者のほうと打合せをしている中で、どうしても遅刻しそうだという場合は、保護者の方が直接プールに連れて行って、そこで参加するということもできるというところで、状況を見ながら対応する形になるかなと思います。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 遅刻してくる子どもとかの生活状況だったりとかを見ていくと、遅刻に限っているわけではないですけども、実際、家庭が厳しかったりとか、そういった送迎が難しい子たちがやっぱり何らかの形で学校に、保護者であれば送り出しができない、通うことができないという状況があるわけじゃないですか。そういったところを保護者が連れていけばいいですって、それは当たり前のことなんですよ。そういうふうでできなかった子どもたちがいるというのが前提で分かっているじゃないですか。だから、この議論がされたのか、されていないのかというのを聞いているんですよ。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） いろんな状況におられる子どもさんがおられると思いますが、どうしても民間委託ということになりますと限られた時間の中で水泳授業を実施していかなければいけないという状況もございますので、今、吉村委員が言われたような状況の方も出てくることもあるかなと思いますので、来年初めて実施するものでございますので、そのほかにもいろいろ課題等が出てくると思いますので、随時学校、事業者と協議してそこら辺は対応していければなと思っているところでございます。

○委員長（上村和男君） はい。

○委員（吉村陽一君） 今のお答えだと、そういった家庭から相談を受けたときは、見捨てられたような状態になっているという答えしか私はできませんので、今年から始めることというのは、それは分かります。でも、大いに想定できた話なんですよ。だから、そういったところの議論がされていないというのは結果的にそういうふうになるので、今後どうしていくかというのは教育委員会のほうでしっかりやっぱり話をされるべきだと思いますし、それぞれの学校にどうするかというのをしっかり下ろしてください。話を継続してやってください。

○委員長（上村和男君） いいですか。

私から。今の話を聞くとどうしても私も聞いておかなきゃいけないことがある。

特別支援学級の子どもたちはいっぱいいますよね。この子たちは置いていくんですか。バスに乗せるんですか。誰が引率するんですか。誰が指導するんですか。ふだん特別支援学級に通う子どもたちを指導できるのはどういう先生ですか。よく考えて、質の高い指導とかなんか文章が出てきますけど、何を指してそう言っているのか。一人も取り残さないとかどこかで誰かが気の利いたことをさっきの時間だったか言っていましたけど、取り残

すんですか。ちょっと心配なので聞いておきます。答えがあればありがたいですが。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 委託予定の事業者は全て他市のプール授業の委託を既に行っている状況でございまして、特別支援学級の児童の受入れ実績も当然ございます。特別支援学級には個々の方がいらっしゃいます。いろいろな状態の子どもがおられますので、ノウハウが事業者にございますので、今、学校と事業者と市のほうで打合せをさせていただいておりますので、個々に応じた対応というところをしていくこととしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ちょっとそんなものじゃごまかしにはならないですよ。個別に違うんですよ、一人一人。あなたのように情緒障がいのA、知的障がい、その類型で分けるなんていうことはできないんですよ。その子にとってこの先生が指導に当たる。支援に当たる。そういう中でつくられてきた信頼関係、そういうものが本当に得がたいことなんです。だから、午前中だったか、吉村委員だったか誰かが言っていた。そういうことが大事になるんですよ。そういうことをあなたは無視したような言い方になっているんですよ、今のは。だから、このままいくと取り残すことになります。このままいくとほったらかしになりますというふうに心配してあえて申し上げたんですよ。

○委員（田中 允君） それに関連して。結局、今まではそういうプールがあって、その天拝小に俺は行っていたけど、天拝小学校の特別支援学級の人たちの対応というんですか、市内全体を見たときにどのような対応をしていたのか。それと関連して今のお答えをしていただければわかりやすいと思います。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そういう方については、今もプールの授業の中では教員と一緒に入水して見守ったりとか、個別の児童の状況に配慮して水に触れ合うとか、そういうところに対応しているところでございます。水泳の授業を民間委託した場合も、連れていけないということではなく、個々に応じてきちんと水に触れ合う機会を今後もつくっていけるように事業者と学校と打合せをしながらやっていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 本当にだんだん深みにはまっていくんですよ。個々に応じたというときには、そしたら個々に応じて連れていけない子と連れていく子と、個々に応じたって応じられない子どもがいるんですよ。それが実際やろうが。あなた何言ってるか自分

で分かっているの。個々に応じてと。それはみんな個々に応じてかもしれませんが、個々に応じたら何も問題ないんですよ。個々に応じられないんですよ、みんな。場所が変わると気持ちも変わるんですよ。そういうことの中でプールの授業をやらないといけないわけですよ。いくら経験がある人でも、その子には経験がないのでとても難しいんですよ。

プールで遊ぶときにみんな応援に行ったことがあるでしょう。どこかで見かけたからね。そうすると分かるでしょう。そう簡単ではないんですよ。だから、よくよくそういうことをよく検討したり話し合ったりして準備をしていかないと、これまで以上に先生たちは気を遣うと思います。何かが起こったときに誰が責任を取るんですか。教育委員会ですか、学校ですか、それともプール授業をやった事業者ですか。そういう問題が起こってきますよ。

私は働き方改革につながるので悪いようにだけ言おうと思ってはいないです。でも、いようにだけ言うのはどんなものかなと。いろんな課題がある中で教育委員会はそれを進めていくことになるので、いろいろ考えておかないといけないですよと、そういうことを今申し上げているので、事前に考えた、ああだこうだというのが十分ではないのではないかというのが吉村委員の意見でした。私はもう、あなたたちは立ち遅れていますと、これでは実際には難しいといたいんですよ。

○委員（横尾秋洋君） 委員長、もともとだけど、そういうことを委員長附帯意見として上げたらいいじゃないですか。漏れがないようにちゃんと指導するべきだということで。これは始まってないから、始まった後にまたいろいろな問題が出てくるでしょうから、そういう形で共有されるんじゃないですかね。そしたら、結果的に言うと、この事業をやめるということになるでしょう。

○委員長（上村和男君） 始める前に、そういうことをちゃんと議論したり、準備したり、手立てを打っているかと言っているわけですよ。

○委員（高原良視君） 休憩ですか。

○委員長（上村和男君） いや、まだ休憩じゃありません。

○委員（高原良視君） 教育委員会も、事業者と教育委員会と学校現場と、当然ながら保護者も出てきますよね。そういうのでずっと今から協議をしていって、これをスタートさせようとしているんでしょう。だから、そのところは、今、横尾委員が言われたように、抜かりのないものをしてという言葉で言われて、それじゃいけないんですか。

○委員長（上村和男君） 抜かりのないことをやろうと思っているでしょうから、それに

ふさわしい予算を組んで、それにふさわしい手立てを打ってここまで来ているという、そういう報告をしてもらえれば大丈夫なんです。どう見たって、報告すればするほど危なっかしく私は感じてしまうんですよ。

そのことはなぜか分かると思うんですよ。実際に特別支援学級の子どもたちが学校に行って授業参観があるとき、あるいは運動会や体育祭があるとき、特別支援学級の子どもたちがどういう状況にいるかということさえ見れば、この学校はちゃんとしているとか、していないとかいうのがよく分かります。インクルーシブ教育になっているか、なっていないかもそこで分かります。分かるでしょう、言わんとすることはね。

だから、そういう意味で、何か新しいことをやろうとするときは十分に準備をして、よく意見も聞いて、そしてとりわけ保護者の意見を聞いて進めていかないと、うまくいって当たり前で、失敗するとぎゃあぎゃあ……、すみません、私はぎゃあぎゃあ言いませんけど、始まる前に言っておかないと、議会がどんな議論をしたんですかと言われるんですよ。今年から始めるんだから、うまくいくように頑張れやと言いましたと言って、それで何かが起こりましたでは議員は済まない立場にいるので。意見を付していけというのは当然ですよ。けども、どうなのかなというのを心配しているのだから聞いているわけですよ。いいですか。

○委員（段下季一郎君） 関連で。

○委員長（上村和男君） いや、これでここは一旦終わりますから。休憩に行きますから、また続けてもいいですよ。水泳授業でどうしてもということがあれば。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） すみません、太宰府が先行して始めたときに、結構、特別支援学級の保護者の方への説明とか実態把握がちょっと遅れてしまって、太宰府のほうでは結構紛糾じゃないですけど、そういったのがあったと聞いているんですよね。

議会を通っていなかったからまだ具体的な説明が現場にできていなかったとは思いますが、今後、何か説明会みたいなのをして、実態把握をしていくという理解でいいのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 保護者に対しての説明会というところは今のところは考えてはおりませんが、場合によってはそういうところも必要になってくるのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今までのプール授業の質を落とすわけではないんでしょう。そこをはっきりしておけばいいんじゃない。そういうことでもう一回答弁願います。

○委員長（上村和男君） 何をおっしゃったんですか、今。

○委員（田中 允君） 今までの水泳授業よりも質を落とすことはないんでしょうと。

○委員長（上村和男君） みんなが……、いいです、それは御意見ですからね。いいですか。

じゃあ、議員からいろいろな意見があったり、いろんな立場から……。

○委員（田中 允君） 答弁を求めてるやん。

○委員長（上村和男君） 答弁したいのか。

○委員（田中 允君） そうくさ。答弁せな、ちゃんと。

○委員長（上村和男君） 江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 議員の皆様の御心配いろいろいただきました。基本的には今行っているプールの授業の質を落とさないように実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 言わなくていいのに言ってしまうから、また言わないかんようになる。いいです。もう。

横尾委員が言われたように、この問題についてはこういうことを申し上げた、こういう意見があった、こういうふう要望を提出させていただきましたという付帯意見をつけて採択するようにしましょう。実施に当たっては頑張ってくださいね。

○委員（高原良視君） 附帯意見になるんですか。委員長報告の中に含まれるということですか。項目に入れられるということですね。

○委員長（上村和男君） そうです。委員長報告の中にこういうことを。意見を付すのはまだやっていませんから。やると、頑張りますと言っているから、それについての要望、意見を申し上げて、意見が出たというふうにしておきますので。

じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時40分

再開 午後 3 時50分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明に当たってくれる所管課が替わりましたので、濱崎部長から紹介をしてください。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 説明職員が替わりまして、学校給食課より職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○学校給食課長（八尋優一君） 学校給食課、課長をしております八尋です。よろしくお願いいたします。

○共同調理場担当係長（田中宏一郎君） 学校給食課共同調理場担当係長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしくお願ひします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料138ページ、学校給食物価高騰対策事業、事業内容、算出根拠について説明をお願いします。

課長。

○学校給食課長（八尋優一君） それでは、138ページの御説明をさせていただきます。

学校給食物価高騰対策事業、事業内容及び算出根拠でございます。

まず、事業の目的、内容でございます。保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、義務教育期間を通じた切れ目のない支援を行うため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、小学校給食費負担軽減事業と併せまして、市立小学校、中学校に通う児童生徒の学校給食費の無償化を考えております。また、食物アレルギーや宗教上の理由、不登校等のため、給食未喫食者児童生徒の保護者に対しまして補助金を交付することと考えておる内容でございます。

算出根拠といたしまして、学校給食物価高騰対策事業助成金ということで、小学校の給食月額が6,560円と考えております。国の負担軽減という事業で1人当たり5,200円来ますので、6,560円引く5,200円、差額は1,360円となります。それに小学生の児童数6,100人、11か月分を掛けまして9,125万6,000円。

中学校におきましては、月額1人当たり7,640円で3,100人を想定しており、そして11か月分でございます。合計が2億6,052万4,000円ということで算出させていただいております。

小学校、中学校の合計で3億5,178万円を計上させていただいているところでございます。

簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 食物アレルギーや宗教上の理由とか不登校の方に対しての補助金額というのは、1人当たりお幾らになるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 八尋課長。

○学校給食課長（八尋優一君） 1人当たり、未喫食者の場合、全然食べられないということであれば一月当たり小学校の場合が6,560円となります。中学生の場合が7,640円という形になります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次に移ります。

139ページ、小学校給食費負担軽減事業、事業内容、会計の流れ、算出根拠に移ります。

八尋課長。

○学校給食課長（八尋優一君） それでは、139ページ、小学校給食費負担軽減事業、事業の内容、会計の流れ、算出根拠の説明をさせていただきます。

まず、事業の目的、内容でございます。国の学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化の事業を活用いたしまして、保護者の負担の軽減を通じて子育て支援に取り組みます。また、こちらも食物アレルギーや宗教上の理由、不登校等のために給食の未喫食者児童の保護者に対し、補助金を交付いたします。

算出根拠といたしまして、給食費の負担軽減補助金、小学生6,100人を見込んでおりまして、1人当たり国の基準額5,200円、そして11か月、合計が3億4,892万円でございます。それと会計年度任用職員の1名分288万9,000円を算出根拠とさせていただいております。

会計の流れでございます。学校給食の食材費の負担軽減補助金5,200円は、市が給食費負担軽減交付金を受けまして市学校給食会へ補助を交付いたします。そして、市学校給食

会が小学校児童の食材費分を給食物資納入業者へ毎月支払うという流れになります。

それと、食物アレルギーや宗教上の理由、不登校による給食未喫食者の保護者には、給食費の相当額の支援を行うということにしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほどの事業にも関連はするんですけども、例えば小学校で言いますと、6,560円から5,200円を差し引くと1,360円分があります。これは先ほどの物価高騰対策のところから充てられている。

令和9年度においては、この差額分の、例えばこの料金の体系が変わらなければ、この1,360円というのは通常の保護者からの徴収によるものなのかをまず確認させてください。

○委員長（上村和男君） 八尋課長。

○学校給食課長（八尋優一君） 令和9年度ということでしょうか。令和8年度ではなく令和9年度ですよね。

○委員（前田倫宏君） 令和8年度はもうわかるじゃないですか。だから、令和9年度においては、この国の物価高騰対策事業の交付金がまだ分からないですよね。もしなければ、対応がどうなるのかという確認です。

○委員長（上村和男君） 八尋課長。

○学校給食課長（八尋優一君） まずは令和8年度このような状況でさせていただきますが、令和9年度はまだ国のほうの状況、そういったところの支援の内容というのが分かりませんので、今後につきましては国、県の支援の状況をしっかり注視させていただいて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 分かりました。まだ見通しが立っていないというところですけども、また、中学校において今、国や県はどういった動きがなされているか。今回で言うと小学校までが給食費の対象となっていますけれども、今、市としてどのように認識しているのかがまず1点。

あとは、本市の柱事業として小中学校を含めて給食費の無償化というものが、ある意味

シティプロモーションというか、市の独自の支援策として、この辺ではあまりまだ聞き及んでいなくて、そういったのも政策として位置づけてもいいのではないかなと思うんですけども、その点のほうは今どのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） どうですか。八尋課長。

○学校給食課長（八尋優一君） まず、中学校の支援の件につきましてですけれども、まだ私どものほうに来ているのが、国のほうが示しております「早い段階で」というところの分だけしか来ておりませんので、そこまでの情報だけしか私どももつかめておりません。

また、市の独自事業としてというところなんですけれども、こういったところの分もやっぱり予算が膨大にかかるものですので、しっかりと国、県、また周りの市町村の動向を見ながら、しっかりと注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 給食の未喫食児童の保護者に対して補助金を交付するということで、お金はあげるけども栄養バランスが取れた食事がその子に届いているかはよく分からない状況になるのではないかなと、そういった懸念もあるんですけれども、以前提案しました給食センターを活用した子どもの居場所とか、そういったものも広がっていますし、保健室登校して給食を食べて帰る不登校の子とかもいると思うんですけれども、学校にも来れないような子が栄養バランスの取れた食事を食べる機会を少し何か考えてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 八尋課長。

○学校給食課長（八尋優一君） こちらのほう、確かにほかの新しく建ったところの分で新しい事業ということで、食堂みたいな形で子どもたちが、不登校で行けない方とかを受け入れられるというところがありましたけれども、私どもの給食共同調理場に関しましては、古いというところもありますが、一人一人に対応できるような、少人数で対応できるようなまず施設ではございませんので、何人来るか分からないような子たちを受け入れることができない。また、喫食させるスペースがないものですから、そういったところに関して不可能なところが今現在ではあるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、質疑を打ち切ります。

課の入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時01分

再開 午後 4 時02分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、説明に当たる職員が替わりましたので、濱崎部長から紹介をしていただいて審査に入ります。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 説明職員が替わりまして、生涯学習課より職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 皆さん、お疲れさまです。生涯学習課長の轟でございます。どうぞよろしくお願いします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習係長の野美山と申します。よろしくお願いいたします。

○教育部長（濱崎博文君） よろしくをお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料140ページ、生涯学習センター改修事業、事業内容について説明願います。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） それでは、140ページ、生涯学習センター改修事業、事業内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額は9,979万3,000円でございます。

事業の目的、内容についてですが、生涯学習センターの施設、設備の改修工事を行うことで、利用者が安全かつ快適に利用できる施設を維持するものでございます。

次の4か所について工事を計画しております。

まず1番目、エレベーターにつきましては、エレベーター2基が耐用年数を迎えますので、この更新工事を行うものです。

2番目です。パープルプラザ第2駐車場でございます。市民図書館横の縦長の駐車場が

ございますが、第2駐車場の舗装にクラックが確認されまして、一部で陥没が見られましたので、全面改修を行うものでございます。

次に、3番目です。青少年プラザについてですが、全面フローリング化を行うなど、子どもが安心してより快適に過ごせる居場所をつくるための改修工事を行うものです。

最後に4番目です。自由学習コーナーについてですが、隣接する学習室3の間仕切り壁の撤去等を行い、自由学習コーナーの拡張を行うもので、併せてパソコンルームを学習室3に転用するものでございます。

こちらの3番目と4番目につきましては追加資料を御用意しておりますので、そちらで詳しく説明させていただきたいと思っております。

それでは、追加資料の1ページを御覧ください。

生涯学習センター1階の平面図と写真になります。北玄関横の青少年プラザにつきましては、静かに勉強したい学習スペースと活発に交流したい子どものスペースが隣り合っているため、度々トラブルやクレームになっておりまして、双方にとって快適に過ごせる居場所づくりが必要な状況となっております。そこで、このスペースを改修させていただきまして、子どもが安心して快適に過ごせる空間づくりを行うものでございます。

続きまして、追加資料の2ページ目を御覧ください。

生涯学習センター3階の平面図になります。エレベーターを降りてすぐ右手の自由学習コーナーでございますが、利用希望者が常に多うございまして、時期によっては朝の開館前から席を確保するための行列ができるほど人気がございます。以前から増設を希望する声が多く寄せられておりましたので、今般、隣接する学習室3の壁を撤去させていただきまして、オープンにし、自由学習コーナーにする工事を行うものでございます。

写真Bをよく御覧いただければと思いますが、正面に見える壁を撤去させていただきたいと考えております。同時に、利用頻度が少ないパソコンルームを廃止させていただいて学習室3に転用する計画としております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

西村委員。

○委員（西村和子君） 御説明ありがとうございます。パソコンルームについてなんですけれど、使用頻度が低いという理由のようですが、パソコンそのものが相当古かったんじゃないかと思うんですけど、それで利用もなかったのではないかと。大分前から古いと言

われているので、今こんなものを使っているんですかとよく言われていたんですけど、10年ぐらい前からですね。

今度から、パソコンを勉強したいという教室はじゃあどうするのか。自分のパソコンを持ってくるというのは、講師にとっては負担があるように思いますし、パソコンの学習の保障というのはどんなふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 今、委員が仰せのとおり、パソコンルームにつきましては、デスクトップ型のタワーとデスクトップの大きな画面のものを配置させていただいております。それで利用頻度が低いという一面もございます。一方で、Wi-Fiを整備させていただいておりますので、今後はノートパソコンでのパソコン講座を実施しますし、今、一般的にはスマートフォンの利用が多くなってきていますので、スマートフォン講座等を充実させていただきたいと考えております。

パソコンにつきましては、ノートパソコンの貸出しをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 自由コーナーを拡張するという事で、何人分ぐらい増える予定なんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 今、1階に24席ございます。その分が使えなくなりますので、それ以上は確保しようと思っておりますが、スペースを考えますと、3階に新たに36席は確保できるのではないかというふうに考えております。

ただ、工事の具合もございますので、これは目安というふうに捉えていただければと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 青少年プラザなんですけども、こちら子どもたちが勉強とかいろいろたむろって楽しんでいるような風景も私はいいなと思って見ていました。ただ、場所が限られているので、待っているお子さんもいたかなと思うんですけど、今後、青少年プラザに関しては、フローリングにされるということですが、座席とかを全部取っ

払ってしまったたり、子どもの居場所としての……、あそこが自由室コーナーだと騒ぐこともできませんから、その辺はどのように考えてあるのかをお聞きしたいなと思います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 現時点では、おっしゃられるように床はフローリング仕上げで、ぬくもりのある空間を演出していきたいと思っておりますが、運用の方法としては、午前中とかは未就学のお子さん、親子さんも活用してもらいたいなと思っておりますので、柔らかなマットを敷いたり、例えば本棚をつくって絵本とかを置いて、マットの上で寝転がって絵本とかも読んでいただけますし、平日の午後3時以降は小学生に集まっていただいて、活動してもらいたいと思っております。また、午後5時以降は小学生のお子さんたちも減りますので、それ以降は中学生とか、そういった方々が使えるような運用の仕方ができればというふうに考えております。

ただ、運用の方法につきましては、今後詳細は検討していきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今回の学習センターの拡張あるいは改修についてどの辺から意見をまとめられてこの計画になったのかお尋ねしたいのが一つです。

というのが実は1階の右下に男女共同参画プラザがあって、ここに遮光カーテンをつけてもらいたいと随分前からお願いしているんですね、人権政策・男女共同参画課を通して。先日は市長と語る会というか、市長との懇談会でもお願いしました。

というのはこのコーナーで遮光カーテンがあるとパソコンを使っていろんな学習の場に使えるんですね。ただ光が入るからパワーポイントを映すにしても非常に困難があるしというところで、せめてカーテンをつけていただけたらということはずっと要望していたのに、いきなりこういうふうにプラザのほかのところは改修があるんだったらついでと言ったらなんですが、遮光カーテンをつけていただけないのかなと。そういう要望はどこからも上がらなかったんですか。人権政策・男女共同参画課にも言った、市長にも言ったというのが伝わらないというのが。じゃあ誰に言えばいいんだろうかというのが今思っているところなんですよ。

○委員長（上村和男君） 市長に言って伝わらないなら伝わらない。

○委員（辻本美恵子君） 誰に言えば伝わるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 普通、市長に言えば伝わるでしょう。

轟課長、伝わってますか。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず1点目の青少年プラザにつきましては、最初に御説明申し上げましたように静かに学習したい中高生と騒ぎたい小学生との間でトラブルが生じていたということでございますので、それは解消させていただければというふうに考えているところでございます。

男女プラザの部分につきましては話は伺っておりますが、パソコンの利用につきましては例えばですけど学習室等の活用も……、せっかくWi-Fiとかも整備させていただいておりますし、学習室とかでもパソコンとかは使えるようになっておりますので、そちらの活用もお願いできればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 何か言ってください、辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 言い返すようですけど、学習室はなかなか取れないというものもあるし、大体この男女共同参画プラザというのは登録団体が使うように準備されているというか、ありがたいことに用意していただいているところで、ここを活用しない手はないと思うんですね。ここを使わずになぜほかの部屋を確保しないといけないのか。そしてたらここが空いてるのにほかの方は使えない。もしかしたら例えば学習室4を取ってしまったらそこを使える人が使えないのであれば、どちらかというとここを占有的に使える登録団体がこちらを使って、一般的なお部屋はほかの方が予約できるようにしておくのが筋じゃないですかね。

○委員長（上村和男君） 課長、まだ検討の余地があるのか、ないのか。

課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 今、委員がおっしゃられたのもよく分かりましたので、検討させていただきます。

○委員長（上村和男君） いいですか。検討していただくそうですから。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次へ移っていきますよ。

141ページから142ページ、自治公民館設置補助事業、事業内容に移ります。

説明を願います。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） それでは141ページ、142ページの自治公民館設置補助（修繕・改修）事業、事業内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額は3,075万7,000円でございます。

事業の目的ですが、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設、自治公民館を設置する行政区に対し必要な補助を行い、もって社会教育の振興を図るものでございます。

事業内容につきましては、行政区が自治公民館を修繕または改修する場合にその工事費について以下の基準で算定し、費用の補助を行うものでございます。

自治公民館竣工後5年が経過したもの、10万円以下で超える額の3分の2以内の額を補助するものでございます。上限が300万円というのがございます。

内訳でございますが、別紙142ページを御覧ください。

令和8年度に修繕、改修工事を行いたい旨計画が上がっている一覧表でございます。1番目の隈からですね32番目の宮田町の部分が来年度に工事をしたいということで事業計画が提出されておるものでございまして、補助額の合計が3,075万7,000円となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 直接の公共施設ではないですけども、公共施設については環境にやさしい行動計画ということで断熱化、脱炭素化を進めていくという中で、公民館についても避難所とか交流場所とかいろんな機能を持つのが自治会の公民館だと思うんですが、断熱性の高いものに変えていくとか、そういった考えというのはないんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 今、委員がおっしゃられた断熱性工事とかも自治公民館の所有物になりますので、公民館自体は行政区のほうで所有して管理運営されているものでございますので、判断につきましてはやはり自治会のほうで判断されるべきものだと思います。

それで改修工事等を行いたいという総会等での議決がございましたら次年度にこの計画書を出していただきまして工事をする際には補助を受けていただく流れかと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。

今言われました改修のことについては、総会が今あちこちであっていると思うんですけど、前年度に計画というか、見積りを出してそれが受理されれば執行するということですけども、今どういう業界であっても例えば屋根瓦の塗装工事にしても値段が工事費も相当上がっていると思うんですよね。だからそういうところも変更があり得るという前提で3分の2を支給。上限が300万円ですけれども、加味されているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 物価高騰対策の分につきましては加味されておりませんので、その分を見越した形で事業者さんのほうと協議をしていただいて計画書を挙げていただくという形になっております。

補助金の性質上、一旦、決定通知書を出したからにはそれ以上の補助金というのは支給できないようになっておりますので、その辺りは自治会のほうで事業者さんと協議していただく流れになっております。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 財源なんですけれども、公民館の修繕というか、それに創生振興基金が使われている予定ですが、これを使おうとなった背景をお尋ねしたいです。

○委員長（上村和男君） 高木財政課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらの財源、創生振興基金を使っているところですが、次のページにそれぞれ行政区の改修内容が書いてあります。この分のLED化が環境に資するということでふるさと応援寄附金の一部を活用させていただいているものでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 関連しているんですけど、去年が1,451万円で大体倍ぐらいになっているかと思います。去年は8行政区から上がってきて、確かに去年は照明LED化というのが一つもなかったのが、今回それが入ったから創生振興基金なのかなと思うんですけど、となったときに各公民館にどういうふうにメニュー提示されているのかなというのを伺いたくて。

例えば、これとこれとこれとこれができますよと提示した上で選んでもらっている形な

のか、例えば8番、大門の建物の犬走り改修とか、こういうのは個別なのかなと思ったりですね。となるとメニューがないのであればうちもそうしたかったとか、うちもそれができるならやりたかったみたいなのが生じてしまうのではないかなと思ってですね。その辺りをお伺いできればと。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） おっしゃられているのは補助対象となる基準みたいなものだと思っておりますが、内容につきましては公民館の建築物の改造・修繕や敷地内の設備等の整備が対象となっております。

おおむね敷地にあるものはおおむね補助の対象となっていると御説明差し上げておりまして、実際、対象にならないものがひょっとしたらあるかもしれませんので、どういった工事をしたいかという場合は事前に所管課のほうに相談をいただくようにしております。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） となった場合、例えばうちはこういうのをしたいんだというのを……、どんなものができるのかみたいなのって。例えば旭東公民館ですけど、旭東公民館にはほかの公民館がどんなことをやったのかみたいなのも全公民館に提示をさせていただいているんですかね。その上でじゃあうちはこれやろうみたいな。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 提示はしておりませんので、今、御説明申し上げた分は条例等に記載されている内容でございまして、分かりにくい部分につきましては各公民館のほうから御相談をくださいというふうにしております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですか。質疑がありますので。

○委員（段下季一郎君） 先ほどメニューはほかの自治会も把握しているのかみたいな、そういう質疑があったと思うんですけども、今回上がっているのが照明のLED化ということだと、やっぱり皆さん電気代が安くなるとか、環境を意識して電気代が安くなるとかそういった理由でされていると思うので、例えば内窓断熱で窓を二重窓とか三重窓にするとか、そういったものでも冷暖房代が安くなったりしますし、そういった施工も対象ならそういったものも案内があれば取り組まれる公民館も出てくるんじゃないかと。

そういう知識がある人となない人の差がやっぱりあると思いますので、ゼロカーボンシティだとか、環境にやさしいというふうな方向性があるのだったらそういうのもひとつ考え

方としてあるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 今おっしゃられる意味はよく分かりました。それで市のほうの例規で定めている分については細かなメニューは定めておりませんで、それよりもっと大きい範囲内で建築物の改造や改修、それから敷地内の設備等の整備であれば補助の対象となりますので、おおむね工事をしたいということであれば補助が受けられるというような流れとなっております。

○委員長（上村和男君） 大体そういう工事を各自治会が改修するとき、公民館は事前に相談に来るんでしょう。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 事前に来られます。

○委員長（上村和男君） そのときに相談すればいいですから。普通はそうですよ。いきなりつくりますから補助してくださいじゃなくて、こういうことをやりたいんだけどどうだろうかと相談に来ると思います。

じゃあいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移ります。

143ページ、パープルプラザフェスタ事業、事業内容について説明をお願いします。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） それでは、143ページのパープルプラザフェスタ事業、事業内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額は183万2,000円でございます。

事業の目的ですが、市民一人一人が誰でもいつでもどこでも学べるとともに、学んだ成果を生かすことができる社会づくりに寄与すること。人権、文化、教育、福祉、環境等の啓発活動を行い、市民及び参加団体間の交流を深めることとしております。

次に事業の内容ですが、参加団体で実行委員会を構成し、市民協働でパープルプラザフェスタを開催すること、パープルプラザを利用する団体が学習成果発表の場及び生涯学習を推進する機会としてイベントを行うこと。令和8年度に開催する実行委員会において開催内容の検討、決定を行うことなどでございます。

参考として令和7年度の主な開催内容を載せさせていただいております。上から作品展示、発表、ステージ発表、体験コーナー、食バザー、リサイクルバザー等となっております、

詳細な内容につきましては御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

西村委員。

○委員（西村和子君） 御説明ありがとうございます。

10年ぐらい昔に比べるとパープルプラザフェスタは隔世の感があるほど規模が小さくなってしまっていると思うんですね。聞くところによるとステージ発表も非常に少なく、昔は時間の奪い合いみたいな感じでしたけど、近年は非常に縮小している。

考えますと、あのステージを使いたいという市民はたくさんいると思うんですね。それで生涯学習センターを利用している団体じゃなくて広く市全体にあそこの場を使ってステージ発表していいですよという提案ができないのかというのが一つ。

それとバザーなんですけれど、コロナ前後から保健所の基準が本当に厳しくなったので、例えば業務用の消火栓を準備しないといけないとか、申請の手数料が生涯学習センター一括ではなくて個別の団体ごとに提出しないといけないという経費がかかるので、事実上、出店して活動資金を得ようということが大変難しい状況になっているから毎年本当に食バザーはさみしくなっている状況があると思うので、そこを生涯学習課が少し支援できないのかなと。支援してもらったらやれるという団体はあると思うんですね。なのでそこら辺の支援ができないのか、2点についてお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず1点目でございますが、パープルプラザフェスタの役割といいますか、そういったものでございますけれども、これにつきましてはパープルプラザを利用する団体の皆さんが自主性とか主体性を持って関係者間で協力しながらつくり上げる行事であるという位置づけがございますので、一般の方々の発表の場をさらに設けるということにつきましては実行委員会等のほうで検討が必要なものだというふうに考えております。

それから食バザーについてですが、県の指導等がございますので、その辺りをクリアできるのであれば、やり方としては問題ないのかと思いますけれど、実際、このパープルプラザにつきましては先ほど申し上げましたように利用団体さんたちの活動の場、発表の場ということでもございますので、生涯学習課が積極的に関与することにつきましては慎重に考えるべきかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 生涯学習課、積極的な意味で言っておりますので、御理解いただきたいです。

じゃあ次へ移ります。

145ページ、146ページ、地域学校協働活動事業、事業内容に移ります。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） それでは、145ページ、146ページ、地域学校協働活動事業内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額は1,239万2,000円でございます。

事業の目的ですが、幅広い地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校がパートナーとして連携、協働して行う地域学校協働活動を推進することを目的とするものでございます。

地域学校協働活動につきましては、社会教育法に規定されておまして、地域住民と学校の連携の下、実施される活動でございまして、学校支援活動とか体験活動、放課後等の学習活動などがございます。詳細は御覧のとおりでございます。

次に事業内容ですが、まず地域学校協働活動推進員の配置によるものですが、予算額801万3,000円を計上させていただいておまして、1、地域と学校の橋渡し役として、各小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動を推進すること。2、推進員間の情報共有等の場として推進員協議会を定期的を開催すること。3、推進員や学校コミュニティ関係者等を対象とした研修会の開催のほか、市ホームページ、広報誌等を活用し、地域学校協働活動の普及啓発を図ることとしております。

推進員の役割につきましては、地域と学校との連絡調整、情報共有、地域学校協働活動の企画立案、調整、それから活動を支援する地域人材の確保等でございます。

次のページを御覧ください。

放課後子ども教室の実施ということで、こちらは予算額437万9,000円を計上させていただいております。令和8年度から地域学校協働活動の一環として新たに放課後子ども教室を実施するものでございます。

事業の概要についてですが、児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験活動や交流

ができる居場所づくりを推進することを目的に、小学1年生から6年生を対象として、小学校の校庭とか体育館において実施したいというものでございます。

実施方法についてですが、見守り、入所等の確認の業務をシルバー人材センターに委託したいと考えております。

それから併せて特技や経験を生かしてもらい、多様な体験活動を推進するための協働活動サポーターを地域から広く募りたいと考えております。

3番目です。本市で初めての試みでもありますので、現地での助言や研修など、運営上の支援業務を他の自治体等で実績があり、専門的な知見を有する団体に委託したいと考えております。

頻度は週に1回、期間は6月から3月を考えております。令和8年度につきましては、9月からの開始を想定しております。参加費は無料でございます。

導入につきましては、令和8年度が2校、令和9年度が5校、令和10年度が11校、全校ですね。こういった年次計画でやらせていただければというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。

2個目の放課後子ども教室を実施しようと思った背景は何があったのかというのが1点と、導入校が令和8年度2校、次に5校、全部で11校となっているんですけど、最初の2校はどこを想定されているのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 背景ですけれど、こども部がつくっている、こども計画の中で放課後の居場所整備に関する取組として位置づけさせていただいておりまして、基本施策、学校、家庭、地域の協働促進の中で主な基本事業として放課後の居場所整備を行いますということでございます。

それから主な取組として具体的に放課後子ども教室の設置という位置づけがございますので、これに沿って事業化させていただきたいと思っているのと、筑紫地区では本市だけが実施できておりませんので、最後発ではございますが最後発の強みを生かして一番いい子ども教室をつくっていききたいなというふうに思っているところでございます。これらが事業化した背景でございます。

来年度の想定につきましては、具体的にどこの学校というふうにこの場で申し上げるのは控えさせていただきたいと思っておりますが、標準規模校であって、学校と地域の御理解がいただけるような学校。想定しているのは4校ございます。4校程度ございますが、まだ学校のほうには御相談させていただいておりませんので、標準規模校の中から別途お願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 期間のところですけど、なぜ学校給食がある日のみというのと、長期休業日を除くというふうになっているのかというのが1点と、先ほど審査した水泳授業の民間委託のところも最初、1校か2校が令和8年度に始めると。順を追って全校に広げますよという計画だったのを総合教育会議のときに市長がなんで一遍に全部できないのと言われたことで、全学校一斉に小学校は委託されることになったと思うんですけど、非常に難しいことではないと思うんですけど、なぜ一遍にやらないのかなというのと、それと最後にボランティアで見守ってくださる方々の報酬というものはあるのかどうかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず期間のところでは長期休業日を除くというのと、学校給食がある日のみというところにこだわるのかというところですけど、放課後子ども教室でございますので、放課後の子どもの居場所を確保したいということでございます。

放課後の子どもの居場所を確保するに当たっては給食がないとおなかが空いてしまいますので、給食がある日のみに限定させていただいていると。それから、長期休業期間中は学校に来ませんので、子どもたちは家にいたり、あとは就労されている御家庭では学童のほうで見守りが行われているということでもありますので、この期間を除いているということでございます。

それから、一斉に実施できないかということでございますが、これは業務委託をするわけではなくて、できるだけ学校には御迷惑をかけない状態で地域の力を借りて実施してまいり事業でございますので、その辺りを考慮した結果、ノウハウもございませんので、試行することでノウハウを得ながら順次広げてまいりたいと考えているところと、事務局の体制を整えるためでもございますので、その辺りを考慮した結果、2校、5校、11校という形で順次広げていきたいというふうに考えているところでございます。

報酬につきましては考えておりまして、金額のほうは具体的には決めておりませんが、報酬のほうはお支払いしたいというふうに考えております。やっぱり特技とかを生かしていただく形で子どもたちの見守りとか、指導とかをしていただく形でございまして、一応報酬につきましては考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 方法のところに1、2、3とあって、見守り、入退所の確認の業務はシルバー人材センターに委託する。二つ目が協働活動サポーターを地域から広く募りということで、地域の人が二つ目。三つ目に現地での助言や研修など、運営上の支援業務を他の自治体で実績があり、専門的な知見を有する団体に委託するというので、三つの関わりがあるんですね。これを誰が統括するのかということと、先ほど開催場所について2校を予定している、「学校と相談する」というときの「学校」は学校運営協議会なのか、コミュニティスクールなのか、学校そのものなのか、この辺がどこで相談するのかというところで、方法の三つがまず子どもたちを取り巻く関係者、大人のグループが三つあるというところで、本当に誰がリーダーとして三つのグループを統括しながら運営していくのかというのが見えないんですね。

○委員長（上村和男君） 関連でありますので、もう1人同じような関連質疑がありますので、こちらをやってまとめてやってください。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 私もそうなんですけど、運営母体がどこになるのかなかなか見なくて、あと3番の専門的な知見を有する団体というのはどんな団体を想定しているのか、どういう活動をするためにどういう目的で何をやっていくのか、あんまり見えないので、考えていることをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず1点目、辻本委員が言われたように見守り、入退所の確認をシルバーに、それから2番目の協働活動サポーター、それから3番目の専門的な知見を有する団体ということでありますけれど、統括につきましては、当面は生涯学習課のほうでさせていただければと思います。

運用がうまくいきまして、流れに乗ってきまして地域学校協働活動の一環でございまして、協働活動サポーターの中から統括的な方が出てくることを期待しているものでござい

ざいます。その間は生涯学習課と３番目の専門的な知見を有する団体、ＮＰＯ法人とか福岡市等で活動されている団体とかもございますので、そちらの方々から助言等をいただくなどして取り組んでまいりたいと思っております。

それから２番目に御質問をいただきました、どこと協議するのかということでございますが、地域学校協働活動の一環ということもありますので、やはり学校運営協議会の中で協議していくべきものだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 時間前なので、私のほうから皆さんにお諮りしたいことがありますので。

審査の途中ではありますが、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りしたいと思います。

議案審査を進めるためにあらかじめ会議時間の延長を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、御異議なしと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

続いて挙手を願います。

西村委員。

○委員（西村和子君） 既に地域で同じような活動をしている団体は把握なさっていると思うんですけど、そことの連携とか協議とかいうのはどのように進められる予定でしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず議会にお諮りしてからと考えておりましたので、地域のほうとはお話をさせていただいておりませんが、地域の活動内容については把握しておりまして、おおむね水曜日の活動が多くございますので、そこと重複することはないのかなというふうに思っております。連携できる部分は連携していくべきものと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） これは今年度予算でみんなが賛成しないとやれないでしょう。

○生涯学習課長（轟 治峰君） そうでございます。

○委員長（上村和男君） 賛成しちゃうと何をやるか、どこでやるかも明らかにしないでそれを通せと言うんですね、あなたたちは。少なくとも当面の間まだ言わないでくださいと言うなら分かるけど、事情があるんだろうとね。だけど予算を出して、これに賛成しろと言って、どこでやるかも分からないようなものに賛成を求めるというのは無理があるんじゃないですか。私が委員長でもみんな賛成してくださいと言ったってみんな賛成しないですよ。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 休憩をお願いしてよろしいですか。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時48分

再開 午後 4 時58分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

轟課長からばしとした答弁がありますので、よろしくお願いいたします。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 放課後子ども教室につきましては、学校と地域の協力が欠かせない事業であり、予算成立前でございますので、現時点では相手方との協議が整っておりません。

したがって、学校が決まりましたら所管委員会等で報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） じゃあいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移ります。

147ページ、竜岩自然の家管理事業、事業内容に移ります。

轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） それでは、147ページ、竜岩自然の家管理事業、事業内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額は3,627万7,000円でございます。

事業の目的ですが、施設の適切な維持管理を行い、安全で快適に野外活動ができるようにすることで施設の利用促進を図るものです。

事業内容につきましては、施設の適切な維持管理を行うため、以下の取組を行うもので、予算科目ごとに整理をしておりますが、上から３段目までは人件費等でございます。10節が需用費として消耗品、光熱費、修繕料等。それから11節が役務費として、電話料、郵便料、水質検査手数料等。12節が委託料として、給水施設維持管理事業、施設管理業務、宿直、機械設備清掃、除草業務、消防設備保守点検業務等となっております。以下御覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

八尋委員、いいですね。

○委員（八尋一男君） ありがとうございます。せっかくですから質疑させてもらいます。

3,600万円というのは毎年よりも1,000万円ぐらい多いですよ。多いと思います。2,600万円で600万円ぐらいが収入で2,000万円ぐらいが大体赤字になっていたと思いますから、何がこんなに増えたのかなと、それが１点。

２点目、せっかくこれは場所的にすばらしいところですから、森林浴とか、そういうことをやるために周囲の杉林とかヒノキ林があるんですけど、そういうところも今後視野に入れて検討をしてもらうことはどうなのかということが２点目。

それから３点目は今、指定管理者制度を検討されているということなんですけど、やはりせっかく教育施設というんだったら11小学校の子どもたちに夏休みとかにスクールバスで利用してもらって、小さい頃から竜岩自然の家のよさが分かるというようなことをPRしたらどうかなと思いますので、その３点について見解を伺います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず１点目、何が原因で増えたのかでございますが、人件費でございます。人件費が雇っている雇用職員だけではなくて維持管理するに当たっての事業がほとんどが役務費でございます。草刈りとかそういったものでございますので、人件費が主に上がった要因として考えております。

次に周囲に広げてはどうかということでございますが、八尋委員が今おっしゃられるように施設規模の拡張につきましてはスケールメリットを生かした利用促進策の一つになり

得るのではないかという考えもございますが、施設利用者等が伸び悩む中でそういった現状も深く受け止めている状況で規模拡張をしていくことについては慎重な対応が必要であると現時点では考えているところでございます。

3番目に学校等での取組でございますが、現地の対応としまして全小学校にイベント等のPR等を行っておりますが、利用につながっていないというところでございますので、今後利用促進につながるような取組を考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 指定管理者制度も含めて様々な手法について検討しているという代表質問での答弁がございました。様々な手法というのはどういったものなのかというのが1点と、今後の利用促進に関しては指定管理者制度を含めれば施設投資とかも考え得るのじゃないか。先ほど八尋委員の話もありましたけど、そういったところもどのように考えてあるのかも聞かせください。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） まず様々な手法についてでございますが内容の詳細には触れませんが、まずはPFI方式と、それから指定管理者方式、それから賃貸借方式、それから直営方式。直営も直営プラスアルファでコンサルタント業務を委託するとか、プラスアルファの部分も含めて今そういった形で検討させていただいているところでございます。

それから施設投資につきましては、今申し上げましたようにPFI、指定管理、賃貸借、それから直営プラスコンサルタント業務の中で専門家の意見を聞く機会がございますので、そういったところを生かしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） じゃあ今日はこのぐらいで質疑を終わります。いいですか。辻本委員が何か言いたいそうですから一言だけ。

○委員（辻本美恵子君） もう言わないでおこうと思ったけど、来られているのでお尋ねしますが、改修事業が4,700万円ありますよね。工事はどのような内容でされるんですか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○生涯学習課長（轟 治峰君） 別事業の説明になりますけどよろしいですか。

こちらにつきましては、かねてから利用者の方からの要望が多かったエアコンの設置を
させていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） よく分かりました。

じゃあいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ次に移りますので、替わります。お疲れさまでございま
した。

休憩 午後 5 時07分

再開 午後 5 時08分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明に当たる課が替わりましたので、濱崎部長から紹介をしていただき、審査に入ります。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 文化・スポーツ振興課より説明職員が参っておりますので、
自己紹介をさせていただきます。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 文化・スポーツ振興課長の安樂です。どうぞ
よろしくお願いいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） 文化振興・図書館担当係長の前田です。よ
ろしくお願いします。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） スポーツ企画担当係長、森田でございます。
よろしくお願いいたします。

○スポーツ施設担当係長（萩尾浩三君） スポーツ施設担当係長をしております萩尾で
す。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） そしたら148ページ、文化会館改修事業、事業内容、今後の改
修等の見通し、説明をお願いします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） それでは、説明させていただきます。

初めに、文化会館改修事業、事業内容、今後の改修等の見通しについて説明させていただきます。

予算書166ページ、予算審査資料は148ページとなります。予算審査資料を御覧ください。

事業予算額は3億8,472万5,000円、財源内訳は文教施設整備事業債が3億4,620万円、公共施設等整備基金繰入金が3,852万5,000円となっております。

令和8年度の予算内訳につきましては、完了払いの金額としまして、管理業務委託料1,693万9,000円、空調設備更新工事費が2億785万1,000円、照明設備更新工事費が1億2,055万9,000円、音響設備更新工事費が3,937万6,000円となっております、合計3億8,472万5,000円となります。

事業の目的につきましては、開館から約40年経過し、老朽化している設備、空調、照明、音響等の更新を行うものとなります。

事業の内容につきましては、先ほど目的で説明しましたとおり、空調、照明、音響の更新を行うものであり、令和6年度から令和8年度までの3か年で記載のとおり整備更新等を行うものであります。

今後の改修等の見通しにつきましては、文化会館は開館後40年を経過している建物であるため、日常的な維持、点検を行い、また建築基準法第12条の規定に基づく定期点検を実施しながら長く使用するための維持管理に努め、今後も適宜整備することにより、多くの市民の利便性が高まるよう努めることといたしております。

次に、事前のヒアリングにおきまして、文化会館の今までの修繕費用、これからの改修費用について意見いただいておりますので、その点について説明をさせていただきたいというふうに思っております。

別資料の筑紫野市文化会館、主な改修、修繕工事歴のほうを御覧ください。

筑紫野市文化会館の主な改修、修繕工事歴を表のとおりまとめております。

初めに、筑紫野市文化会館に関しましては、昭和59年に開館しております。それから約20年を経過した頃から主な設備等の改修、修繕工事が始まっております。

工事件名、金額に関しましては記載のとおりとなっております、令和3年までの合計額が3億6,112万4,000円となっております。

また、先ほど説明しました現在、更新しております空調、照明、音響設備の更新工事の金額は6億4,676万4,000円となっております。

今後想定される工事としましては、日常的な点検、法定点検等を行いながら大規模な改修がないように努めてまいりますけども、開館後、表のとおりとなりますけども、25年頃を経過したとき、平成21年、22年になりますけども、外壁改修及び屋根の防水工事を行っていることから、その期間から20年から25年経過したときに同様の工事を行うことが想定されております。

また、エレベーターの設置、それからトイレの段差解消等のバリアフリー化に関しましては、喫緊に取り組まないといけない課題と捉えておりますので、効果的な手法をもって改修できないか、現在も検討を進めているところでございます。

説明は以上となります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

田中委員。

○委員（田中 允君） エレベーターの改修工事だけど、現実的に今できなかった理由というのは物理的なものですか、予算的なものですか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） エレベーターのバリアフリー化につきましては、現在、その手法、効果的な手法をもってできないかというのを検討しておりまして、まだ結論が出てないところでありますので、それに関しては早急に検討していくというところでございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 昨日も行ってやっぱり改めて思ったんですが、トイレの段差ですね。客席の下にもぐりこむ形で2段式で階段を降りなきゃいけない。あれをフラットにするとか、物理的にできるのかなと今、私は思ってるんですけども、課長は今前向きにいろいろ考えてあるかもしれないですけど、現実にはトイレに関しては、今、状況的にはどうなんですかね。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらについても今現在、検討を進めているところであります。そもそもの階段自体を改修する方法であったり、別の場所に設置するか、そういったところも含めて検討を行っているところでございます。

以上であります。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 文教福祉委員会の中でも検討をされているとずっとおっしゃっていて、検討開始をいつからされて、いつまでされる予定なのかちょっと分からなくて。エレベーターは外付けしかできないとか、階段のところの設置は勾配があるからできないと聞いていたと思うんですけど、いつ結論が出るんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらについては昨年度から検討しておりますので、早急に方向性を含めて検討させていただきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今いろいろ出ていますが、バリアフリー化で大体幾らくらいかかると想定されているのか。今、検討していますと、これは何年も前から出てきたことだから、大体あなたたちは幾らくらいかかるといのは想定した上での議論をされているというふうに私は思います。それがないと議論になりませんので、大体どの程度の部分を想定されているのか。

それからもう一つ、2点目が昭和59年にできたということで年数がたっていますが、建築基準がその中で何回か変わっていますよね。いろんな市の施設の中では、年数がたっている分はもう年数がたっていますからの一言で全部改築したり、建て直したりとかいろんなことをしているが、本当に文化会館をどうしようとしているか、基本的な考え方として今の800席でいいのか、まだ小さくするのか、大きくして規模を増やしていろんな催しをしようとしているのか、そういうものが全く見えない。だから、そういう言い訳で現状維持、現状維持でしていると思う。そういうところの基本的な考え方を担当部署の中で言ったらいけないと思うけど、部長のほうから答えて、そこの部分は部長からしか答えられないと思う。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。関連です。

○委員（横尾秋洋君） いつだったかな、長寿化という形になってきて、建物関係は100年ぐらい使おうかというような話があったから、そしたら文化会館も100年使うつもりでそういう形でいるのかなという感じを私は受けたんだけど、そういう形でどう対応するか。建て直すのか、100年使いますよということであつたら、今までいろんなことでじるの金がかかるから、普通の今のやつの長寿命化を図っていくと。トイレが下がっているとか、ああいうことはそのままですよ。エレベーターもエスカレーターもつけませんという形になって長寿化をしていくのか。その辺の方針というのは今、高原委員がいろいろ

ろ言ったけど、そういう形まで出ているのかなというような気がするんだけど。お願いします。

○委員長（上村和男君） 関連ですからあわせて御答弁願います。

濱崎部長。

○委員（西村和子君） 関連して。

○委員長（上村和男君） どうぞ。

○委員（西村和子君） 文化会館というのはほかの施設と少し位置づけが違うんじゃないかなと思うんです。来られる方も出演とかされる方も空間、雰囲気というのをすごく重要視される建物ではないかなというふうに思うんです。

そういう意味で言うと、この間、さっきも出ましたけれど位置づけとしてどうなのか、本当に長寿命化して使うことが適当なのか、こういうコンセプトで立て直すことが適当ではないかという論議は別途ありますよと、長寿命化のところで答弁があったんですけど、そういう意味で言うと改修の提案があるたびにこれだけの費用をかけて本当にいつまで使えるのか、いつまで使えるのかというふうにちょっと不安になる部分もあるんですけど、私もいつまで使い続けるのかというのをどんなふうに考えてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 関連がございますので、一括してという形になります。

まず高原委員から言われたエレベーターであるとか、トイレのバリアフリーに大体幾らぐらい想定しているのかということでございますけども、まず構造、それとこういう設備だったらこれぐらいかかるということを含めて効果的な手法を検討しておりますので、具体的に幾らという金額の設定を今しているところではございません。

それと今後の見通しということでありますけども、横尾委員のほうから先ほど少し御意見いただきましたけど、長寿命化によって100年とまでは申さないですけども、可能な限りこまめなメンテナンスをして適宜状況にあった改善をしながらできるだけ長く使っていくというのが今の方針でございます。

それとコンセプトに関してでございますけども、決してコンセプトが今の時代とどうなのかなというようにところにつきましては、文化会館の事業を一生懸命、文化振興財団がやっております、コンセプトが何かちょっとずれているというような考えは持ち合わせていないところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、長い年数を持たせるという基本的な考え方を出されましたが、じゃあ今800席ですか。実質的に800席が本当に筑紫野市としていいのか。もうちょっと千幾らとかにしたいのか、そのところは現状維持という基本的な人数もそういうことです。だからそういう大きくなる分については福岡市に行きなさいよと、筑紫野市ではできませんよという基本的な考え方ですね。

○委員長（上村和男君） 濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 現在のキャパシティについてはこの部分を長く使い続けていきたいというところであれば現状はこのキャパシティのまま使い続けさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） トイレのバリアフリーにしても、エレベーターの設置にしても、代表質問でこれまで何年も前から我々もやっております。私も文化協会の1人にありますが、今の集客にしても少ないから今こんなもんじゃないかと言われそうですけど、そうじゃなくてやっぱりバリアフリーはすごく大事なことで、日舞にしても踊りにしても研修の人たちにしても和服、はかま、ああいうのを着てトイレに行って、しゃがみこんで和式でできると思いますか。できないですよ、正直言って。

だからいろんなことがバリアフリーで障害になっていて、よその文化協会に私たちは視察に行きました。行きましたけど、物すごく遅れているというか、こんなじゃよそから視察には来れないよねというのをみんなおっしゃっています。

なので、それは計画でどうのこうのと言われますけど、以前からずっと私たちは言っているんで、本当に協議をしているんだろうかと私は思っているんですけどいかがですかね。

○委員長（上村和男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 協議してる、協議してるって言ってるけど、実際的なものは何も見てないから、一般的にそのことは協議していないという判断になりますから。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 協議の状況について少し詳しく御説明させて

いただきたいと思います。

まずエレベーターに関しましては今、建築課のほうと打合せをしまして、まずホームエレベーターが設置できないかということで、もちろんこれに関しては法的な部分もありますので、今その検証を進めているというところ。

そしてもう一つ、トイレの段差解消に関しても今実際、設計業者さんを入れてどういった改修ができるかということも含めて検討していますので、その結果ができ次第バリアフリーに対して方針、どれだけお金がかかるというのが今から出てきますので、それを基に今後皆さんに諮って進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 文化会館 2 階のフロアが二つに分かれていますけど、エレベーターを 2 基つける予定で金額を出していくということですかね。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらに関しては、現在の検討の中では 2 基も含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 2 点お伺いします。

財源の内訳が去年と結構変わったなと思ってしまして、去年は 1 億 600 万円のうち 9,500 万円が地方債、残りの約 1,000 万円を公共施設等整備基金繰入金と一般財源で半々というふうにしていた中で、今回は一般財源ゼロで地方債とその他繰入金のほうに分かれている。この内訳が変わった理由を一つ伺いたいのと、二つ目が思ったより空調費用がかかってきているなと思ってしまして、去年は空調費が上がっていないんですよね。去年は照明と音響だけで、今回空調が 3 億 5,000 万円のうち 2 億円上がっている。

最終的に 3 億円使って空調整備をするというのは、例えば照明を LED に変えるみたいにランニングコストが抑えられるような工事内容なのか、それとも単純に変えて、特に変える前と変えた後で空調のランニングコスト、要は電気代がそんなに変わらない工事なのか、それを教えていただければと思います。

○委員長（上村和男君） 高木財政課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず 1 点目の財源の内訳についてお答えをさせていただきたいと思います。

市全体の公共施設の改修については、令和6年度、令和7年度につきましては、全体として一般財源の2分の1を公共施設等整備基金から充てるという予算編成方針のもと実施しておりました。

ただし実際の事務の中で、決算の整理になったときに入札等で金額等が動いてしまいますので、令和8年度予算につきましては大きな改修事業に限って公共施設等整備基金を充てるという方針にしております。

具体的には二日市小学校の増改築、それから二日市東小学校増改築と長寿命化事業、それとこちらの文化会館の改修事業、この三つの事業について公共施設等整備基金を充てるとしていただいております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 2点目の空調設備のランニングコストの件に関しましてなんですけども、今の空調に関してはもちろん40年前のものでございまして、今、設置するものに関しては当然効率的な消費電力というところで整備されるものと考えているところでございます。昔に比べて今のほうが消費電力はいいですよということですね。

○委員長（上村和男君） いいですか。バリアフリー化は昔から言っていることですから、検討しています、いろいろ考えています。考えている間に10年たっちゃうんですよ。また考えますと言って10年たつんですよ。そうすると大規模改修がまた来るんです。その間に何を本当に考えているのか。あなたたちだってもう職員じゃなくなってしまうかもしれません。私だってもう命がありませんから。何をしてたんですか、あなたたちはと。筑紫野市民があとあと20年たったときにどういう議論をしてこれはやってきたんだろうねという、歴史的遺産になっちゃいますよ。使いようがないような大きな建物があって、これを見に来たらあの人たちがいろいろ議論して、いろいろしたけどいろいろになってこうなって使えなくなりましたという話になりかねないですよ。多くの市民が使い勝手がいいよというならば本当にそういうものを抜本的に考えないといけないときに来ているんじゃないかというのがみんなの意見なんですよ。

それをあなたたちはあと何十年、大げさに言えば100年までは言わないまでも長寿命化計画でいきますという、どこまでそれでお金がかかりますか。それだけお金をかけるならちゃんと考え直したほうがいいのかもね。あるいは、まちづくりの全体の流れの中でど

う位置づけるものをつくっていくかという、そういう議論をちゃんとやったほうがいいんじゃないのというのが、どこか市民の中にあるかもしれませんね。そうしないとあそこに言った人たちはみんな同じようなことを感じていますから。

いいですか。そういうことを踏まえて以降は頑張ってくださいということで質疑は終わりにしたいんですがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君）　じゃあ次に移ります。

149ページ、子どもの読書活動推進事業、事業内容についてに移ります。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君）　子どもの読書活動推進事業、事業内容について説明させていただきます。

予算書は168ページ、予算審査資料は149ページとなります。予算審査資料を御覧ください。

事業予算額は379万2,000円となっております。

事業の目的については、市民図書館、学校、家庭等の様々な場で子どもたちが読書に親しむ環境づくりを行うことであります。

事業の内容につきましては、子どもの読書活動推進事業の主な取組として、子どもの読書活動を推進するための各種講座の実施をはじめ、親子で本に親しむきっかけをつくり、自発的な読書習慣へつなげていくブックスタート、そしてセカンドブック、本市とフレンドリータウン協定を締結していますライジングゼファーフクオカの協力を得まして、選手の推し本を各小中学生に紹介していく子どもの読書活動応援活動等を実施しております。

次に、予算書168ページを御覧ください。

中段の子ども読書活動推進事業のほうを御覧ください。

来年度の主な予算額の内訳としまして、各種講座の講師の謝金としまして報酬費19万1,000円、需用費、主にブックスタート、そしてセカンドブックの絵本代として349万8,000円となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君）　説明が終わりました。質疑のある方。

八尋委員が最初です。

○委員（八尋一男君）　これは非常にすばらしい事業だと思います。というのは、今はス

マホを使って子どもたちは新聞で読むと1年に1冊も読んでいないという報道があっていました。だった今これをやることによってK P Iとしてどれだけ結果を出すのかという形が必要ではないかと。

今現在、実態がどうなのかというのが分からないままにこれを進めていきますと言ってもどういうふうな結果になるのが分からないと思うので、まず現状、子どもたちが本を読んでいる冊数というか、何冊読んでいるのかという実態をつかむ必要があるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） 数か年前にはちゃんとつかんでいましたよ、教育委員会。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いいたします。

休憩 午後5時34分

再開 午後5時35分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 具体的な数値については今つかんではないところなんですけども、まずブックスタート、ゼロ歳児に絵本を親子で来ていただいて読み聞かせと絵本を配る事業のパーセンテージで対象者に対するそれを受けた方なんです、それが年度末で約65%の予定というところ。

それから昨年度から始めましたセカンドブックのほうは年度末には約40%の予定となっていますので、それぐらい子どもたち、幼少時になりますけどもその方が参加している状況になりますので、それが一つ参考になるのではないかと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 学校教育課と一緒に取り組むべきことかなと思ったりしております。説明では何十冊も子どもが読んでいるというような報告もあったように思うので、その辺りは教育部の中で検討していただいてどのように進めていくのかというのは一度検討してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君）　ありがとうございます。

○委員長（上村和男君）　辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　今、私、予算審査をしているので予算のところでこの資料は非常に中途半端というのはおかしいですけど不足しているなど。例えばこの事業の内容、四つあるんですね。「各種講座の実施をはじめ」、これは予算書を見たら講師謝金が19万1,000円、それで親子で本に親しむきっかけをつくると。

次のブックスタート、これが分からない。これは多分需用費の中のことだと思う。セカンドブックの費用も分からない。「フレンドリータウン協定を締結しているライジングゼファーフクオカの協力を得て」、これはどれだけお金がかかっているのか全然分からない。

ということで、ここの予算書の中の379万2,000円のうちの分からないところが幾つかあると。まずは消耗品費の中のブックスタートとセカンドブック、これは前回の効果としては65%と40%と言われたけど、今年度は幾らの予算で何人の方を対象にブックスタート事業をやります、何人の方にセカンドブックをやります、対象者、年齢が違うわけだから全然人数が違うんですよね、当然。

まずこのブックスタートの事業とセカンドブックの事業の何人を対象にしていくら使うのかというところを説明していただいて、それが予算のところじゃないかなと思うんですね。その効果について、八尋委員が言われたK P Iというのは、決算のところでは前年度は65%だったと、セカンドブックは40%だったからというのであれば、じゃあ65%というのが本当にいいのかどうか。乳幼児健診に来る人、全てを対象にしてあげるわけです。セカンドブックもそうですよ。対象者はほぼ決まっている人に対して、40%しか来ない人に対してどんなふうなアプローチをして100%にしていくかというのがこの事業の本当の進め方じゃないかなと思うんですね。それをやって初めて年に1冊も読まない子ができないように、1冊は読めるように、2冊読めるようにというのがブックスタートの最初であり、セカンドブックで喜んで本をもらいに行くような子ができてくるんじゃないかなと思うんですね。

この事業の本当の意味を考えたら65%とか40%で分かりますということではない。本当だったら対象になった子どもが100%受け取りに来ていただけるような事業展開をすべきではないかなと思うんですね。

まず尋ねたいのは消耗品費の307万8,000円はブックスタート幾らなのか、セカンドブッ

ク幾らなのかということでまずお知らせください。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君）
.
.
.
.
.
.

○委員長（上村和男君） もういいでしょう。本に親しむ、本を読む、物事を考えるような子どもたちが育ってくれるといいなということでしょうから、そういうふうになるようにあなたの部署だけではなくて学校教育課とかいろんなところと連携してやっていただくというふうに視野を広げて取り組んでいただくといいかなと。

ただ子どもが生まれましたと言ったらそのときにくれてやって、3歳になったら健診のときにくれてやって、誰だって受け取るけどその意味がよく分かっているかどうか、よく分からないので、40%とか65%とか言ってもどうなるのかなという気がするので、もう少し本を読むような、そういう取組になるように。

数か年前は子どもたちが本を夏休みが終わったときに学校へ持っていくのが10冊以上持っていましたよ。重そうだねと言ってね。そういうこともありますので、それは学校で取り組んでいましたよ。

山口小学校は全国の読書活動の研究指定校でしたから。校長先生が3年間かけてやっていましたから。だからそういうことも含めてみんなで少し考えないと、本格的な読書とか、親しみとか、そういうことにはどうかなと思います。これは学校とも協力してというか、八尋委員が言ったことですから、八尋委員でさえ思いつくわけだからそしたらみんなやっぱりそう思ってますよ。代表して言ってくれているんですからね。まだ優しいですからそういうふうにしてください。

じゃあ次に移ります。

次は指定管理者、151ページ、指定管理施設維持管理事業、事業内容に移ります。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 指定管理施設維持管理事業、事業内容について

て説明させていただきます。

予算書は173ページ、予算審査資料は151ページとなります。予算審査資料を御覧ください。

事業予算額につきましては、1億20万6,000円となっております。

財源の内訳につきましては、指定管理施設使用料等が1,672万1,000円、一般財源が8,348万5,000円となっております。

事業の目的については、市内のスポーツ施設の維持管理、運営を指定管理者に委託するなど、適切で効率的な施設運営及び利用者に安定したサービスの提供を行うものとなります。

事業内容につきましては、指定管理のスポーツ施設等の運営委託料がありまして、指定管理の内容としまして、指定管理者は一般社団法人筑紫野市スポーツ協会、指定期間は令和8年4月1日から令和13年の3月31日までの5年間、指定管理施設は勤労青少年ホームをはじめとする五つの施設、また業務としまして、スポーツ施設等の利用の許可及び使用の周知に関する業務、スポーツ施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務、スポーツ振興に関する事業の企画及び実施に関する業務などとなっております。

そのほかとしまして、安定したサービス等を提供するための指定管理施設の修繕費等となっております。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 委託料が約1億円ということでありますけれども、これは光熱費の物価高騰等を考慮されているのかということがまず1点。

その他のところで修繕費等の部分も担っていただくということですけども、施設の修繕、高額になるものもあれば低額なものもあるかと思います。できるだけ市でできることはやっていただくほうがいいのかというふうに私は思っているんですけども、その辺の考えをお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず指定管理料につきましては来年から新しい契約となります。その積算に関しましては、協定に関してはもちろん物価高騰、それから人件費を加味した部分で積算、協定のほうを結ぶ予定となっております。

そして修繕の考え方なんですけども、おおむね1件当たり50万円未満の修繕に関しては指定管理者、それから50万円以上が教育委員会、市で行うことというふうになっております。

また1年度の目安としまして約200万円となっておりますけれども、そこら辺は指定管理者と協議をして決めていくという話になっております。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 本当に農トレとか大変ですからね。何度か行ってみると分かりますけど、行っている間にエアコンが効いていなかった。エアコンを修理したと言って報告があった二、三日後だったのでとてもびっくりしたことがありますけどね。

じゃあ次へ移ります。

152ページから153ページ、部活動地域展開事業、事業内容に移ります。

安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） それでは、部活動地域展開事業、事業内容について説明させていただきます。

予算審査資料を御覧ください。

事業予算額は1,651万5,000円となります。

なお、本事業は、国、県、市が3分の1ずつ負担するという方針が示されておりますが、現時点で国の予算が成立しておりませんので、一般財源として計上させていただいております。

それでは、事業の目的についてとなります。

国が持続可能な部活動の実現や教職員の働き方改革等を目的に進めている中学校部活動の地域展開について、本市においては、昨年度策定した筑紫野市地域移行実施方針に基づき、休日の部活動を学校管理外の地域クラブ活動として位置づけ、段階的に実施するものとなります。

次に、事業の内容についてとなります。

初めに、令和8年度については天拝中学校をモデル校として実施することとしております。

次に、生徒の環境変化を最小限とするため、現行の部活動の形を可能な限り継承するも

のとし、活動単位や場所等については、平日の部活動と同じとすることとしております。

この点について補足させていただきますと、本事業は休日の指導者が変わる可能性があるというだけでありまして、活動場所が変わるわけではございません。つまり、休日の活動場所を探すであつたりとか、送迎であるとか、そういった新たな負担は発生するものではありません。

次に、休日に実施する地域クラブ活動については、教員に代わって指導者バンクに登録された指導者が生徒を指導することとしております。

この点について補足させていただきますと、現在、中学校の部活で顧問をしてあります教員の方が引き続き休日の指導を継続する場合には、指導者バンクに登録していただいて、有償で指導に当たるということになっております。

次に、部活動地域展開の運営主体は、教育委員会が業務委託する市スポーツ協会及び市文化協会、市立中学校、市教育委員会で構成された筑紫野市部活動地域展開実行委員会としております。

筑紫野市部活動地域展開実行委員会は、指導者バンクの運営のほか、指導者への報酬やスポーツ保険代の支払いなどの地域クラブ活動に関わる事務などを行うこととしております。

地域クラブ活動を円滑に運営するため、会計年度任用職員の統括コーディネーターを1名、各校配置コーディネーターを1名を配置することとしております。

ここで今説明した内容のイメージを下の図にまとめておりますので、そちらのほうを御覧ください。

まず真ん中の紫の部分、筑紫野市部活動地域展開実行委員会、こちらの中に指導者バンクを設置いたします。そして左下のオレンジの部分、地域クラブ活動、こちらが天拝中学校の休日の部活動と捉えてください。こちらに指導者バンクから指導者の配置を行います。

また、この指導者バンクについては、右の緑の部分でありますけども、現行の顧問である教職員が登録することもあるでしょうし、それ以外の方も登録があるというところになります。これが指導者バンクの構成となっているところでございます。

次に、153ページを御覧ください。

こちらについては、来年度の令和8年度予算となっているところでございます。報償です。報酬が251万3,000円、それから給与が310万8,000円、職員手当等が174万円、旅費

5万8,000円となっております。こちらが先ほど説明いたしました統括コーディネーター、それから学校配置コーディネーターの給与、報酬に関するものとなっております。

次に、委託料が909万6,000円、こちらについては前段で説明しました筑紫野市部活動地域展開実行委員会への委託料となります。委託料の主なものについては、指導者への謝金、生徒及び指導者の保険料となっております。

次に、平日の部活動と休日の地域クラブ活動の違いについてとなります。運営主体につきましては、平日は変わらず中学校、一方、休日は、先ほど説明しましたが、筑紫野市部活動地域展開実行委員会となります。

指導者につきましては、平日は主に顧問である教職員、一方、休日は実行委員会が有償で派遣する指導員、こちらについても前段で説明させていただきましたけども、休日の指導を望む教職員も含まれるというところになっています。

次に、指導者の報酬につきましては、平日は今までどおり通常の教職員の業務の範囲内でありますのに対しまして、休日については、表のとおり、謝金を支払うこととしております。

次に、部活動の休みについては、平日は今までどおり、一方、休日は週の休日のうち1日は休みとしております。

次に、今後のスケジュールについてとなります。実施校の順番につきましては、前段で説明したとおり、令和8年度はモデル校として天拝中学校で実施し、令和10年度までに市内全ての中学校で実施する予定となっております。

次に、天拝中学校での地域展開開始までの主なスケジュールについて表にまとめております。指導者の募集については1月より開始しており、随時募集を行っております。参考までに現在5名の登録があつているところでございます。

生徒、保護者への周知については、3月と4月を予定しております。

次に、職員希望調査につきましては、部活動の顧問が決定した後、指導者バンクに登録の上、有償で引き続き休日の指導に当たるか否かの調査を教職員に行います。

次に、指導者のマッチングにつきましては、休日の部活動の指導を希望しない教職員がいる場合は指導者バンクより新たな指導者を派遣することとなりますので、そのマッチングとなります。

次に、指導者研修につきましては、暴力、暴言、ハラスメントといった主にコンプライアンスに関する研修を行うことと考えております。

次に、地域展開の開始時期につきましては、3年生の部活動引退時から地域展開を開始することとしております。

次に、受益者負担になります。国は、安定的、継続的な地域クラブ活動の運用が進められるよう、利用者に対して一定の受益者負担を求めています。

しかしながら、本市は学校間の平等性等を勘案し、当面の間は部活動地域展開に係る受益者負担は求めず、受益者負担の金額や徴収開始時期については、今後の国、県、近隣市の動向を注視し、実行委員会で決定することとしております。

なお、利用者に受益者負担を求める場合につきましては、困窮世帯への支援を必須事項としており、経済格差が体験格差につながらないよう、十分配慮した制度設計を検討していることとなります。

この点で補足させていただきますと、ここで言う国が求める受益者負担につきましては、今回の地域展開に係る新たな費用を指しているものでありまして、現在徴収されています大会参加費であったり、お茶代、こういったいわゆる部費については従来どおりという形になってるというところでございます。

以上、説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。これも新しい取組で皆さんすごく注目されてあると思うんですけど、1点だけです。今回、令和8年度は天拝中学校をモデル校として実施をされるということですが、どのような課題の検証を行う予定なのかをお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まずは今説明したとおり、この内容に沿って進めていくというところになりますけども、今から始める事業でありますし、恐らく様々な課題が出てくると思います。まずはそういった課題を的確に捉えまして、しっかりそれに対応していくというところで考えているところでございます。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 指導員として5名の方が応募なさっているということですが、この方の内訳、先生もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、どういう方が

応募されているのかということが1点と、現在も休日については部活の写真を撮らせてもらいに行ったときに校長先生が今も払ってますとたしかおっしゃった。2時間限度で何千円と言われたかちょっと記憶にないので、そこが今幾らなのかというのを再確認させていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず1点目の5名の方に関しての内訳ですね。現在、5名の方の内訳に関しましては、まず吹奏楽の方が2名、指導者として。それから剣道が1名、それから野球が1名、そして陸上が1名となっているところでございます。もちろんこの方の中にはほとんど指導者の経験があるというところでございます。

それから先ほど西村委員が言われました休日のお金の話なんですけども、全て学校の教職員の方の給与の中に含まれているというところで捉えていますので、そういったところに関しては認識していない状況になります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 指導者バンクはあと登録が何名必要なのかというのと、周知はどのようにされているのか伺います。

○委員長（上村和男君） 安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず指導者バンクの登録に関しては、当課が考えている制度の中で一番重要なところとなりますので、より多い人数がいたほうがいいと思っています。

もちろんこの5名で決して足りているわけじゃないと思っていますので、今から全学校に展開していくという話になると多くの方を集める必要があるというところ。

それから周知に関しましてはホームページ、それから各公共機関でのチラシ、ポスターの掲示、それからスポーツ協会、それから文化協会のほうに指導者バンクの登録というところを各会員の方をお願いしているというところでございます。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 令和8年度から天拝中は始めるということで、天拝中ではあと何名必要なのか伺います。

○委員長（上村和男君） 安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まだ来年度の部活動を基本的に先生が継続する場合に関しましてはその方を優先して指導してもらうことになりますので、その調査を4月中旬頃に行いますので、それが決定した後に不足する指導者、教員以外の方の指導者の必要数が出てくるところになります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 大体それは分かりましたけど、例えば中体連とかがあるときに専門で御指導いただいている方がそのまま監督として座れるのかなということ。これは筑紫地区大会でも校長先生が各担当、バドミントンでも剣道でも分かれて校長先生がどこかの担当をするわけですけど、その下に剣道、野球専門部会がどこの会場でやりましょうとか、そういう設定は先生たちがしないといけないわけで、指導者をする方たちができるわけじゃないんですね。

そしてその会場に行ってせっかくずっと一生懸命指導してくださった方がそのまま監督としてそこで采配ができるのかなというのがちょっと心配なんですけど。多分、指導者の方々はそれができるかどうかというのは考えていると思いますよ。

特に中体連に関しては、全て学校が運営しなければいけない状況だもんだから。高体連もそうですけど。だからそこが監督としていられるのかどうかという心配がありましたけどその辺は聞いてありますか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず中体連の話になるんですけども、確かに原口委員がおっしゃるとおり、先生の関与がすごく強いところを聞いています。ただ今後5月の地域展開を進めるに当たって、先生以外の方が指導に行くことがありますので、国のほうからは中体連に関してもその改革を進めなさいということで今通知がいつているというところでございます。ただ現状として変わっているかという、まだ変わり切れていないというのが現状であるというふうに捉えております。

それから、監督の話なんですけども、もちろん今、平日に関しては顧問の方がやる、休日に関しては今後、外部の指導者の可能性があります。そこに関しては学校配置コーディネーターというのを配置しますので、平日と休日の練習であったり、生徒の状況とか、そういったのを密に引継ぎを行ってやっていただく、そういったことになっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 例えば練習試合とか、そういうのは全然大丈夫だと思うんですよ。公式の試合のときにせっかく指導して、一生懸命強くして、その方がやっぱり現場にいられるかどうかの話をしている。

いわゆる公式の試合の場合。練習試合とかそういうのだったら全然問題ないと思いますけどね。そこがせっかく指導してきてそこに指導していただけないというのはちょっと寂しいかなという気がしているんだけどね。

○委員長（上村和男君） 係長。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） 失礼いたします。今おっしゃられました件につきましては、中体連に関する大会については様々な改革が今進められておりまして、本来であれば学校の先生が運営するというのが基本だというのが歴史的な背景というのは今先生たちから伺っているところでございます。

ただ同時に今現在、中体連の試合に関しましては部活動で出るか、地域のクラブで出るかという二つの選択肢ができるような形で少しずつ公式戦の改革が進んでいるところでございます。

ですので、今回、私たちがやります地域クラブ活動が部活動として行くべきなのか、はたまたもう一個の方法で行くべきなのかというのは今から検証していかなければならないというふうに考えておりまして、こういう情報についてはつかんではおりますけれども、現時点ではベストな選択というのはまだ見つけ切れていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（原口政信君） 現場の指導者の先生のやる気が出て、しっかり指導していただけるように頑張ってもらわないとですね。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 休日のほうに着目させていただきますと、平日はほぼ変わらないというふうな話でありました。休日は外部から指導者を指導者バンクを通じて派遣するというところなんですけど、今後指導者バンク、先ほど5名ぐらいというふうに聞いてますけれども、これが全中学校になると相当な数になるかと思います。そうした中で例えばここに人がいないことによって例えば筑紫野中と二日市中のサッカー部が一緒になるというか、練習はもともと別ですけども試合は一緒になるとか、そういった統合も考えられるんで

しょうか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず現時点におきましては今の中学校の部活動の単位でやっていくという話になります。ただ先ほどもありましたけど例えばその中で子どもたちが集まらないであったり、一つのチームとしてできないであったり、そういったことがあれば違うクラブと合同でということも想定されるというところでございますし、また指導者の関係で先ほど質問がありましたけども、もちろん当課としましてはそういった指導者がいないことがないように努めていきたいと思っておりますけども、もし仮にないとなればそういったところも含めて今後検討すべき課題かなと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 私のほうから一つだけ。指導者の人がバンクに登録してその人たちの研修をやると言っていましたよね。どういうことに気をつけるようにと少しお話になったんですが、そういうことに気をつけるようにした理由もまた教えてください。

安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず子どもたちに指導するということになりますと、やはり一番懸念しているところに関しましては、やはり競技の能力ではなくて指導するに当たって、先ほども話しましたが暴力であったりとか、ハラスメント、もしくは子どもたちの中のいじめとか、そういったところに十分に気をつけないといけないと思っておりますので、そういったところに研修の重きを置きたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） かつて社会教育の中でガイジ発言が指導の中で使われたり、激励のようなつもりでそれを言ったりする、そういう状況があったときに研修を教育委員会が特別に行ったことが経験としてあると思っておりますので十分に気をつけていただきたい。

本人たちは勉強したことがなかったり、経験していないので、何気なくというか、本当に使っているんですよ。時々気をつけて社会教育の現場に行かれると気づくこともあるかもしれませんが、そういうことがありますので、数か年前にそういう問題があったときに研修をわざわざ開いたのはそういうことが蔓延していたからです。

そうすると今度の制度改革の中でそういうことがなおざりにならないように考えておかないと、本当にわけが分からないことになってしまいますのでね。それだけは申し上げておきますので。そんなにたやすいことではないというふうにだけは申し上げておきます

ね。

人が変わらなきゃいけないので、とても指導に当たる人もきついんですよ。それで力が入ってくるとふだんのあれが出てきちゃうんですよ。そうするとそこに問題が起こるんですよ。それがいろんなことを醸し出していくので、ぜひそのことだけは気をつけておいてください。

ほかはありますか。いいですね。

西村委員が手を挙げているので最後です。

○委員（西村和子君） 指導者の報酬なんですけれども、西口の入り口のところにもポスターが貼ってあったのでこの金額というのはもう市民にも公開されていると思うんですけど、休日なので言ってみれば休日出勤手当じゃないですけど、少し加味しないとなかなか長続きしないんじゃないかなというふうに思います。

これが話題になった半年ぐらい前だったか、報道で若い会社員の方が妻と相談したらたしか福岡市だったと思うんですけど1時間3,000円出すと。そうするとこれだけの収入があるけれどと相談したらだったら行ってもいいんじゃないというふうに妻が言ってくれたと。なので自分も年代も若いし、ちょっとお兄さんの的な役割で、野球だったと思うんですけど指導していききたいというふうに言った方がいたんですけど、それぐらいだと希望をもって応募される方がたくさんあるんじゃないかと思うんですけど、これは県の基準なんでしょう。何か2,000円と聞いたような気がしたんですけど、お聞かせください。

安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず金額についてなんですけれども、こちらについては近隣市で大野城市が先に部活動地域展開を先行して実施されております。この金額が1,600円というところになりまして、筑紫地区で指導者の取り扱いにならないようにこの値段が設定されているというところでございます。

先ほど西村委員が言われましたこの金額について、休日なのでというところがありますので、そこに関しては今試行期間となっておりますので、そこら辺は試行期間の中でまた必要に応じて検討していきたいと思います。それは筑紫地区も含めてというところになります。

以上になります。

○委員（高原良視君） 西口の階段にしてあったんですか。

○委員（西村和子君） 募集しますというこんなに大きいポスターが。

○委員（高原良視君） 予算も何も通ってないのに先にできないでしょう。

○委員長（上村和男君） 本当に募集してたんですか。

安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらに関しては先ほど説明させていただきましたとおり、1月から募集のほうを開始しております。ただそのポスターの中に一言入れております。予算が成立しない場合にはこの事業が変更もしくはなくなることがありますと一言をつけさせていただいておりますので、そういった形でさせていただいております。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この指導者バンクというか、部活動地域展開実行委員会、この会長はどなたがされるわけですかね。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 来年度スポーツ協会から選出されてます吉永さんが会長を務める予定となっております。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 本当に新しく展開していくときですから、各方面に気を配ってやってくださいね。ましてや予算が通ってからとか、通らないからと言ってそういうポスターを貼っちゃうと不信感を生みますよ。もしも、それとは違うようになったとか、こうなったとか、議会が賛成しなかったという、賛成しないことはあり得るんですよ、そういうことをやっていると。信用をなくすので。議会に少なくとも諮って通した上で募集するしかないので、わざわざどこかと言っても教えなかった教育委員会もありましたよ。どことどこが対象になっていると言えませんか、予算が通らないから。分かりましたと言いましたよ。

それなのにあなたたちは予算が通らなくたって、通らないと分かりませんがとポスターに書いて発表する人がどこにいますか。あなたたちは二重の顔を持っているのかね、教育委員会は。片一方では教えられませんかと言って、片一方では自分たちで勝手に貼り出して。誰の責任になるの、これができなかつたら。議会が反対したからというつもりなんですか。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そちらに関しては市の責任だと思っておりま

す。

○委員長（上村和男君） だからそういうことが起こらないようにしてくださいねと言っているんですよ。本当に肅々と進めていかないといろんなことが含まれていることですから正反両面ありますよ、みんな意見はね。だからそういうものを踏まえながら進めていかなきゃいけない。あなたたちは難しい立場にいるということはよく分かっていますから、そういうことを踏まえていただかないと。教育委員会で頑として部長は駄目ですと言いましたよ、休み時間に。だからそのとおりでいいですと言いましたよ。そういうときって必要なんですよ、お互いにね。

ところが何の答えもなく、議会が賛成どうのこうのと書いてあるならなおさらですよ。どういうつもりでそういう一文を入れたのかと聞かれたら、教育長がここに来てから説明を求めますよ、それが事実ならね。そういう類いのことなんですよ。だから新しいことをやるときは気をつけて、議長が知らないわけじゃないですから、議長によく相談してください。議長が悪いというふうにしてしまえばいいんだから。

いろいろ声をかけて相談して、議会に了解を求めながらやるように心がけてください。それだけは申し上げておきます。

次に移ります。

総合体育館整備検討事業、事業内容に移ります。

安楽課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 総合体育館整備検討事業、事業内容について説明させていただきます。

予算審査資料を御覧ください。

事業予算額103万7,000円となっております。

事業の目的につきましては、スポーツ推進計画、スポーツ施設整備基本構想に基づき、総合体育館及び附帯スポーツ施設整備に係る具体的な検討を行うものとしております。

具体的な内容につきましては、総合体育館等の整備に向けて補助金活用に向けた国、県との協議、当該協議に要する資料作成など、具体的な検討の推進に必要な諸準備、諸調査を行うことを想定しております。

委託料として、主な予算として資料作成業務委託料99万円を計上させていただいております。

この件につきましては、今後候補地の検討を進める中で、簡易的な図面等の資料作成が

必要となることが想定されますので、資料作成等の委託料として予算を計上させていただいております。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） これまで文教福祉委員会の中で構想を練っておりまして、今回初めて建設ありきの話が出てきたかなと思うんですけれども、体育館を優先する理由をもう少し詳しく伺いたいのと、50年経過しているからというふうにおっしゃると思うんですけれど、そしたら10年後、文化会館も改修しないといけなくなってくるという話になると思うので、どうして体育館を優先するのかという理由をお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず一旦整理したいと思うんですけど、今回、総合体育館に関しては建て替えの検討を進めているというところでございます。まず建替えが決まったわけではないということを御認識していただきたいというところです。

それと今回、この総合体育館の建て替えを検討している内容に関してなんですけども、何点かあります。

まずスポーツ推進計画を作成するときにアンケートを取らせていただいております。その中で総合体育館の建設を望む声が多かったこと。つまり、市民のニーズが高いというところであります。

それからもう1点が、現況の農業者トレーニングセンター、メインアリーナが狭くてバスケットボールでありましたり、バレーボールなどの公式の試合をなかなかすることが難しいというところ。それから観客席、それから更衣室も少ないというところがありますので、それに関しては課題として解決を図る必要があるだろうというところ。

もう1点が、総合体育館となりますと多くの市民を収容可能な施設となりますので、大地震等の大規模災害のときに避難所でありましたり、救援物資の集積所、それから災害ボランティアの集合所、そういったところも含めて防災の拠点として多機能な機能が見込めること、こういったところから総合体育館の建て替えの検討をしているというところになります。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） アンケートでニーズが高かったというふうにおっしゃいましたけ

ど、利用者のニーズを見てみますと体育館を利用している方のニーズはもちろん高かったと思うんですけど、市民ニーズ、体育館を求める声はたしか30%程度だったと思うんですよ。もう一度見ていただきたいんですけど、確認していただけますか。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今、手元にそのときのアンケートがあるんですけども、まず新たな公共スポーツ施設の建設が必要かというところ、この部分で市民のうちどちらかという必要と考えている方が63.6%になります。

そして新たに整備することが必要な公共スポーツ施設に関しては体育館が21.4%となっているところでございます。

以上になります。

○委員（高原良視君） 特別委員会をつくるという考え方で必要なら、また同じ議論になるんじゃないですか。

○委員長（上村和男君） 特別委員会をつくるという流れが議会の中にありますから、最後はそこにいきますので。ただこの予算が出てますので、これが妥当かどうかということは今日皆さんで審査をしていただかないといけないので。

○委員（高原良視君） これも含めて議論になるんじゃないんですか。

○委員長（上村和男君） 特別委員会ではこの予算を審査するわけにはいかないですよ。この総合体育館検討事業、事業内容予算103万7,000円は予算委員会で議論をし、審査をしないと。特別委員会まで持ち込みますか。ここでやらないとやりようがないでしょう。

○委員（高原良視君） いや、今度、総合体育館の特別委員会ができるでしょう。その中で右に行ったり、左に行ったりとか、いろんな議論が出てくるでしょう。そういう中で一定の目安を付けた上でこういう予算の使い方の分で、この予算の使い方が変わってくると思うよ。この100万円の分のね。90万円の委託の分も含めてね。そういうことにならないですか。

○委員長（上村和男君） それだとこれはみんな全部保留しておかないと、特別委員会ではまだ結論が出ないでしょう。

○委員（高原良視君） そういうふうになるでしょうね。人の分で附帯意見をつけるとか、そういうふうなことになる可能性はありますよ、このことについては。そういうことでしょう。

○委員長（上村和男君） そういうことというか、まだみんなが……。

○委員（高原良視君） みんなに聞いてるんですよ。

○委員長（上村和男君） 前田委員、手を挙げましたか。何か言いたければ、この際言っておいたほうがいいですよ。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 施政方針の中で検討を加速させると、初めて加速させると聞いたんですけど、そういった中で代表質問で具体的なスケジュールは何かというふうな質疑に対して、こちらに載っていませんけれども用地の確保をまずはしていくという話でありました。

今回、約100万円の予算を計上されていますけど、若干図面に対しても触れられてあって、その点の用地の確保とこの補助金活用、流れを説明していただきたいのと、具体的に100万円の委託で何を考えてあるのか。

また補助金活用に向けた国、県との協議というふうにありますけれども、この補助金があるのかと、国、県と本当に協議できるのかというのを併せてお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 少し流れに関して整理したいと思います。

まず昨年11月にスポーツ施設整備基本構想を作成いたしました。その中で一定うちの方針が出されているというところであります。今後うちがしないといけないことはまずは用地の選定です。こちらがまず必要になってくるというところでございます。

というところで、今回、加速とありましたけども、そこに関しては農業者トレーニングセンターというのが10年以内に大規模改修が必要であるということがありますので、ただ建物を建築するとなると最低でも5年にかかるというところがありますので、そこに関してはうちのほうも早急に用地の選定に入っていきたいというところがまず加速ということでございます。

それから予算を上げましたこの金額なんですけども、まず前段で説明しました補助金の活用に関しましてはもちろん体育館を建てるという話になってくると国からの補助というのは見込んでいかないといけない。かなりの額になりますので、それに関してまず確認する必要があるだろうというところですね。

それも含めて今後そういった協議をする中で様々な資料の作成が必要になってくるところがあります。そこでうちのほうで今回予算で上げていますのが簡易的な図面と書いていますけどもそういったところが必要ではないかというところで考えているところで

す。

こちらに関してはもちろん協議する中、これから候補地を決めていく中で実際、候補地の中にうちが考えている内容の分が入るかどうか、そこに関しましていろいろと検証する必要があると思っています。

例えば都市計画法であったり、建築基準法、消防法とか、そういったところの確認も必要になってくると。一例として挙げましたが、そういったことがありますので、まずはこの予算に関しては検討に当たっての簡易的な図面、今、一例で挙げましたところを作成委託料として計上させていただいているというところでございます。

以上になります。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 用地の検討を前向きに進めるということですけど、大体どれぐらいで出てくるものなんですかね。

○委員長（上村和男君） 安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今検討を進めておりますので、時期に関しては今申し上げることはできませんというところになります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） そしたらこれは白紙委任状を渡せと言っているんですか、議会に。

安樂課長、何も分からない、どこに造るか分からないと言っておいて、うちが考えているところって、うちってどこですか。あなたの腹の中ですか、市長の腹の中ですか。ならちゃんと言ってくださいよ。それを進める上で、100万円が資料をつくるのに必要ですよというなら分かるけど、あなたたちは中身を言わないんだよ。どんなものを考えてますというような。うちの中にとさっき言ったでしょうが。「うち」の中には何が入ってるんですか。

あなたね、気をつけないとそういうことを平気で言ってるんですよ、さっきから。だから高原委員が言うように特別委員会で持ち越して、これはなしにしまえばいいんじゃないかという乱暴なようで当たり前の議論なんですよ、そういうのは。

○委員（高原良視君） 私は「なし」とは言ってないよ。これはこのまま通してもらっても、条件をつけておいたほうがいいという言い方でした。

○委員（原口政信君） これは通さないといけませんですよ。予算委員会に上がってきてい

る分ですから。

○委員（高原良視君） これは通しても条件をつけるという意味でね、附帯の分で。私の個人的な意見ですよ。

○委員長（上村和男君） 予算委員会で何で通すんですか、これを。みんなが通す理由を言ってから議論してください。私は皆さんの議論を取りまとめてそうしようというやつですから。

しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時29分

再開 午後 6 時43分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から発言を求められております。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 先ほど総合体育館整備検討事業の説明の中で、課長のほうから説明させていただいたところでございますが、体育館建設がありきと捉えられかねないような説明でありましたけども、決して建てるのが前提ではございません。

ただ今後、用地とか候補地が見つかった場合、先ほど特別委員会が設置されるというようなお話も聞きました。そちらに提案する資料の作成であるとか、そういった場合を想定して予算計上させていただいておるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） じゃあこれで共通の理解ができたところで議長のほうから特別委員会を設置しようというお話もあっておりまして、議会の中では煮詰まってきているところですから、そこで調査研究に当たるということで了解したいと思いますので、これ以上の質疑はないものと思っていますのでよろしくお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、質疑を打ち切ります。

何か言いたいですか。気持ちは分かっておりますのでね。

しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時44分

再開 午後 6 時44分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

もう一方何か言うことがあるそうですから。

安樂課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 先ほど子ども読書活動推進事業の中で辻本委員から御質問がありました本の単価について自分のほうが答弁したと思うんですけど、こちらに関しては今後入札が控えていますので、その発言を撤回させていただきたいと思っています。

以上になります。

○委員長（上村和男君） じゃあ皆さんよくよく御理解の上、それを記憶から外してください。

これで終わりですね。教育部は残りますが、文化・スポーツ振興課はお帰りでございます。お疲れでございました。

課の入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時45分

再開 午後 6 時46分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それじゃあ説明してくれる所管課が替わりましたので、濱崎部長から紹介をしていただいて審査に入ります。

濱崎部長。

○教育部長（濱崎博文君） 教育部、最後になります。文化財課から説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○文化財課長（小鹿野亮君） 失礼します。文化財課長の小鹿野亮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保存活用担当係長（川口陽子君） 文化財課、保存活用担当係長の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 国史跡前畑遺跡保存活用計画策定事業、事業内容について説明をお願いします。

小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野亮君） 国史跡前畑遺跡保存活用計画策定事業、事業内容について御説明をさせていただきます。

予算書は163ページでございます。予算審査資料は157ページでございます。

前畑遺跡は、御承知のとおり、平成27年の筑紫駅西口土地区画整理事業に伴いまして古代の土塁状遺構が発見され、その規模や年代から古代の太宰府と関連する重要な遺跡であるとして、令和7年3月10日付で国史跡に指定されたものでございます。

当該事業の目的及び内容についてですが、国史跡となった前畑遺跡の西側の隣接地につきましては、近隣公園の整備が予定されており、史跡の範囲が公園予定地の一部とも重なっている状況がございます。

公園と史跡の整備をより効果的に進めていくために、法定計画でございます保存活用計画を早急に策定する必要があります。そのため、史跡の保存管理、活用、今後の整備などの方針を定めた保存活用計画を令和8年、9年度の2か年で策定をするものでございます。

当該計画は、有識者、専門分野は、考古学、土木工学、観光学、ランドスケープ、地域代表で構成する保存活用計画策定委員会を設置し、史跡の本質的な価値、現状と課題、大綱と基本方針、保存管理、調査研究、活用整備、運営体制、今後の取組について、委員会や関係者協議を実施し、取りまとめを行うとともに、2年目にはパブリックコメントを実施しまして計画について広く意見を求め、最終的な計画の策定とする予定でございます。

なお、1年目につきましては、経費節減にも努め、計画策定に関する補助業務の委託を行わないことから、経費としましては、委員等の報酬、旅費等55万1,000円を計上しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

じゃあいいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 普段から意思の疎通が図られているようですから、十分でございましたのでお帰りください。お疲れでございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 6 時58分

再開 午後 6 時59分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これからは建設部の所管になりますので、建設部長がおいでになっていますので一言だけ御挨拶をいただいた上で説明に当たる職員を紹介していただいて審査に入ります。

建設部長。

○建設部長（深見勝彦君） 建設部長の深見でございます。遅くまで御審議ありがとうございます。

都市計画課と建築課の案件になりますけども、職員が参っておりますので自己紹介いたします。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課長を拝命しております鶴川と申します。よろしくお願いいたします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 計画担当係長の堀尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○開発担当係長（小椎尾公憲君） 開発担当係長の小椎尾と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料158ページ、企業立地促進事業、事業内容について説明をお願いします。

鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、企業立地促進事業、事業内容について御説明いたします。

予算審査資料は158ページとなります。

初めにこの事業の予算計上額でございますが、24万7,000円でございます。

次に、この事業の目的でございますが、市内における企業立地を促進することにより、商工業の振興及び雇用機会の拡大などを図り、もって市民生活の向上に資することを目的としております。

次に、事業の内容でございますが、一つ目が窓口等で進出希望の企業から立地に関する

相談があった際には、本市作成のパンフレットであります企業立地の御案内などを活用し、できる限り丁寧に対応しているところでございます。

二つ目が、条例に基づく雇用促進補助金に関する事務でございますが、令和8年度については交付の予定はございません。

そして三つ目が現在最も力を入れている取組となりますけれども、福岡県の企業立地課と連携した取組でございます。

まず、県が入手された進出希望企業の情報を基に立地条件に合致する物件の調査や案内をその都度行っております。

次に、県が発行している冊子、グローバルビジネスでのPRについてでございます。今年度は市長からの挨拶文を新しく掲載させていただきましたが、引き続き掲載内容を充実させながらPR活動に努めていきたいと考えているところでございます。

そして昨年度から実施している企業訪問の取組でございます。現在は福岡県の東京事務所と連携し、主に東京都内の企業を訪問させていただいているところでございますが、今後も継続して取り組む予定としております。

最後になりますけれども、やはり立地を希望してある企業の情報につきましては、県の企業立地課さんが圧倒的に多くの情報を持っておりますので、今後ともしっかりと連携して市内への立地につながるよう、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

城委員。

○委員（城 健二君） 以前、候補地を12ヘクタール確保しているということをお聞きしたんですが、この12ヘクタールというのは坪数でいけば3万6,000坪ですか。JT跡地よりもちょっと少ないという形になるんですが、それだけの用地というのは1か所にまず12ヘクタールを確保されているのか、それともその12ヘクタールは別々に何か所かに確保されているのかをまず1点お聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 12ヘクタールにつきましては代表質問の中でお話しさせていただいている内容かなと思っておりますが、結論から申し上げますと1か所ではなく、22か所の合計の面積で約12ヘクタールというところでございます。

主なもので申し上げますと山家地区で工場とか倉庫、そして介護施設がございます。そ

れと山口地区では倉庫、あと二日市地区では店舗、こういった整備が今年度から始まっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） ちょっと意外に思ったんですけど、事業の内容のところでPRというのがどうなのかなと思うんですけど、例えばホームページなり、SNSなりで誘致を呼びかけるというようなことは計画ないんですか。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） PRについてはもちろんホームページでもさせていただいておりますし、今回資料の中で挙げさせていただいていますパンフレットとかもつくって、都市計画課の窓口にも置いてますし、福岡県の企業立地課さんとか、東京事務所さんのほうにも配付をお願いするなど、とにかくあらゆる場面でPRのほうを機会を捉えてやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 東京事務所のPRというか、活動というか、人員とかどのような形で企業訪問しているのか、お願いします。たくさんあるからね、福岡県は。いっぱい市町村があるわけだから、その中で筑紫野市はどのように取り上げてくれているのかと聞いている。

○委員長（上村和男君） 何か言ってくれますか。東京事務所に行くんでしょう。

鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 福岡県の東京事務所ということでちょっとお話しさせていただきましたが、これは県の出先の機関でございます。東京事務所だけでなく、大阪事務所もあるという中で、まずは一番企業が多い関東圏のほうにまずPRをさせていただけたらというところで福岡県の東京事務所のほうにお願いいたしまして一緒に訪問をしていただきたいというところで今一緒にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 企業誘致を進める上での本市の強みや課題をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず筑紫野市をPRするに当たって一番メリットとしてPRしているところでいきますとももちろん筑紫野市は交通の利便性が高いというところもあるんですけども、一番は人材の確保がしやすいというところを企業さんのほうにはPRさせていただいております。

やはり、ふるさとのハローワークが敷地内にございますし、有効求人倍率も0.76倍というところ、あとは人口の増加数も県内で3位というところをアピールしながら筑紫野市のほうに来ていただきたいというところで今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2点お尋ねいたします。

まず立地立案に向けてのマスタープラン等の変更とかいろいろ考えられていると思うんですけど、そういった場所の面積の確保の取組であるとか、あともう一つ、近隣市で鳥栖市が結構企業の誘致を推進しております。

そういった中で2番目のところにも関してなんですけども、雇用促進補助金であるとか、固定資産税の減免もあったかなというふうに記憶はしてるんですけども、こういったせっかくパンフレットをつくって、事務所にも出向かれるということで、そういった新たな補助金であるとか、創設は考えられないのか、2点お伺いいたします。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画マスタープランのお話がまずありましたけれども、これについては今年度、中間見直しということでさせていただいております。

都市計画マスタープランの中ではいわゆる企業の受皿づくりをする下地をつくるというところで今年度まで取組をさせていただいておりますので、一定またそういう下地としては今年度できたかなと感じているところでございます。

それから2点目の補助金の拡充についてでございますが、今現在、固定資産税の減免は3年間、そして雇用された場合は上限が1,000万円というところで今させていただいておりますが、現時点においてはその拡大というところは考えておりません。やはり企業さんのほうにお話を聞くとやっぱり金額的にはかなり大きな金額でないと惹かれないということで、今、県のほうがいろんな取組をされてありまして、県が今、最大で投資額の10%、そして最大50億円を助成しているというところをされてありますので、そこを私ど

もとしてはフルにPRさせていただいて私たちも県の一部でありますので、そこを全面的に出してPRしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、県の50億円とか言った分をもう少し詳しく説明願います。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今ちょっと手元に資料がございません。県の補助金ではありますけれども、私も間違ってお答えしたらいけないので、しっかり資料をそろえて後ほど資料として提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それでいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ次に移ろうと思います。

次に移ります。

審査資料159ページ、ブロック塀等撤去費補助事業、事業内容に移ります。

鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、ブロック塀等撤去費補助事業、事業内容について御説明いたします。

資料は159ページでございます。

初めに、この事業の予算計上額は120万円でございますが、国2分の1、県4分の1の補助金を活用し、実施させていただきたいと考えております。

次に、事業の目的と内容でございますが、通学路や避難経路などの安全な通行を確保するため、補助金交付要綱の規定に基づき、倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去費用の一部を補助し、安全安心なまちづくりを推進するものでございます。

次に、補助の対象でございますが、ブロック塀だけでなく、石塀やレンガ塀も対象としており、道路に面している道路からの高さが1メートル以上のものを対象としております。

また、診断により危険であると判定されたものとしておりますが、福岡県が示している診断カルテを活用して危険であると判定されたものを対象としております。

次に、補助の条件としまして、記載のとおりでございますけれども、一番下の中ボツ部分を御覧ください。

補助要件の一つとしまして、市内の業者に工事を依頼することを要件としております。

なお、その下の米印になりますけれども、相談の際には当該補助金の案内と併せて、ブロック塀を新設される場合に活用できます経済対策事業住宅改修工事補助金の案内も併せて行っております。

次に、補助の内容でございますが、撤去する延長のメートル掛ける8,000円、または撤去費用の3分の2のどちらか低いほうの額としておりまして、上限は16万円となっております。

最後に算出根拠でございますが、直近の交付実績の平均である12万円掛ける見込みの件数である10件の合計120万円で事業を実施したいと考えております。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 非常に町全体の防災という観点ではいい補助金だと思うんですが、「倒壊の危険性が高いブロック塀等」、本人がそう思っていなくても専門家から見たらこれは危ないんじゃないかなということでお勧めに行ったりしないのか。ぜひ通学路とか、避難経路の安全の確保のためにはやっていただいたらいいんですよとか、お勧めに行かないのかどうかということと、「補助の対象の診断により危険であると判定されたもの」というのは、事前に本人が県の診断カルテを使って判定しておかないと申請できないのかどうか。申請してからこの判断をしていただけるのか、どちらなのでしょうかね。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まずこちらから危険ですよというところを注意というか、周知しに行かないのかというところでございますが、今まではいろんな周知をして、いろんな場所で周知をして申請されるのを待っているというところではございましたが、昨年从此らから危険と思われるところには赴いてこういう補助金がありますよという中でまず外見だけでは分からない部分があって、やっぱり敷地の中に入れていただいてしっかり見ないと、先ほど2番目で言われた診断カルテ、これも点数をつけるんですけれども、この点数をつけるのも16項目あって、これはやっぱり敷地の中に入れていただかないとしっかり点数がつけられないというのがありますので、道路から見てちょっと危ないかなというところはこちらのほうから御案内するように努めているところでございます。

それともう1点の診断カルテでございますけれども、この内容につきましてはもちろん

ホームページのほうにも掲載しておりますので、比較的分かりやすいので、どんな方でもとはあれですけど、一般的には比較的簡単に計算ができますので、ぜひ試しに御利用いただきたいなというのはまずあるんですけども、この点数をつけてよということで御依頼があれば、すぐにうちの職員が出向いて点数をつけさせていただく。そこは常時させていただいておりますので、御心配な点があれば都市計画課にぜひ御連絡いただきたいと思いますと思っています。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 撤去した後の新設の分は何かあるんですか。

○委員長（上村和男君） 鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今回、資料のほうで出させていただいているブロック塀の撤去費補助事業の分は都市計画課のほうでさせていただいております。これは基本的には撤去の分でございますが、今、委員がおっしゃってある新設につきましては、この資料の下の方に書いてありますが、商工観光課のほうでやっております経済対策事業住宅改修工事補助金のほうが新設の分は対象になりますので、これも併せて御案内しているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ次に移りますが、お帰りになりますのでお疲れでございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 7 時11分

再開 午後 7 時12分

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

同じく建設部ですが、建築課が来ていますので部長から紹介をしていただいて審査に入りたいと思います。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） お疲れさまです。建築課の職員が参っておりますので、自己紹介したいと思います。よろしくお願いします。

○建築課長（鶴岡靖生君） お疲れさまです。建築課長の鶴岡です。よろしくお願いします。

○空家対策・建築計画担当係長（猿渡康弘君） お疲れさまです。建築課、空家対策・建築計画担当で係長をしております猿渡と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査資料160ページ、耐震改修促進事業、事業内容について説明を願います。

課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 耐震改修促進事業の事業内容につきまして、予算審査資料160ページに基づき御説明いたします。

最初に、令和8年度事業予算額は1,200万円としております。

その内訳につきましては、国庫補助金が450万円、県費の補助金が525万円、残りの225万円を一般財源として予定しております。

次に、事業の目的及び内容についてでございます。本事業は、住宅の耐震化及び省エネ化を促進することにより、地震に強い安全安心なまちづくりの推進と、脱炭素社会の実現を図ることを目的として実施するものでございます。

具体的には、昭和56年5月31日以前に建築された二階建て以下の木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅を対象としております。これらの住宅について、耐震改修工事や省エネ改修工事などの住宅性能向上改修工事を行う場合に、予算の範囲内で経費の一部を補助金として交付するものでございます。

また、資料の一番下に記載しておりますとおり、先ほどの条件を満たす住宅につきましては、建て替えや解体を行い、耐震性のある住宅へ住み替える場合などの除却工事につきましても補助対象としております。

補助金額につきましては、工事費の60%を補助し、上限額を80万円としております。

内訳としましては、耐震改修工事が上限60万円、省エネ改修工事が上限20万円となっております。

申請者が上限の80万円の補助を受ける場合を想定し、今年度に引き続き令和8年度も15件分の申請に対応できる予算を計上しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ありませんね。なくて申し訳ないですが、説明がちゃんとしていたのです。

次、審査資料161ページ、公共建築物長寿命化計画更新事業、事業内容について説明願います。

課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 引き続き公共建築物長寿命化計画更新事業の事業の内容につきまして、161ページに基づき御説明いたします。

まず、令和8年度の事業予算額でございますが、414万円としており、全て一般財源によるものでございます。

次に、事業の目的についてでございます。

本市におきましては、昭和40年代後半から50年代にかけて多くの公共建築物が整備されてまいりました。これらの施設につきましては、今後老朽化への進行に伴い、更新、建て替えや改修に要する費用の増大、さらには特定の年度の事業費の集中が懸念されるところでございます。

また、老朽化対策にかかる費用の増加により、将来的に大きな財政負担が見込まれることから、財政負担の平準化を図る必要がございます。

このような状況を踏まえ、本市では、筑紫野市公共施設等総合管理計画の下位計画として、原則として延べ床面積200平米以上の鉄筋コンクリート造または鉄骨造の既存公共建築物を対象に、施設の劣化状況を踏まえつつ、長期的な視点の下で公共建築物の更新や長寿命化を総合的かつ計画的に推進するため、平成31年3月に筑紫野市公共建築物長寿命化計画を策定したところでございます。

現在、本計画の策定から7年が経過しており、また上位計画である筑紫野市公共施設等総合管理計画も改定されることから、上位計画との整合性を図りながら、基本方針や維持管理方針などを見直すため、計画の改定業務を委託するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 説明がよかったので質疑はありません。

安全安心のために大事な事業を担当しているところですから、頑張ってください。

○建築課長（鶴岡靖生君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） これで本日の審査は終了になりますので、皆さん本当に最後まで、7時20分になってますけどよく頑張ってくださいまして御協力いただきましたことに感謝を申し上げ、本日はこれにて散会いたします。

お疲れでございました。

散会 午後7時20分